

占用工事施行基準

川 崎 市

● 目 次

占用工事施行基準・・・・・・・・・・・・・・・・	P	1
別表1 占用工事保安施設等の設置要領・・・・・・・・	P	7
別表2 地下埋設物の名称等の表示要領・・・・・・・・	P	31
別表3 占用工事に係る路面表示要領・・・・・・・・	P	33
別表4 占用工事完成図作成要領・・・・・・・・	P	57
別表5 占用工事写真の撮影方法・・・・・・・・	P	59
別表6 復旧工事施行要領・・・・・・・・	P	63
標準復旧断面図・・・・・・・・	P	79
別表7 復旧範囲の裁定要領・・・・・・・・	P	105
小規模占用工事の取扱い・・・・・・・・	P	109

占 用 工 事 施 行 基 準

(趣旨)

川崎市道路占用規則（平成3年川崎市規則第33号。以下「規則」という。）第18条に規定する占用工事の施行については、この基準の定めるところによる。

第1章 占用工事の一般事項

1 占用工事の概要説明

占有者は、占用工事を施行するときは、あらかじめ当該占用工事の概要について近隣住民に説明しなければならない。ただし、市長が認めるものについては、この限りでない。

2 先行工事

占有者は、占用工事を施行しようとする箇所に、市長が施行する道路に関する工事計画がある場合には、工期、工法、復旧方法等について、市長の指示に従って当該占用工事を施行しなければならない。

3 占用工事の競合

- (1) 占有者は、占用工事が競合するときは、同時施行等の方法により、当該占用工事を施行しなければならない。ただし、市長が認めるものについては、この限りでない。
- (2) 市長は、前項に規定する占用工事について、必要と認めるときは、占有者の間で施工時期、施工方法等について協議させるものとする。

4 安全の確保等

占有者は、占用工事を施行するときは、あらかじめ当該占用工事箇所周辺の交通状況の把握、その他必要な現状確認を行うとともに、工事施行に伴う事故を防止し、その安全を確保しなければならない。

5 騒音振動等の抑制

占有者は、占用工事を施行するときは、低騒音化及び低振動化された機械を使用するとともに、当該占用工事の施行に伴う騒音、振動等の発生をできる限り防止しなければならない。

6 既設工作物の移設等

占有者は、占用工事中、既設の工作物、物件又は施設の移設、改築、撤去、防護等の必要があるときは、その所有者又は管理者と協議したうえ、市長の指示に従って適切な措置を講じなければならない。

7 工事保安施設等の設置

占有者は、占用工事を施行するときは、別表1「占用工事保安施設等の設置要領」により保安施設等を設置しなければならない。

8 占用工事の監督

占有者は、工事現場に腕章を着けた監督員を常駐させるとともに、占用工事の許可書又はその写しを携行させ、許可条件の履行及び作業員の指導を行わせなければならない。

9 事故等の発生に伴う措置

占有者は、占用工事中、事故等の発生により緊急に必要な措置を講じなければならないときは、直ちに当該占用工事を停止し、人命の安全、二次災害の防止等に必要な措置を講ずるとともに、関係機関に報告し、その指示を受けなければならない。

10 工事現場の整理

占有者は、掘削土砂、工事用機械、工事用材料等により消火栓、火災報知器、水道制水弁、ガス開閉栓、各種人孔等の所在箇所を不明確にし、又はこれらへの接近を困難にしてはならない。

11 地下埋設物の名称等の表示

占有者は、占用工事に係る地下埋設物について、当該地下埋設物の名称、管理者名、埋設の年、その他保安上必要な事項を別表2「地下埋設物の名称等の表示要領」により表示しなければならない。

12 占用工事に係る路面表示

占有者は、占用工事に係る路面の復旧後、別表3「占用工事に係る路面表示要領」により当該路面に必要な事項を表示しなければならない。

13 占用工事完成図の作成

占有者は、占用工事が完了したときは、別表4「占用工事完成図作成要領」に基づき完成図を作成しなければならない。

14 占用工事写真の撮影

占有者は、占用工事を施行するときは、別表5「占用工事写真の撮影方法」により写真を撮影しなければならない。

第2章 占用工事の施行方法

1 掘削工事

占有者は、掘削工事を次の各号に定めるところにより施行しなければならない。

- (1) 平板ブロック、歩車道境界ブロック等の既設コンクリートブロック類は、破損しないように取りはずし、占用工事が完了するまで保管すること。
- (2) セメントコンクリート舗装道又はアスファルトコンクリート舗装道を掘削するときは、切断機等で原則として垂直に切断し、周囲に損傷を与えないようにすること。
- (3) 切断した後の舗装の破壊片は道路上にたい積し、又は道路上で小割りすることなく、直ちに占用工事現場から所定の場所に搬出すること。
- (4) 道路を横断方向に掘削する場合は、できるだけ交通に支障のないよう当該工事を2以上に分割して施行すること。ただし、当該工事を分割して施行することが困難な場合には、交通量の少ない時間帯を選んで施行すること。
- (5) 宅地の出入口等に接する道路の部分を掘削する場合は、その出入りに支障を来さないよう必要な措置を講ずること。
- (6) 掘削工事は、当日中に復旧することが可能な範囲とすること。ただし、市長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。
- (7) 占用工事現場において材料等の積み降ろし作業、残土の積み込み作業等を行う場合は、交通誘導員を配置し、交通の確保及び歩行者の安全を図るとともに、道路の清掃に努めること。

2 土留工

- (1) 占有者は、前条の規定により掘削工事を施行する場合は、次の各号に定めるところにより必要な土留工を施行しなければならない。
 - ア 鋼矢板等の打ち込みに際しては、あらかじめ必要な深さの布堀りを行い、既設の地下埋設物の安全を確認した後、施行すること。
 - イ 軟弱地盤又はゆう水が多量に発生する地帯における土留工については、地盤に緩みを生じさせないように鋼矢板の継手を接合する等必要な措置を講ずること。
 - ウ 鋼矢板等の打ち込み後は、掘削壁面に緩みが生じないように裏込めを施行すること。
 - エ 鋼矢板等の打ち込み又は引抜き作業については、誘導員の配置、近接電線の安全確保等危険防止のために必要な措置を講ずること。
 - オ 鋼矢板等の引抜きについては、掘削した深さの3分の2以上の埋戻しを終了した後、周囲の地盤に緩みを生じさせないように引抜き、その跡を直ちに砂等により埋戻すこと。
- (2) 占有者は、現場打ちくい、地中壁等を必要とする土留工を施行するときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。
- (3) 占有者は、土留工を施行した後、鋼矢板等を引抜くまでの間は、その変形及び接続部分の緩み、裏

込め土砂の移動等について、常時必要な点検を行わなければならない。

- (4) 占有者は、埋戻しを終了した後、土留工に使用した鋼矢板等を撤去しなければならない。ただし、やむを得ないと市長が認めるときは、この限りでない。

3 覆工

- (1) 占有者は、掘削跡を当日中に埋戻すことができない場合は、次の各号に定めるところにより覆工を施行しなければならない。ただし、全面通行止めになるとき、又はやむを得ない場合で、市長が認めるときは、この限りでない。

ア 覆工板は、滑り止めのある鋼製又はコンクリート製で、十分荷重に耐えることのできるものを使用すること。

イ 覆工板は、すき間及び段差が生じないように設置すること。ただし、すき間及び段差をなくすることが困難な場合には、すき間をアスファルトコンクリート等で埋め、段差は、3パーセント以内の勾配で道路部に滑らかにすり付けること。

ウ 覆工板を設置した場合には、当該覆工板が設置されていることを通行車両が予知できるように、標識等を設置すること。

- (2) 占有者は、覆工板の機能を維持するため、保安要員を配置し、常時点検しなければならない。

4 ゆう水等の措置

占有者は、掘削する箇所に多量のゆう水又はたまり水がある場合は、沈ろ過施設を設け、排水施設に排水するとともに、必要に応じてグラウト工法、薬液注入工法等による補助工事を行い、土砂の流出、地盤の緩み等を防止しなければならない。

5 特殊工法の採用及び報告

占有者は、占用工事を施行する場合において、特殊工法（シールド工法、推進工法等をいう。以下同じ。）を採用するときは、あらかじめ土質、地下水、既設埋設物等の調査を行うとともに、当該工法に係る工事における地下開口部の位置、構造等について、市長の承認を受けなければならない。

6 補助工事

占有者は、グラウト工法、薬液注入工法、凍結工法、圧気工法、ウェルポイント工法等による補助工事を施行する場合においては、あらかじめ使用する材料等について、市長の承認を受けなければならない。

第3章 復旧の方法

1 復旧工事の施行方法

占有者は、占有のため道路を掘削したときは、別表6「復旧工事施行要領」により復旧工事を施行しなければならない。

2 復旧面積の裁定

- (1) 道路を掘削した場合の復旧すべき範囲は、別表7「復旧範囲の裁定要領」により市長が裁定するものとする。
- (2) 占有者は、前項の規定により裁定された復旧すべき範囲に係る復旧面積計算書及び図面を市長に提出しなければならない。ただし、市長が認めるときは、この限りでない。

3 路盤先行工法による復旧

占有者は、次に掲げる箇所を除いて路盤先行工法による復旧ができるものとする。

- (1) 路床、路盤の支持力の低下によるひび割れ（線状及び亀甲状）が発生している箇所
- (2) 過年度工事実施箇所地下水位が高く軟弱地盤であった箇所
- (3) その他、市長が妥当ではないと判断した箇所

4 路盤の締固め度

占有者は、路盤の造成が完了したときは、締固め密度の測定等により路盤の締固め度を確認し市長の承認を受けて舗装工事に着手しなければならない。ただし、軽易な占用工事で市長が認めるものについては、この限りでない。

5 仮復旧工事

- (1) 占有者は、道路掘削箇所の復旧工事を速やかに施行することが困難であって交通開放する必要がある場合及び規則第19条第2項の規定により市長が路面復旧工事を施行する場合は、当日中に仮復旧工事を施行しなければならない。
- (2) 仮復旧工事の復旧すべき範囲は、道路を掘削した部分とする。ただし、道路を掘削した部分の周囲に影響がある場合で交通開放するうえに危険であると市長が認める部分は、これに含めるものとする。
- (3) 前2項に規定する仮復旧工事は、別表第6「復旧工事施行要領」によらなければならない。ただし、軽易な占用工事で市長が認めるものについては、この限りでない。
- (4) 占有者は、仮復旧工事から復旧工事に至るまでの間、仮復旧箇所を良好な状態に維持しなければならない。
- (5) 仮復旧の構造については、復旧工事施行要領の標準復旧断面図によるものとするが、市長から構造断面等について特別の指示がある場合には、その指示に従わなければならない。

第4章 占用工事の完了検査等

1 占用工事の完了検査

- (1) 市長は、規則第20条第1項に規定する完了検査（以下「完了検査」という。）の際、必要と認めるときは、占用者に復旧箇所を破壊させ、地下埋設物の占用位置、舗装構造等について検査するものとする。
- (2) 占用者は、完了検査に不合格の場合は、市長の指示により直ちに必要な工事を施行し、再検査を受けなければならない。

2 保証期間満了検査

占用者は、規則第22条第1項に規定する保証期間満了検査に不合格の場合は、市長の指示により直ちに必要な工事を施行し、再検査を受けなければならない。

第5章 雑則

1 う回路の設定に伴う費用負担

占用工事のため、道路の区域外の土地を利用してう回路を設ける場合に要する費用は、占用者の負担とする。

2 緊急保全工事

既設の占用物件の管理者は、当該占用物件に損傷を生じ、緊急に当該占用物件を保全するための工事を施行する必要があるときは、直ちに市長に報告し、その承認を受けるとともに、市長の指示に従って、当該保全のための工事に着手しなければならない。

3 地下埋設物台帳の整備

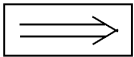
市長は、地下埋設物台帳を整備するため、地下埋設物の位置、構造、数量等を記入した書類を占用者から提出させるものとする。

占用工事保安施設等の設置要領

占用工事保安施設等の設置については、「道路工事現場における標示施設等の設置基準」（建設省道路局長通達昭和37年8月30日付け、道発第372号）及び「道路工事現場における標示施設等の設置基準等の一部改正について（国土交通省道路局長通知平成18年3月31日付け、国道利第37号・国道国防第205号）」、「道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知平成18年3月31日付け、国道利第38号・国道国防第206号）」によるほか、この要領の定めるところによる。

保安施設設置標準図一覧表

呼 称	適用条件（例示のない場合、適用条件類似のものに準じて処理のこと。）			
	工 種	車 道 幅 員	昼 夜 別	摘 要
A 型	車道打換え・オーバーレイ・AS注入	4車線以上	夜間（昼間）作業	局部打換えも含む
B 型	〃 ・ 〃 ・ 〃	4車線未満	同上	〃
C 型	〃 ・ 〃 ・ 〃	4車線以上	同上	〃
D 型	中央分離帯修理、設置	———	同上	
E 型	歩道工事	———	同上	
F 型	ガードレール、標識、街渠等の設置修繕	———	同上	
G 型	除草、ガードレール等の人力清掃、路肩整正	———	昼間作業	
H 型	路面および側溝の人力清掃	———	同上	
I 型	目地シール作業等（短時間作業）	———	同上	
J 型	レーンマーク作業	———	同上	
う回路標示	う回路標示	———	———	

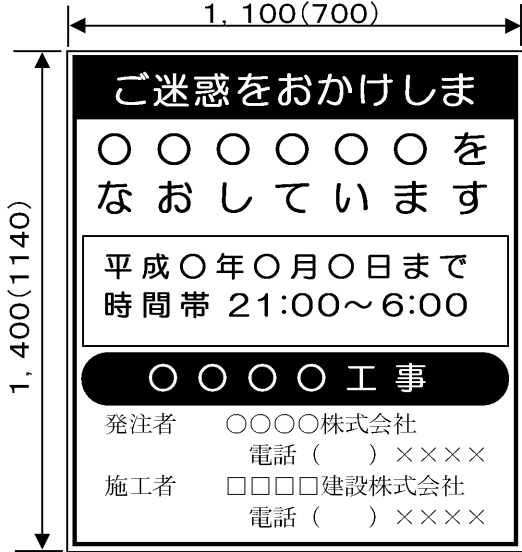
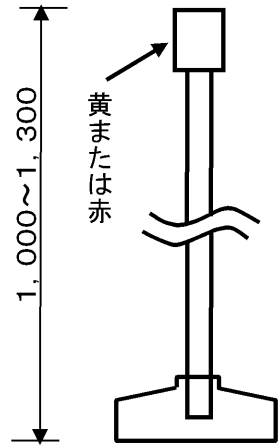
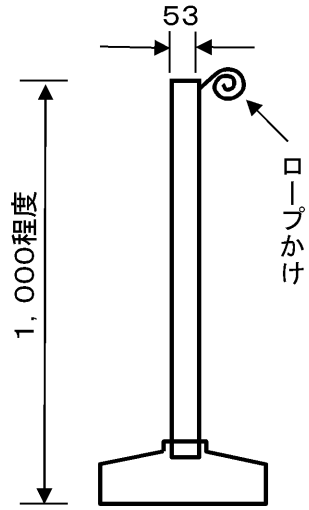
保 安 施 設 等 の 設 置 目 的							
施 設	記 号	交通の誘導	立入防止	場所の明示予告	交通指導	そ の 他	備 考
工 事 用 照 明 灯				○			
保 安 灯	■ (⑥)	○		○			
歩 道 柵	●—● (⑦)		○	○			
バ リ ケ ー ド	➤—————➤		○	○			
矢 印 板		○					
保 安 員						○	
交 通 誘 導 員		○					
ク ッ シ ョ ン ド ラ ム						○	必要に応じて設置
体 感 マ ッ ト						○	必要に応じて設置
交 通 誘 導 ロ ボ ッ ト		○					必要に応じて設置
カ ラ ー コ ー ン	○	○	○	○			
標 示 板 (工 事 予 告)	①			○			
警 戒 標 識	②			○			
規 制 標 識 (3 1 1 - F)	③	○			○		
規制標識速度落とせ看板	④				○		

保 安 施 設 等 の 設 置 目 的							
施 設	記 号	交通の誘導	立入防止	場所の明示予告	交通指導	そ の 他	備 考
標示板（工事中看板）	⑤					○	
工事中（内部照明型）	⑧	○					
警 戒 標 識	⑨	○			○		
〃	⑩	○			○		
歩 行 者 案 内 板	⑪		○				
停 止 線 標 識	⑫				○		
信 号 機	⑬				○		
段 差 予 告 版	⑭			○			
段 差 標 示 板	⑮			○			
工 事 情 報 看 板	⑯					○	
工 事 説 明 看 板	⑰					○	
工 事 予 告 看 板	⑱			○			
う 回 路 標 示 板	—	○					

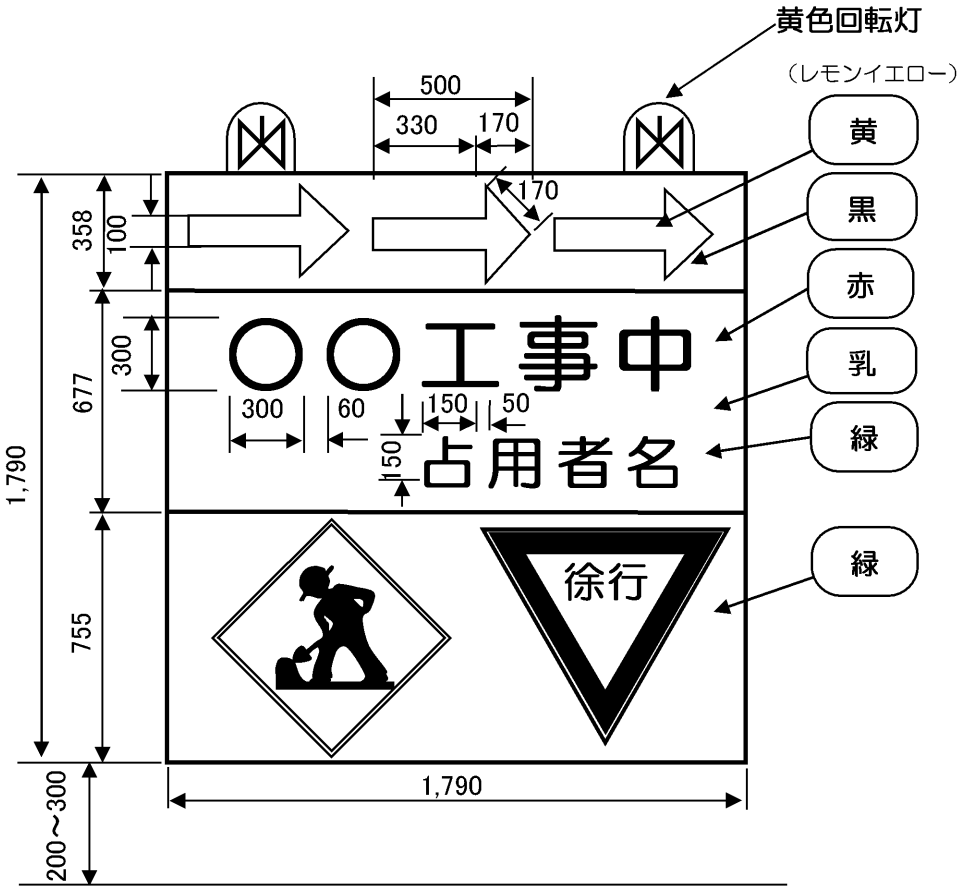
保安施設標準様式図

番 号	1	2	3	4
記 号	①	②	③	④
名 称	標示板（工事予告）	警戒標識	規制標識（311－F）	規制標識速度落とせ看板
様 式 および 標準寸法 (単位mm)				
注	(1) 高輝度反射式とする。 (2) 転倒しないように留意して設置すること。	(1) 高輝度反射式とする。 (2) 転倒しないように留意して設置すること。	(1) 拡大率 1.5 倍を標準とするが場所によって 1 倍または 1.3 倍を用いることができる。 (2) 夜間は内部照明とする。 (3) 転倒しないように留意して設置すること。	(1) 高輝度反射式とする。 (2) 転倒しないよう留意して設置すること。

保安施設標準様式図

番 号	5	6	7
記 号	⑤	⑥	⑦
名 称	標示板（工事中看板）	保安灯	歩道柵
様 式 および 標準寸法 (単位mm)	 ※ () の数値は 小型版の標示板 とする。		
注	(1) 色彩は「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文「〇〇〇〇工事」等の工事種別については青地に白抜き文字とし、「〇〇をなおしています」等の工事内容、工事期間については青色文字、その他の文字及び線は黒色、地は白色とする。 (2) 緑の余白は、2cm 縁線の太さは1cm 区画線の太さは0.5cm とする。 (3) 工事期間、時間帯については、交通上支障を与える実際の期間のうち、工事終了日、工事時間帯を標示するものとする。 (4) 「〇〇工事」には「舗装工事」、「共同溝工事」等と記載する。 (5) 高輝度反射式または同等以上のものとする。 (6) 裏側に当該警察署の協議事項を記入する。 (7) 転倒しないよう留意して設置すること (8) 施工者については、現場代理人等を記載すること。		(1) 転倒しないように留意して設置すること。 (2) 柱およびロープは黒黄の縞をほどこすものとする。 (3) ロープの外径は12mm 以上とする。 (4) 柱間隔は約5m とする。 (5) 転倒しないように留意して設置すること。

保安施設標準様式図

番 号	8
記 号	⑧
名 称	工事中（内部照明型）
標 示	 黄色回転灯 (レモンイエロー) 黄 黒 赤 乳 緑 緑 1,790 358 100 300 677 755 200~300 500 330 170 170 300 60 150 50 150 1,790

注

- (1) 内部照明とし矢印は順次点滅させる。
- (2) 警戒標識、規制標識は 1.0 倍とする。
- (3) 「〇〇工事中」には「舗装工事中」、「共同溝工事中」等と記載し、「道路工事中」とは記載しない。

保安施設標準様式図

番 号	9	1 0	1 1
記 号	⑨	⑩	⑪
名 称	車線数減少	片側交互通行	歩行者案内
様 式 および 標準寸法 (単位mm)			
注	(1) 高輝度反射式とする。 (2) 実際の規制に合わせた図とする。 (3) 転倒しないように留意して設置すること。	(1) 高輝度反射式とする。 (2) 転倒しないように留意して設置すること。	(1) 高輝度反射式とする。 (2) 転倒しないように留意して設置すること。

保安施設標準様式図

番 号	1 2	1 3	1 4	1 5
記 号	⑫	⑬	⑭	⑮
名 称	停止位置	信号機	段差予告	段差標示
様 式 および 標準寸法 (単位mm)				
注	(1) 高輝度反射式とする。 (2) 路面に停止線を設ける。 (3) 転倒しないように留意して設置すること。	(1) 転倒しないように留意して設置すること。	(1) 50m から 150m 手前に設置する。 (2) 高輝度反射式とする。 (3) 転倒しないように留意して設置すること。	(1) 段差箇所に設置する。 (2) 高輝度反射式とする。 (3) 転倒しないように留意して設置すること。

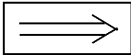
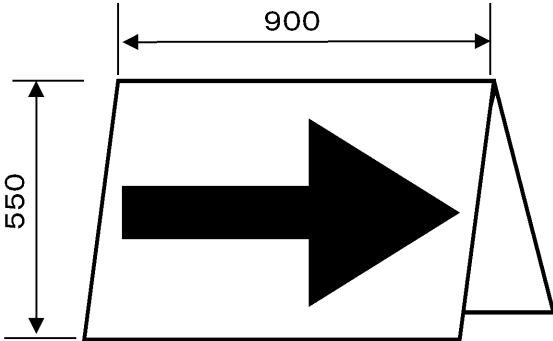
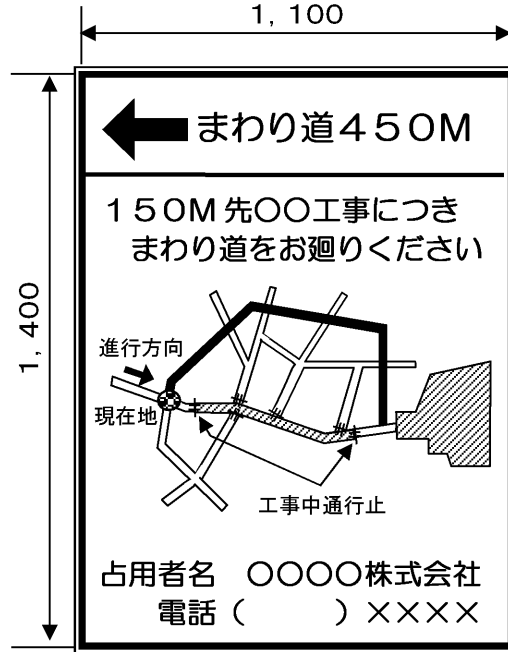
保安施設標準様式図

番 号	1 6	1 7
記 号	⑩	⑪
名 称	工事情報看板	工事説明看板
様 式 および 標準寸法 (単位mm)		
注	(1) 色彩は、「〇〇〇〇をなおしています」等の工事内容については青色文字、その他の文字及び線は黒色、地は白色とする。 (2) 工事期間については、交通上支障を与える実際の期間のうち、工事開始日及び工事終了日を標示するものとする。 (3) 工事情報看板の下部に、該当工事に関する番号や問い合わせ先等を掲示することができる。 (4) 現場付近の歩道と車道を分離するガードレール等に、ドライバーから看板の内容が見えないように、建築限界を守って、堅固に設置する。 (5) 道路工事を開始する約1週間前から道路工事を開始するまでの間、設置する (6) 転倒しないように留意して設置すること。	(1) 色彩は、「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文については青地に白抜き文字「〇〇〇〇をなおしています」等の工事内容については青色文字、その他の文字及び線は黒色、地は白色とする。 (2) 工事期間については、交通上支障を与える実際の期間のうち、工事終了日を標示するものとする。 (3) 工事説明看板の下部に、該当工事に関する番号や問い合わせ先等を掲示することができる。 (4) 現場付近の歩道と車道を分離するガードレール等に、ドライバーから看板の内容が見えないように、建築限界を守って、堅固に設置する。 (5) 道路工事開始から道路工事終了までの間、設置する。 (6) 転倒しないように留意して設置すること。

保安施設標準様式図

番 号	1 8	1 9	2 0
記 号	⑱	○	⌵
名 称	工事予告看板	カラーコーン	バリケード
様 式 および 標準寸法 (単位mm)			
注	(1) 500m から 1000m 手前に設置する。 (2) 高輝度反射式とする。 (3) 転倒しないように留意して設置すること。	(1) 夜間は内部照明とする。 (2) 転倒しないように留意して設置すること。	(1) 転倒しないように留意して設置すること。

保安施設標準様式図

番 号	2 1	2 2
記 号		
名 称	矢印板	う回路標示板
様 式 および 標準寸法 (単位mm)		
注	(1) 高輝度反射式とする。 (2) 転倒しないように留意して設置すること。	(1) 色彩は、矢印を赤色、その他の文字及び記号を青色、地は白色とする。 (2) 緑の余白は、2cm 縁線の太さは1cm、区画線の太さは0.5cmとする。 (3) 高輝度反射式とする。 (4) 転倒しないように留意して設置すること。

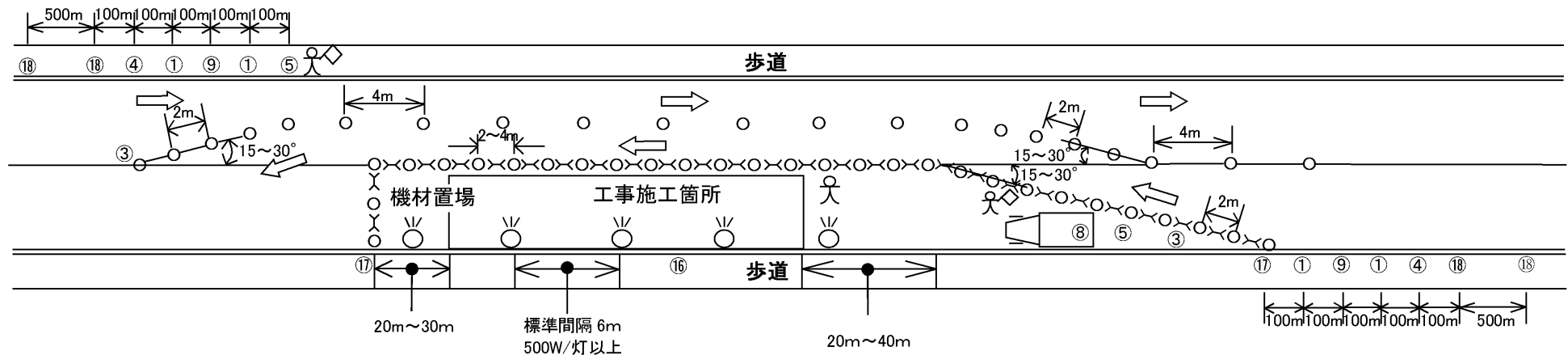
A型標準図

車道打換（局部打換も含む）

オーバーレイ

：4車線以上：夜間（昼間）

A s 注入



- 注) 1. 保安要員 1 名以上、交通誘導員 2 名以上おくこと。
 2. 保车道境界のバリケードはガードレールがある場合は除く。また、現場の状況によりロープに変えてもよい。
 3. 昼間工事の場合は⑧を②④に変更することができる。
 4. カラーコーンの設置間隔および設置角度は当該警察署と協議すること。
 5. ⑧は標識車または大型電光標示板を設置すること。
 6. 近接して工事が行われる場合、①及び⑫は各工事間で調整を行い設置すること。
 7. ⑬は工事開始の 1 週間前から工事開始までの間、設置すること。
 8. 必要に応じてクッションドラム、体感マット、交通誘導ロボットを配置すること。

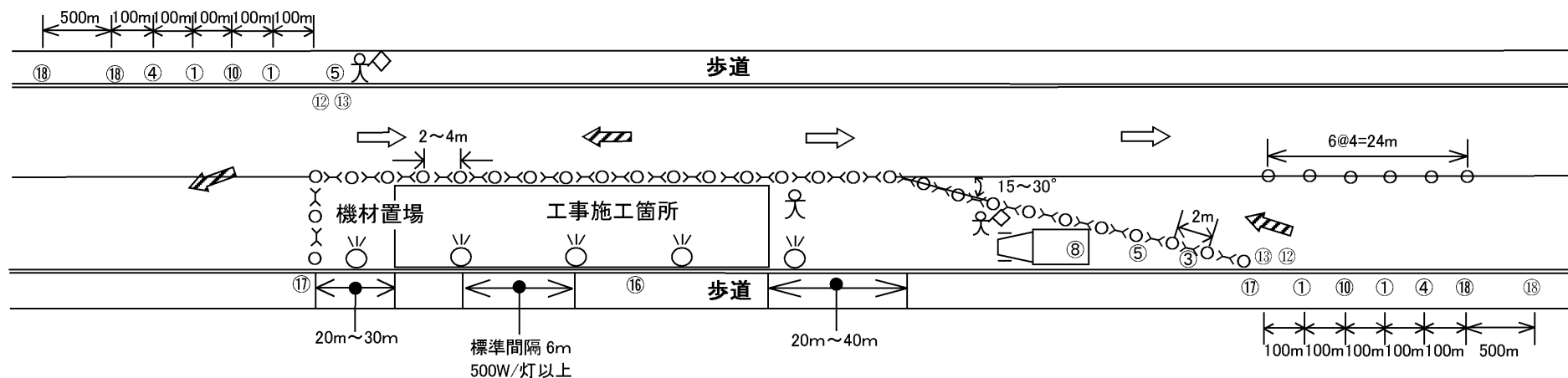
B 型標準図

車道打換（局部打換も含む）

オーバーレイ

： 4 車線未満：夜間（昼間）

A s 注入



- 注） 1．保安要員 1 名以上、交通誘導員 2 名以上おくこと。
- 2．保車道境界のバリケードはガードレールがある場合は除く。また、現場の状況によりロープに変えてもよい。
- 3．昼間工事の場合は⑧を②④に変更することができる。
- 4．現地の状況により信号機を使用することができる。
- 5．カラーコーンの設置間隔および設置角度は当該警察署と協議すること。
- 6．⑧は標識車または大型電光標示板を設置すること。
- 7．近接して工事が行われる場合、①及び⑱は各工事間で調整を行い設置すること。
- 8．⑱は工事開始の 1 週間前から工事開始までの間、設置すること。
- 9．必要に応じてクッションドラム、体感マット、交通誘導ロボットを配置すること。

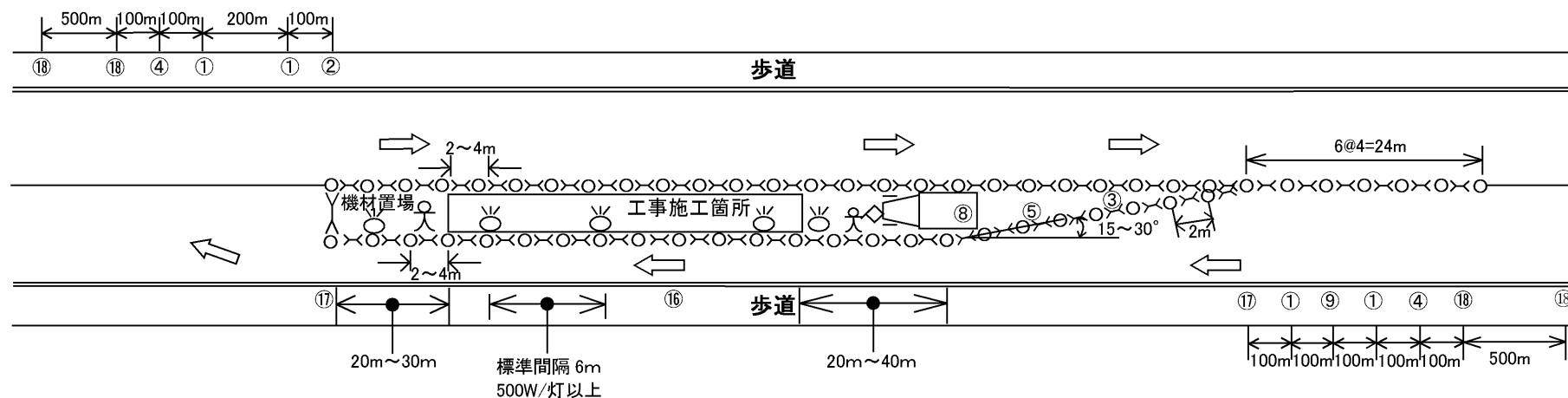
C型標準図

車道打換（局部打換も含む）

オーバーレイ

：4車線以上：夜間（昼間）

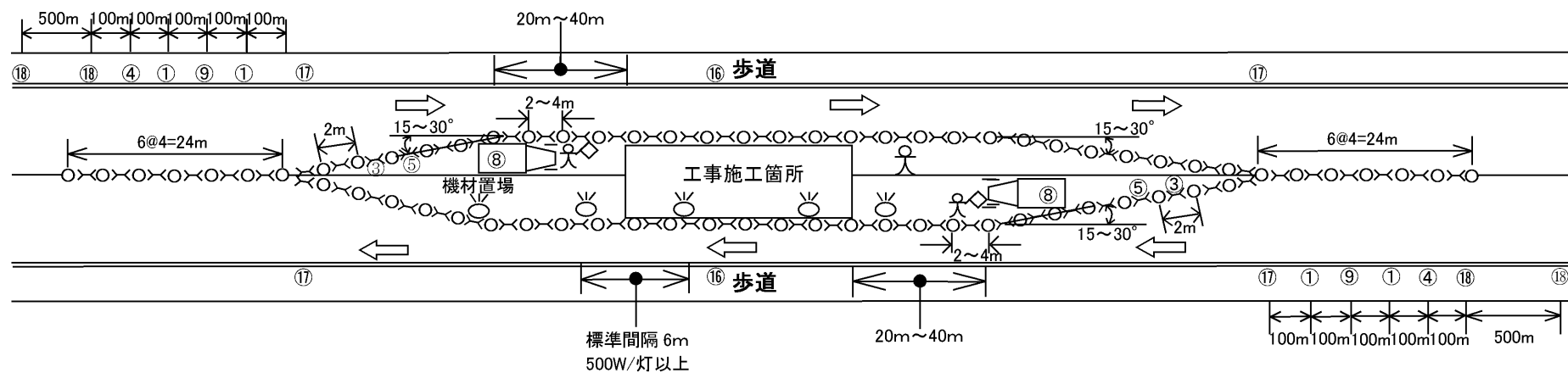
A s 注入



- 注) 1. 保安要員及び交通誘導員をそれぞれ1名以上おくこと。
 2. 昼間工事の場合は⑧を②④に変更することができる。
 3. カラーコーンの設置間隔および設置角度は当該警察署と協議すること。
 4. ⑧は標識車または大型電光標示板を設置すること。
 5. 近接して工事が行われる場合、①及び⑱は各工事間で調整を行い設置すること。
 6. ⑱は工事開始の1週間前から工事開始までの間、設置すること。
 7. 必要に応じてクッションドラム、体感マット、交通誘導ロボットを配置すること。

D型標準図

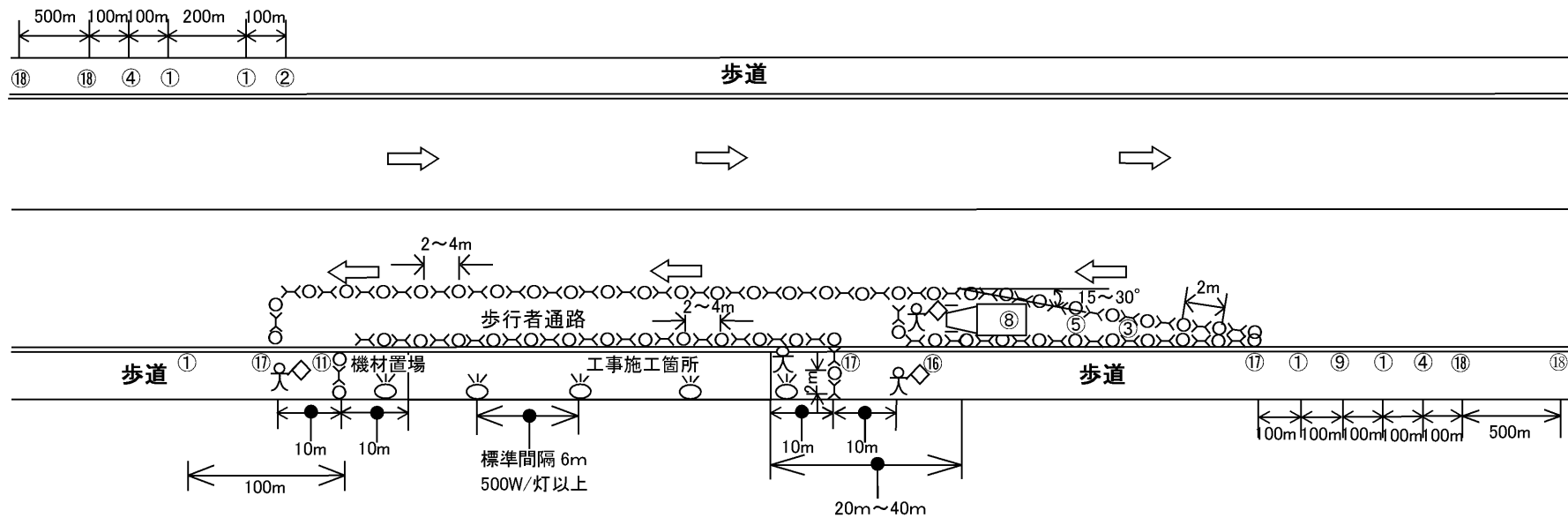
中央分離帯修理、設置：夜間（昼間）



- 注) 1. 保安要員 1 名以上、交通誘導員 2 名以上おくこと。
 2. 昼間工事の場合は⑧を②④に変更することができる。
 3. カラーコーンの設置間隔および設置角度は当該警察署と協議すること。
 4. ⑧は標識車または大型電光標示板を設置すること。
 5. 近接して工事が行われる場合、①及び⑱は各工事間で調整を行い設置すること。
 6. ⑯は工事開始の 1 週間前から工事開始までの間、設置すること。
 7. 必要に応じてクッションドラム、体感マット、交通誘導ロボットを配置すること。

E 型標準図

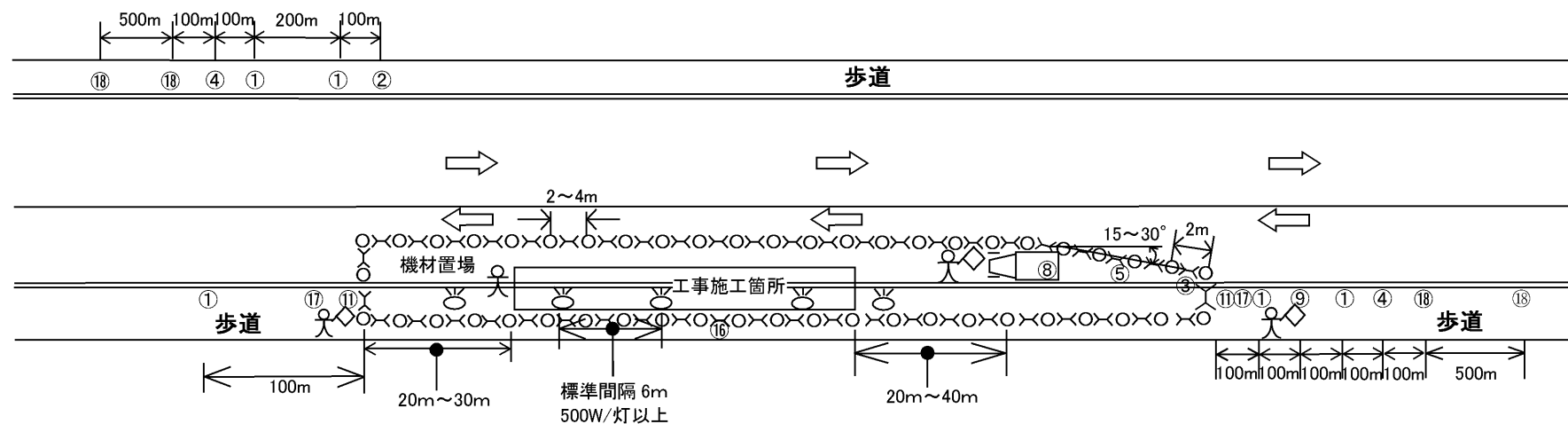
歩道工事：夜間（昼間）



- 注) 1. 歩行者通路幅は原則として1.5m以上確保すること。
 2. 保安要員1名以上、交通誘導員3名以上おくこと。
 3. 昼間工事の場合は⑧を②④に変更することができる。
 4. カラーコーンの設置間隔および設置角度は当該警察署と協議すること。
 5. ⑧は標識車または大型電光標示板を設置すること。
 6. 近接して工事が行われる場合、①及び⑱は各工事間で調整を行い設置すること。
 7. ⑱は工事開始の1週間前から工事開始までの間、設置すること。
 8. 必要に応じてクッションドラム、体感マット、交通誘導ロボットを配置すること。

F 型標準図

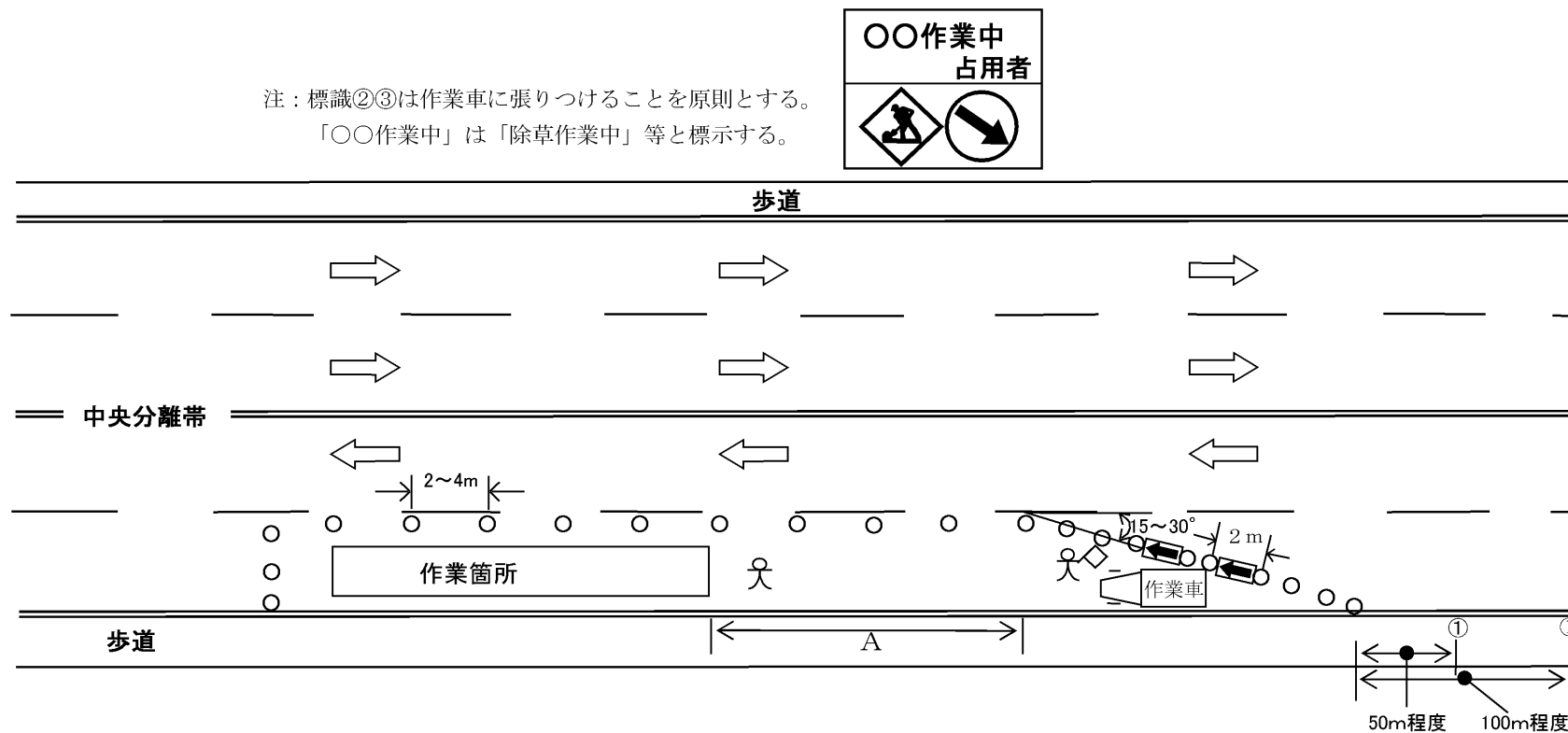
ガードレール、標識、街渠等の設置修繕：夜間（昼間）



- 注) 1. 歩行者通路幅は原則として1.5m以上確保すること。
 2. 保安要員1名以上、交通誘導員3名以上おくこと。
 3. 昼間工事の場合は⑧を②④に変更することができる。
 4. カラーコーンの設置間隔および設置角度は当該警察署と協議すること。
 5. ⑧は標識車または大型電光標示板を設置すること。
 6. 近接して工事が行われる場合、①及び⑬は各工事間で調整を行い設置すること。
 7. ⑬は工事開始の1週間前から工事開始までの間、設置すること。
 8. 必要に応じてクッションドラム、体感マット、交通誘導ロボットを配置すること。

G型標準図

除草、ガードレール等の人力清掃、路肩整正：昼間作業

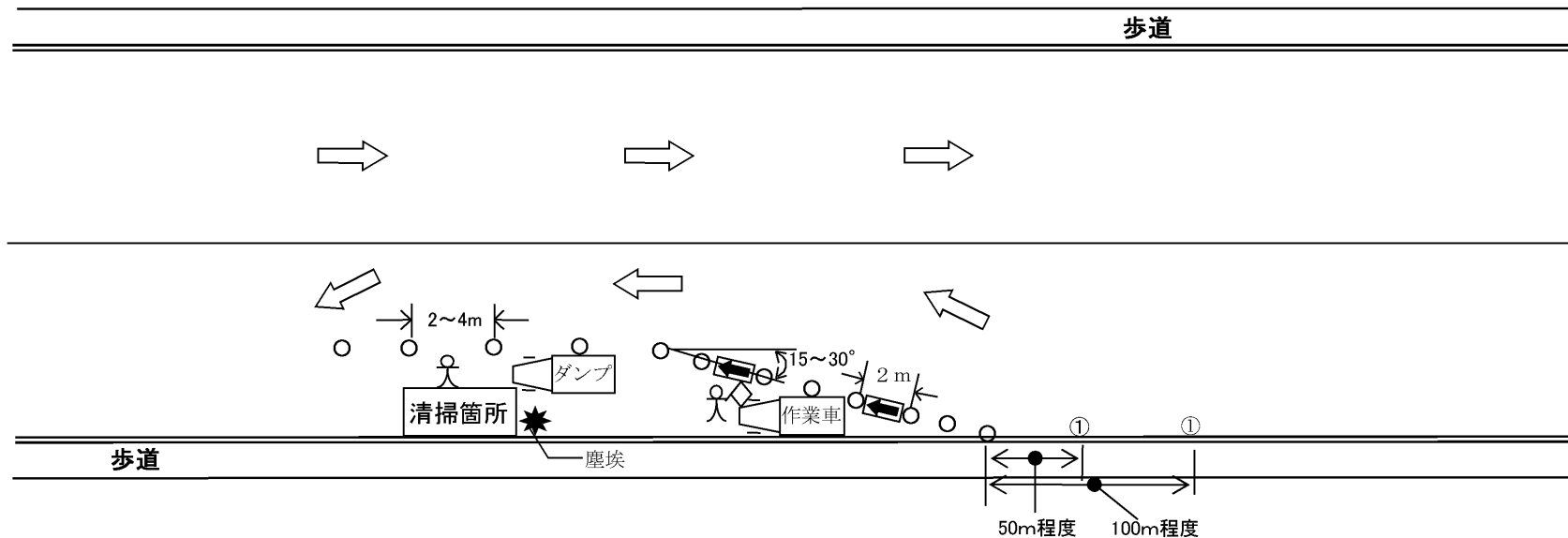


- 注) 1. 移動用
2. Aの距離については通行車両の走行速度及び沿道状況を勘案して確保すること。
(Aについては30m程度を標準とする。この範囲に作業員は立ち入らないこと。)
3. 保安要員1名以上、交通誘導員1名以上おくこと。
4. カラーコーンの設置間隔および設置角度は当該警察署と協議すること。
5. 右下の①の設置数については交通量その他、現地の状況によって定めること。

H型標準図

路面および側溝の入り清掃：昼間作業

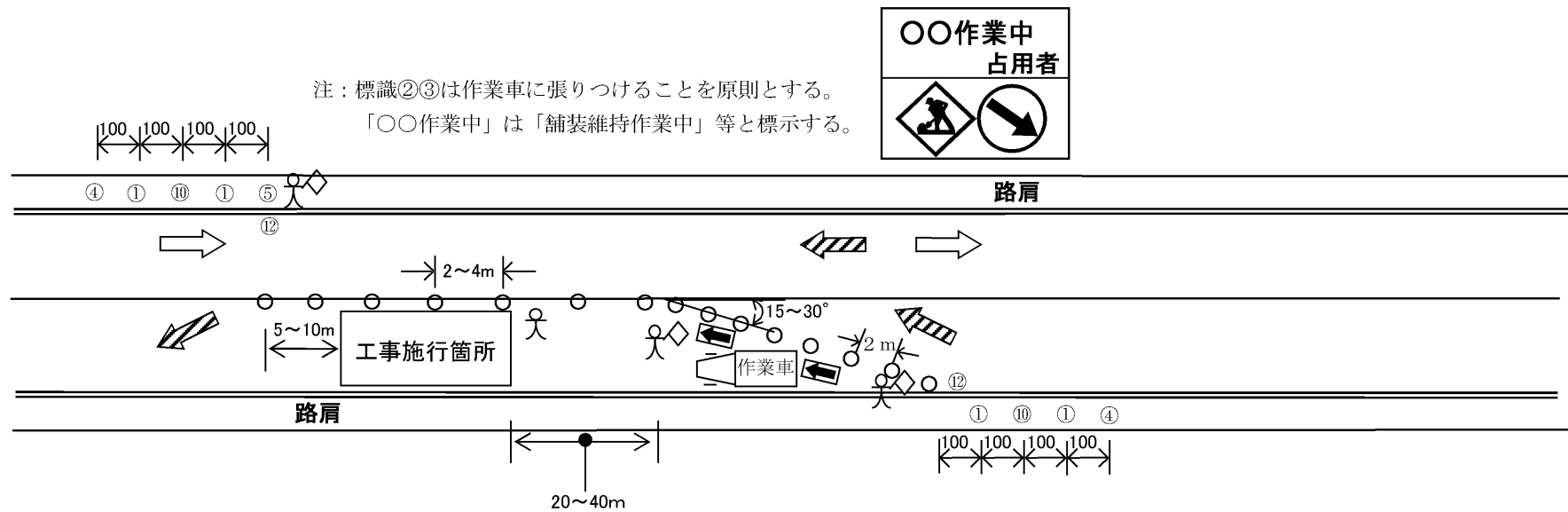
注：標識②③は作業車に張りつけることを原則とする。
「〇〇作業中」は「清掃作業中」等と標示する。



- 注) 1. 移動用
2. 保安要員 1 名以上、交通誘導員 1 名以上おくこと。
3. カラーコーンの設置間隔および設置角度は当該警察署と協議すること。
4. 右下の①の設置数については交通量その他、現地の状況によって定めること。

I 型標準図

目地シール作業等（短時間作業）：昼間作業

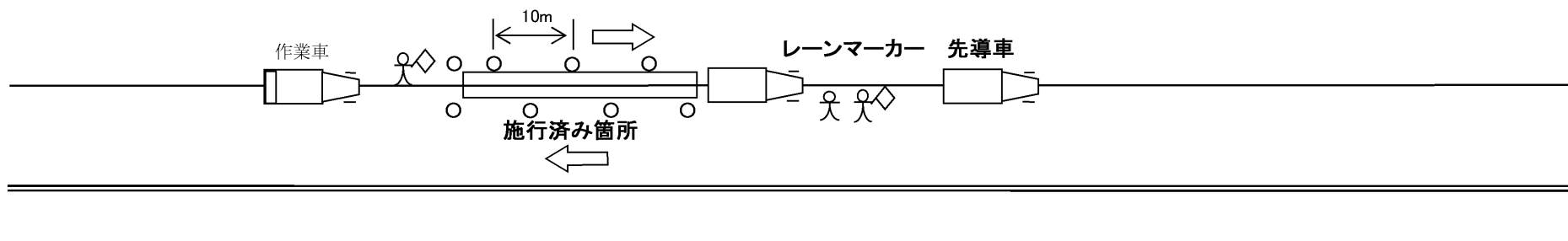


- 注） 1．移動用
2．保安要員 1 名以上、交通誘導員 3 名以上おくこと。
3．カラーコーンの設置間隔および設置角度は当該警察署と協議すること。

J 型標準図

レーンマーク作業：昼間作業

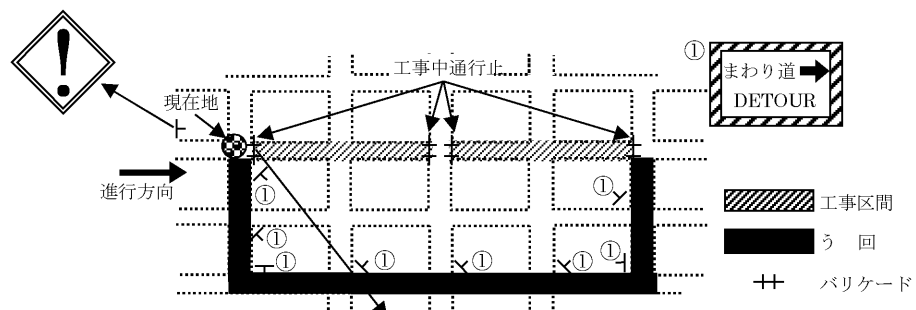
注：標識②③は作業車に張りつけることを原則とする。
「〇〇作業中」は「区画線作業中」等と標示する。



- 注) 1. 移動用
2. 作業実施には原則として警察官立会いの上施行し、広幅員の場合には防護用作業者を使用のこと。
3. 先導車を使用すること。
4. 保安要員 1 名以上、交通誘導員 2 名以上おくこと。
5. カラーコーンの設置間隔および設置角度は当該警察署と協議すること。

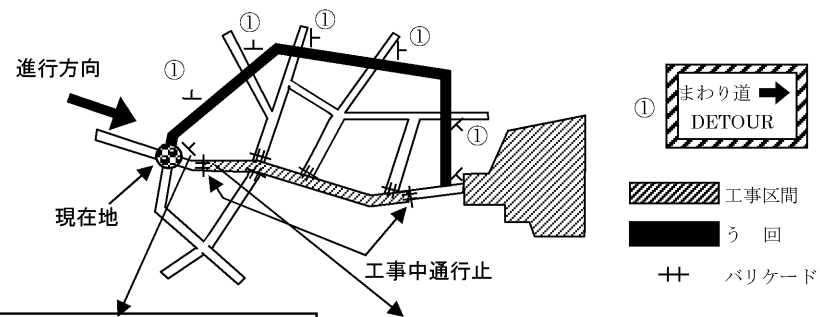
う回路標示標準図

う回路標示



ご迷惑をおかけします 〇〇〇〇〇〇を なおしています 平成〇年〇月〇日まで 時間帯 21:00~6:00 〇〇〇〇工事 発注者 〇〇〇〇株式会社 電話 () ×××× 施工者 □□□□建設株式会社 電話 () ××××	まわり道450M → この先〇〇工事につき まわり道をお廻りください 占用者名 〇〇〇〇株式会社 電話 () ××××
---	--

市街地の場合



←まわり道450M 150M先〇〇工事につき まわり道をお廻りください 占用者名 〇〇〇〇株式会社 電話 () ××××	ご迷惑をおかけします 〇〇〇〇〇〇を なおしています 平成〇年〇月〇日まで 時間帯 21:00~6:00 〇〇〇〇工事 発注者 〇〇〇〇株式会社 電話 () ×××× 施工者 □□□□建設株式会社 電話 () ××××
---	---

地方部の場合

注) 1. う回路の設定及び交通誘導員の配置については、当該警察署と協議すること。

地下埋設物の名称等の表示要領

1 適用対象物件

- (1) 道路法第36条に規定する事業者の行う事業のための水管、下水道管、ガス管、電線及び電話線
- (2) 前号以外の者が、道路法第32条の許可を受けて埋設する物件

2 適用除外物件

- (1) 道路と平行して20メートル以上布設されるもの以外の各戸引込管及び管路に収容されない電線及び電話線
- (2) ガス圧力1キログラム／平方センチメートル以上のもの及び高圧電線路以外の外径が8センチメートル未満の物件
- (3) 洞道又はコンクリート造りの堅固な構造を有するものであって、外形に保安上必要な事項が明示されているもの、又は、その管理者が明らかであると認められるもの。

3 表示すべき事項

- (1) 埋設物の名称及び管理者名
管理者名は、容易に判明しうる略号でもよい。
- (2) 埋設の年
西暦年を原則とする。これは下二桁だけでもよい。
- (3) 水管には、「上水管」と「工業用水管」との区分を明示する。
- (4) 下水道管には、「一般管」と「圧送管」との区分を明示する。
- (5) 電気事業法による電線には、「電気設備に関する技術基準を定める省令」に規定する「低圧」「高圧」「特別高圧」との区分を明示する。
- (6) ガス事業法によるガス管は、ガス事業法施行規則に規定する「高圧」「中圧」「低圧」の区分を明示する。その他のガス管は、ガスの圧力及び種類を明示する。
- (7) 電話線は、「同軸」「一般」の区分を明示する。
- (8) その他の管類は、内容物の種類及び圧力等を明示する。

4 表示の方法

- (1) 表示テープ類
間隔は、2メートルごとに1箇所以上とし、埋設物の頂部に巻付けるか、又は、貼付する。
- (2) 予告テープ類
埋設物の上端部より、30センチメートル～50センチメートル上に、物件の位置を予告するテープ類を埋設する。

5 表示物の構造等

表示物は、テープ、ワッペン、塩化ビニール版等で、次の構造等であること。

- (1) 耐久性を有するもの
- (2) 退色、その他識別が困難となる恐れがないもの
- (3) 埋設物を損傷する恐れがないもの
- (4) 一箇所当たりの大きさは、縦5センチメートル～10センチメートル、横10センチメートル～20センチメートル程度とする。
- (5) 予告のためのテープ類は、巾15センチメートル～30センチメートル程度とする。

6 占用者のシンボルカラー

ビニールテープ等の色彩を次のとおりとする。

埋 設 物 件	色
水 管	青 色
工 業 用 水 管	白 色
下 水 道 管	茶 色
電 力 線	オ レ ン ジ 色
ガ ス 管	緑 色
電 話 線	赤 色
そ の 他 の 物 件	黄 色

7 管理者以外の者による工事のため露出することとなる管に対する表示

- (1) 当該埋設物の管理者は、その所持するテープ類をその工事者(原因者)に無料にて支給するものとする。
- (2) 当該埋設物の管理者以外の者(原因者)は、前記5「表示の方法」により行い、管理者による確認を得ること。

占用工事に係る路面表示要領

1 目的

掘削工事の路面復旧跡に対し、現地における責任の所在を明確にするものである。

2 対象工事

路面の掘削を伴う占用工事(砂利道は除く)の復旧すべてを対象とする。

3 表示内容

直径20センチメートルの円形の内に企業者名の略号を明示する。

(1) 規格

規格は別添図面のとおりとする。

(2) 略号

下水道工事		S	電力工事		E
水道工事		W	一般工事		K
電話工事		T			
ガス工事		G			

(3) 色(年別)

ア 復旧工事

各工事とも共通の色とし、施行年別(年号別)に、白色、黄色を輪番とする。

- ・偶数年.....白色
- ・奇数年.....黄色

イ 仮復旧工事

全て共通とし、青色とする。

(4) 施行月別

月別については、四分割された外枠の部分、上部中央から右回りに1～3月、4～6月、7～9月、10～12月とし、施行月の該当する部分(4分の1の部分全て)を、塗らないものとする。

4 表示方法

路面にペンキ(スプレー吹付け、刷毛塗り)で表示する。

5 表示場所

(1) 横断的な工事

ア 全横断工事の場合・・・・・・路端寄りにそれぞれ1箇所

イ 半横断工事の場合・・・・・・路端寄りに1箇所

(2) 縦断的な工事

ア 延長10メートル以上の場合・・・・・・両端にそれぞれ1箇所。ただし、50メートルを超えるものについては、市長の指示に従うこと。

イ 延長10メートル未満の場合・・・・・・どちらか一方の端に1箇所

6 表示時期

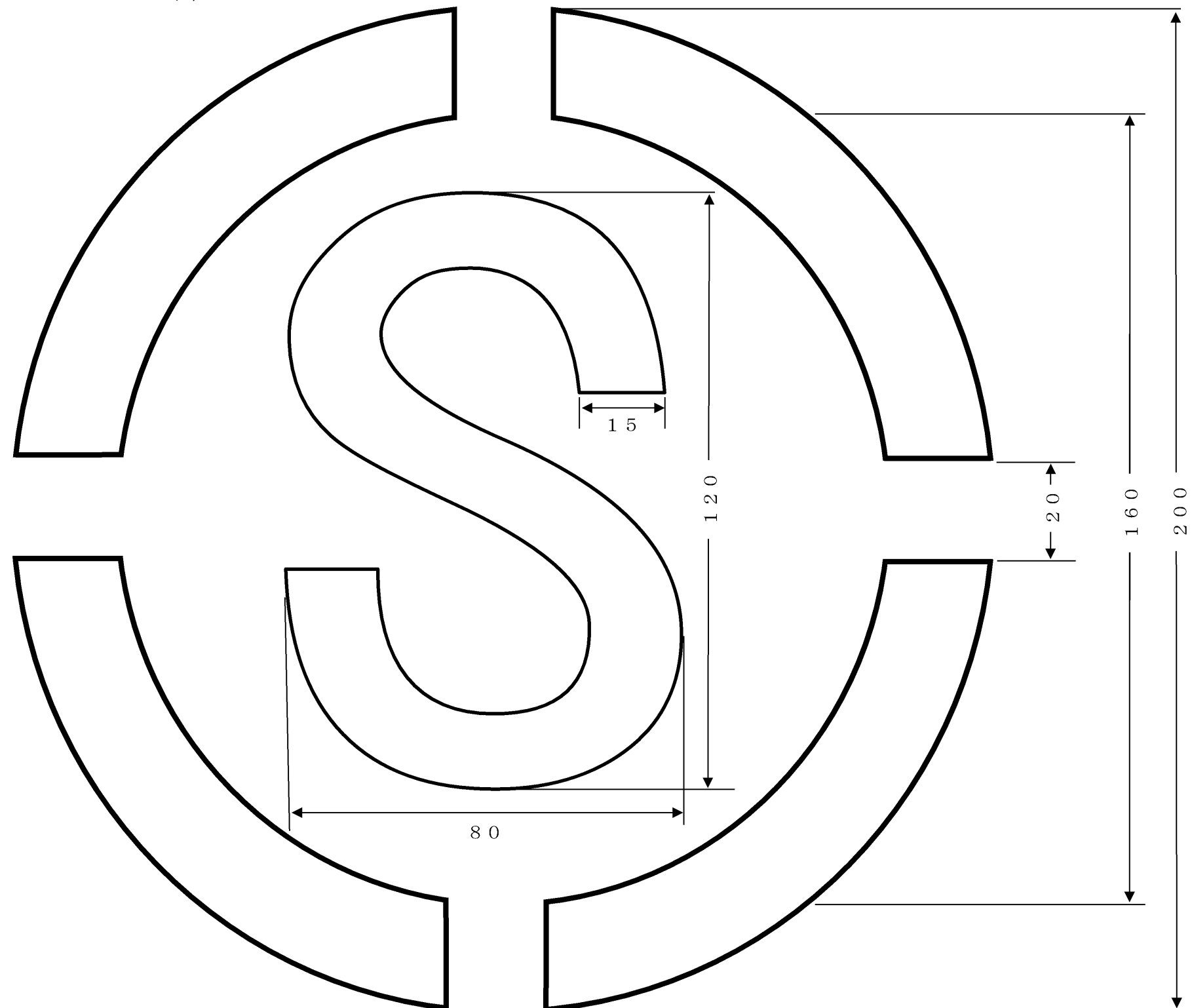
仮復旧及び復旧完了後直ちに表示する。

7 表示期間

川崎市道路占用規則第21条に定める保証期間とする。

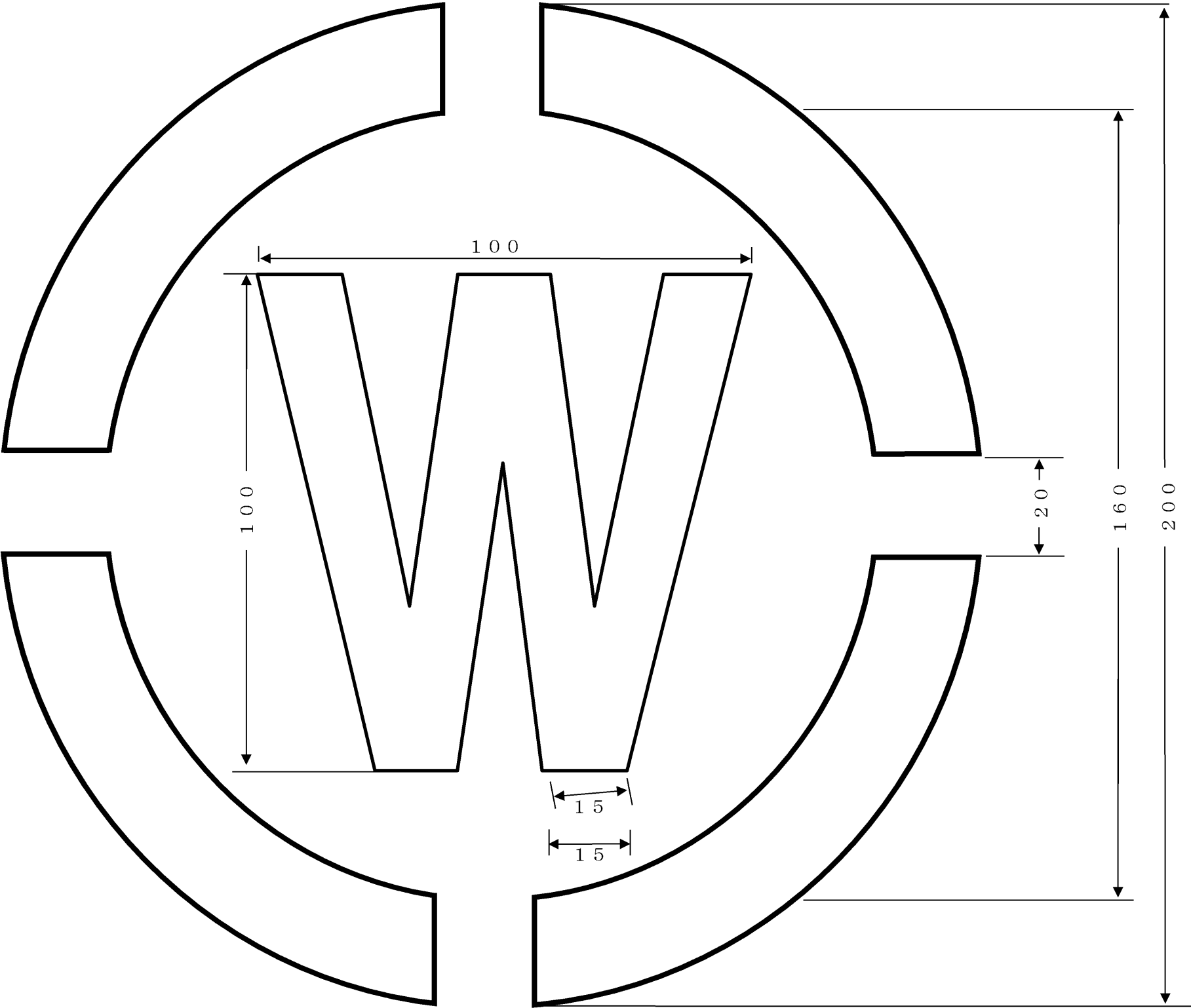
下水道工事（実物大）

単位 m/m



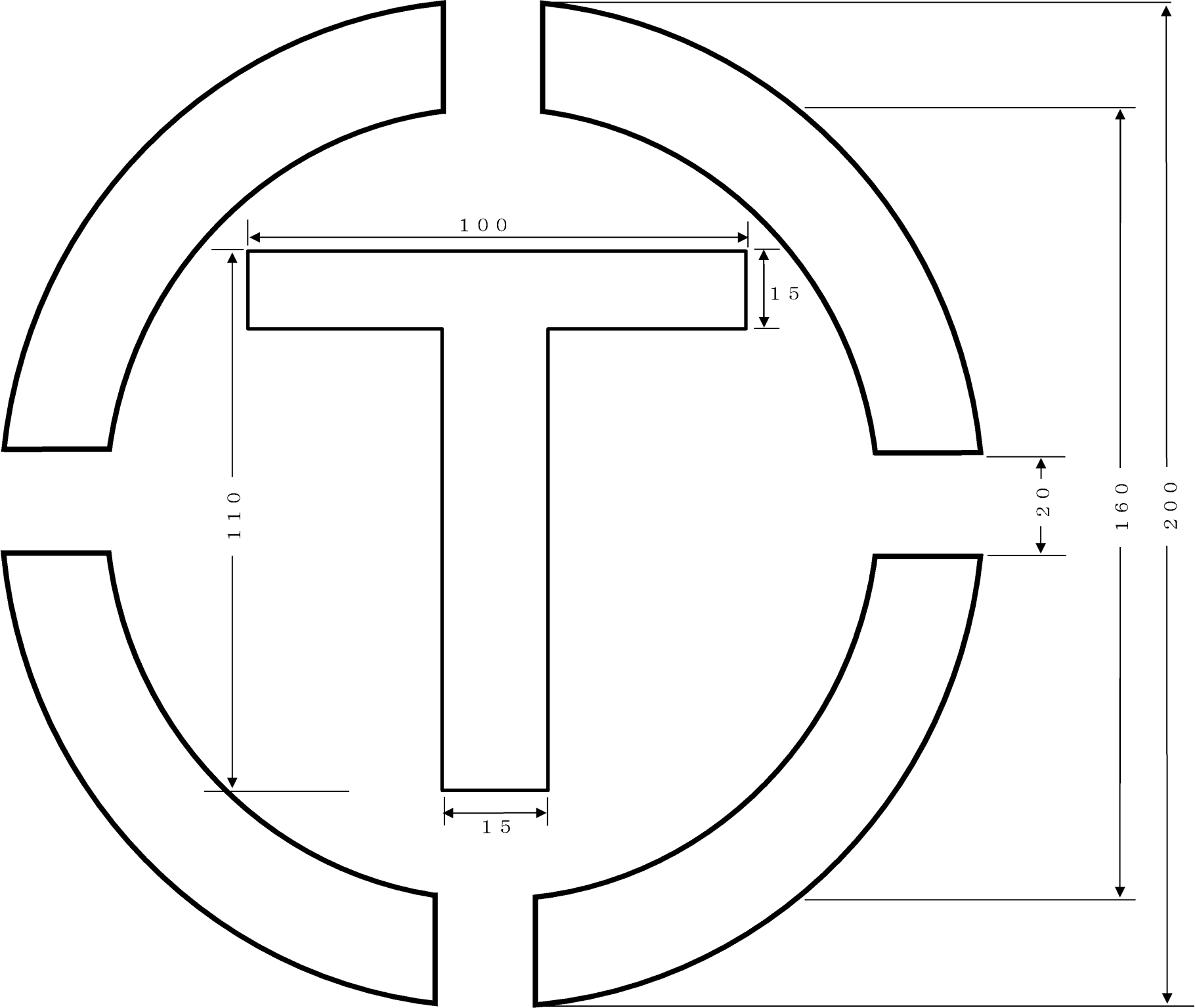
水道工事（実物大）

単位 m/m



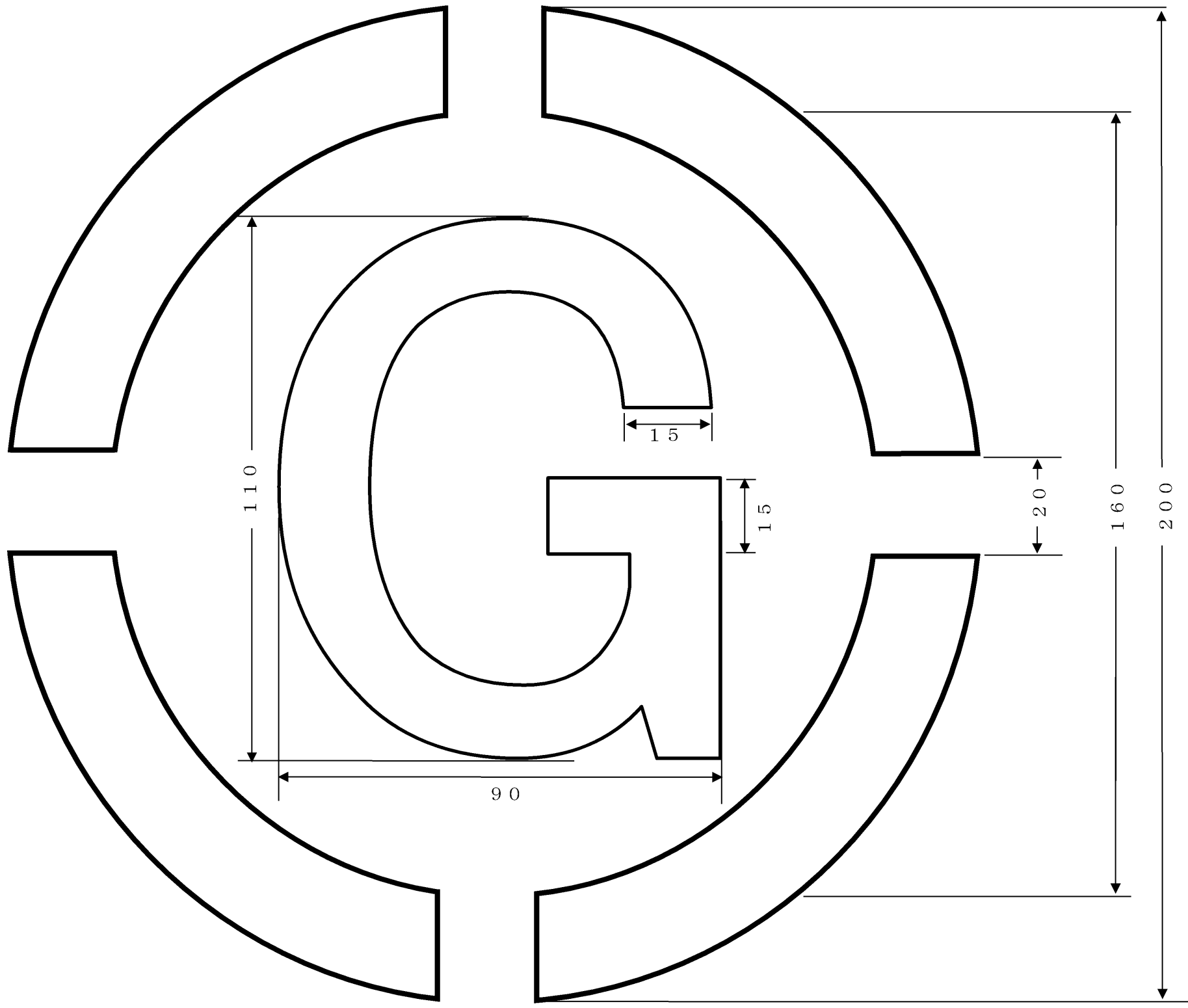
電話工事（実物大）

単位 m/m



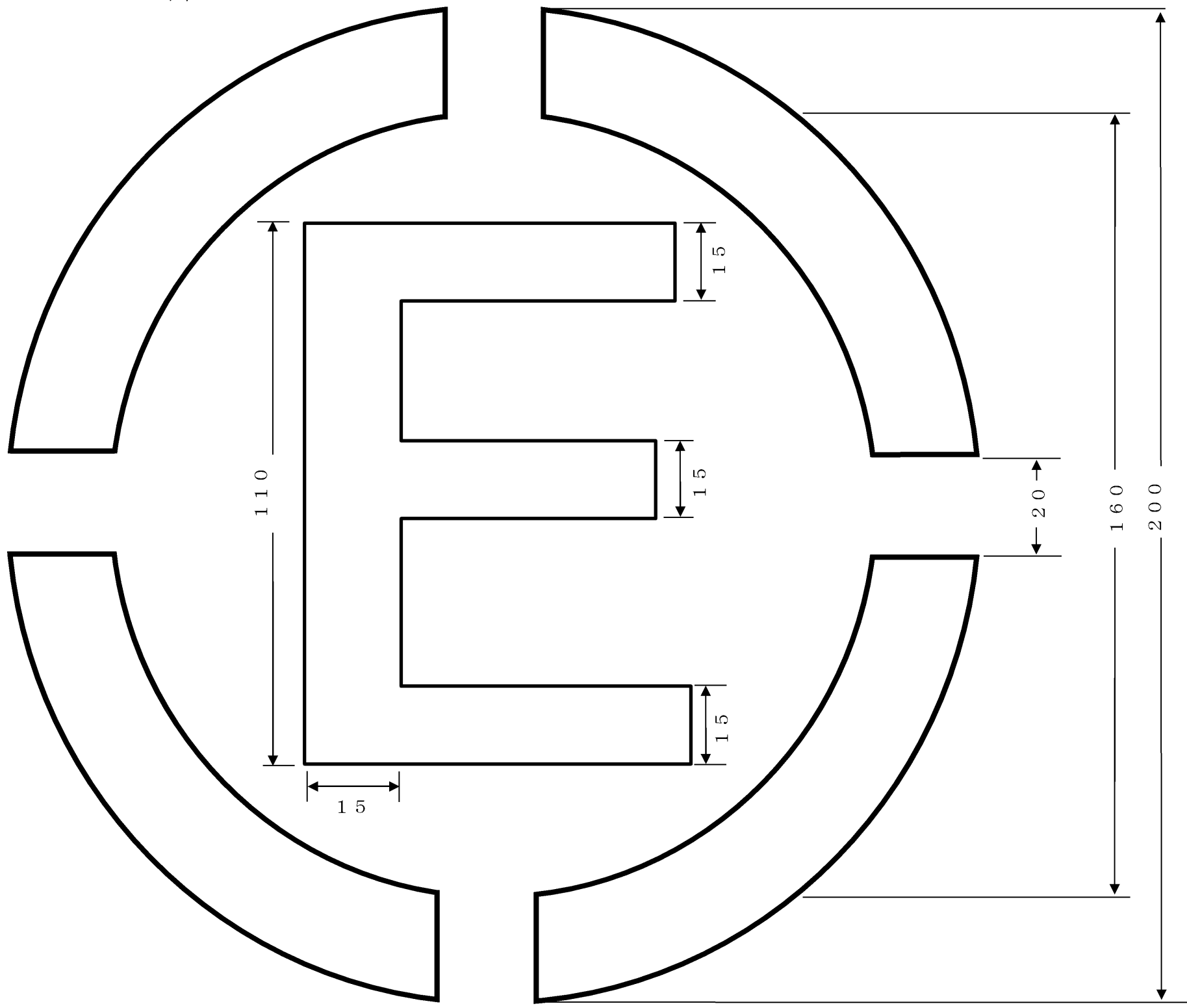
ガス工事（実物大）

単位 m/m



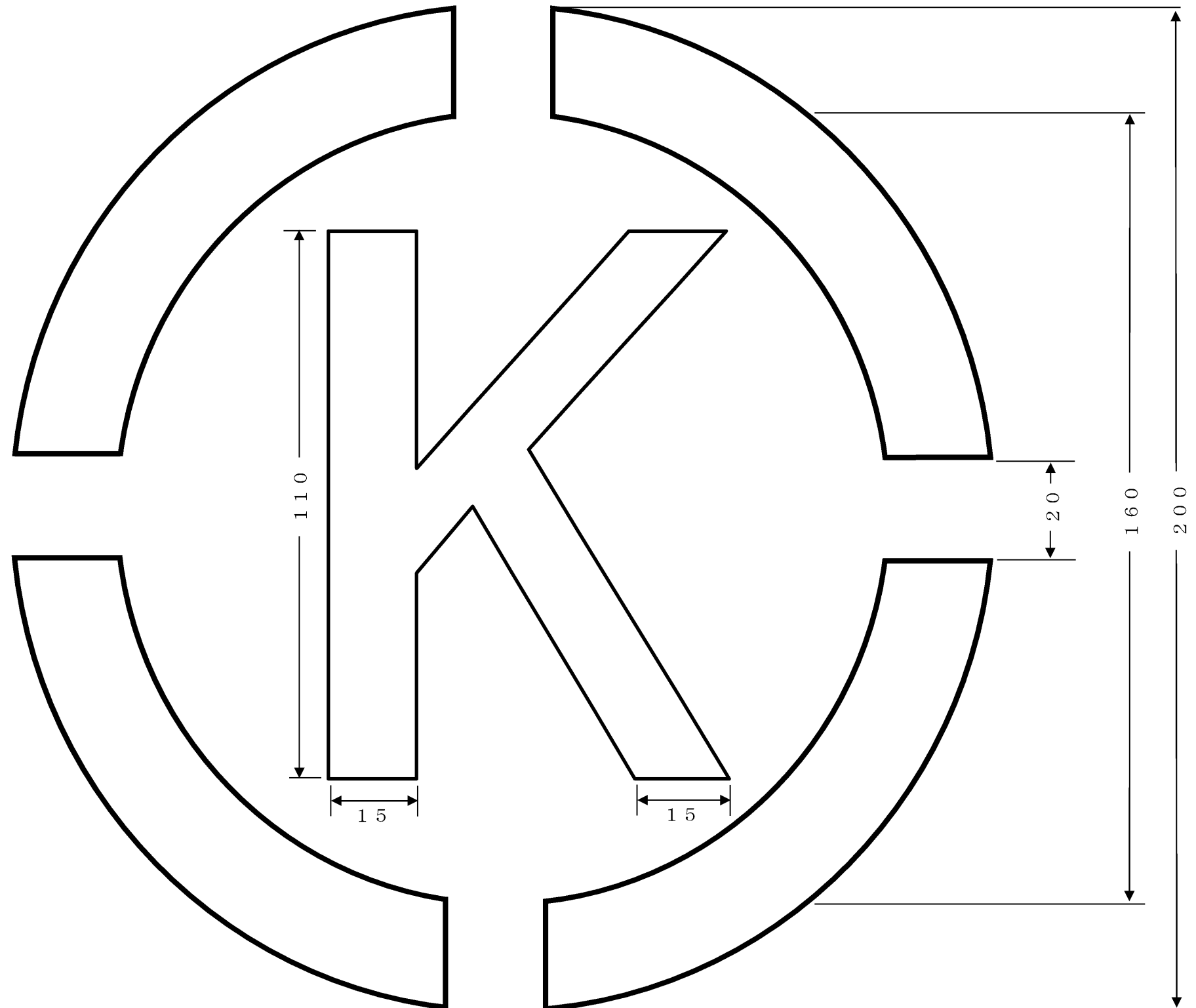
電力工事（実物大）

単位 m/m



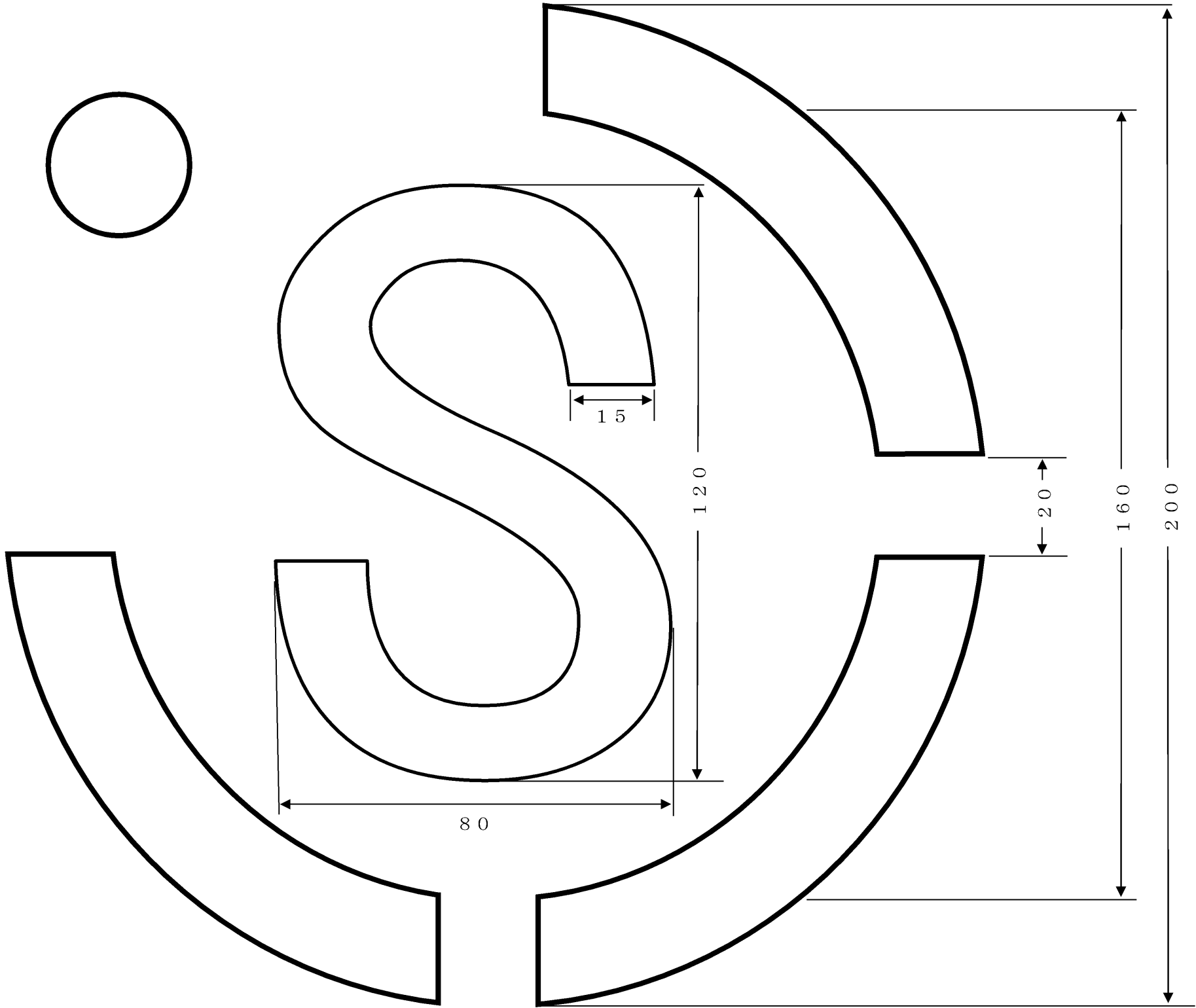
一般工事（実物大）

単位 m/m



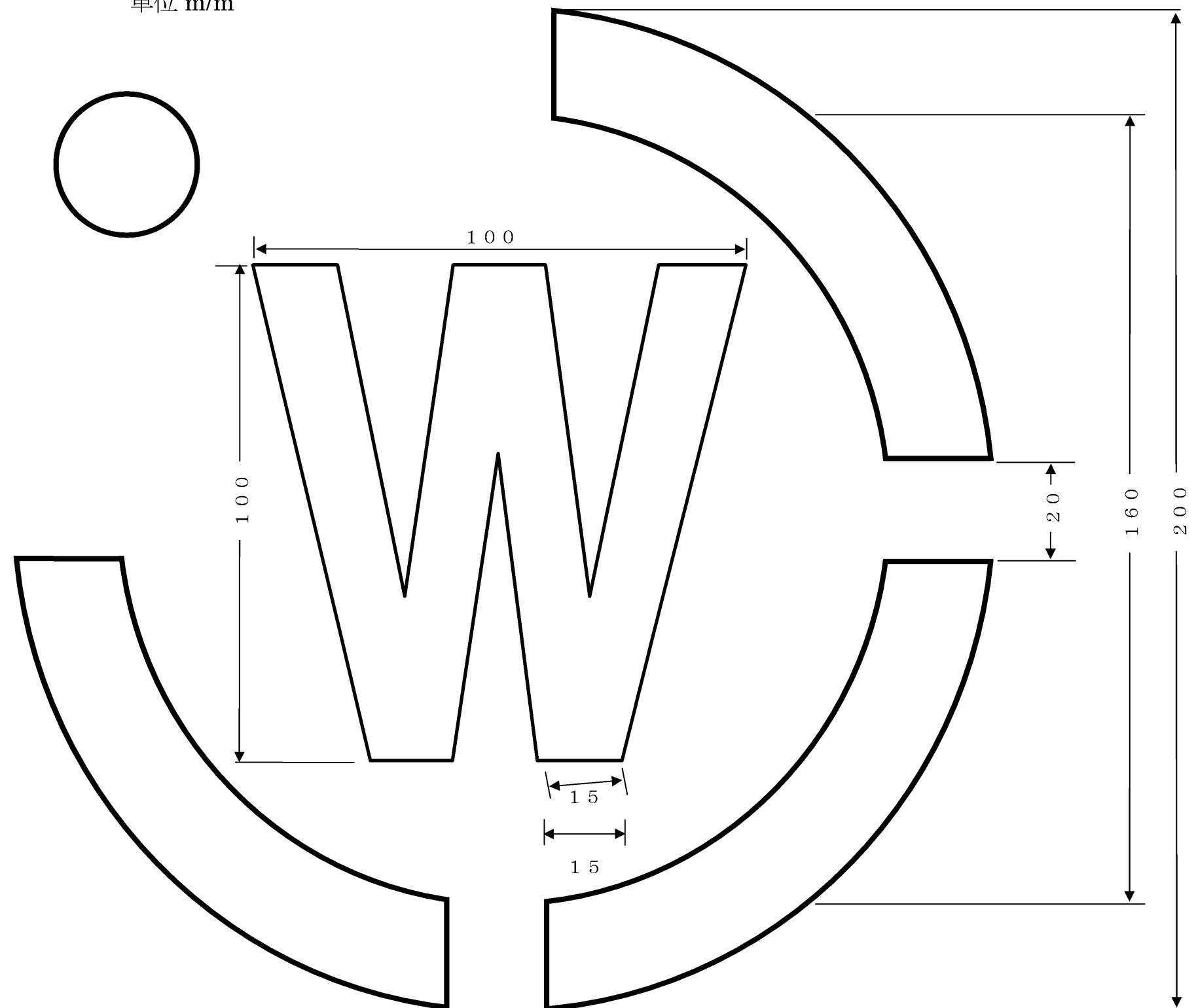
緊急工事における仮復旧時の路面表示
下水道工事（実物大）

単位 m/m



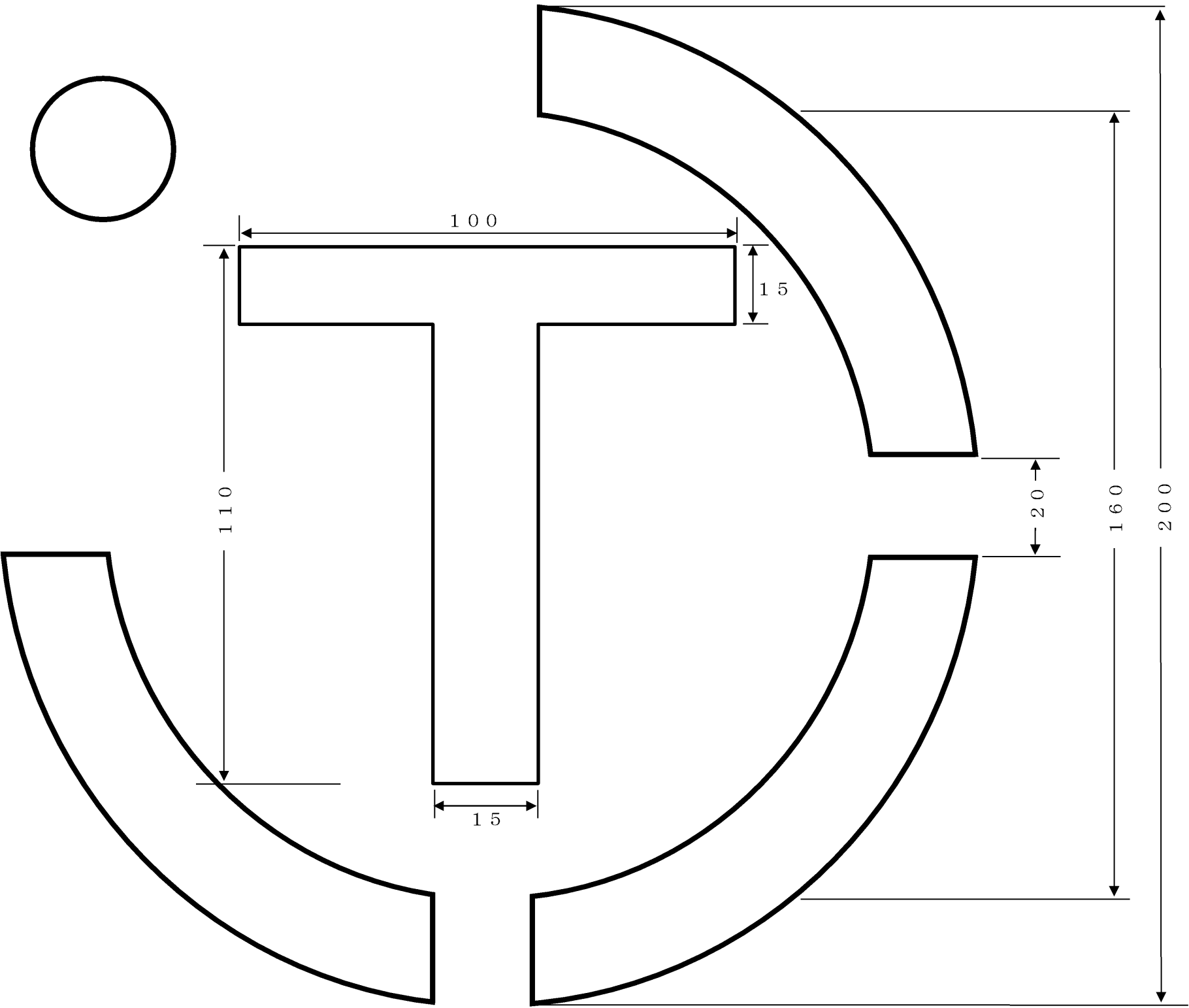
緊急工事における仮復旧時の路面表示
水道工事（実物大）

単位 m/m



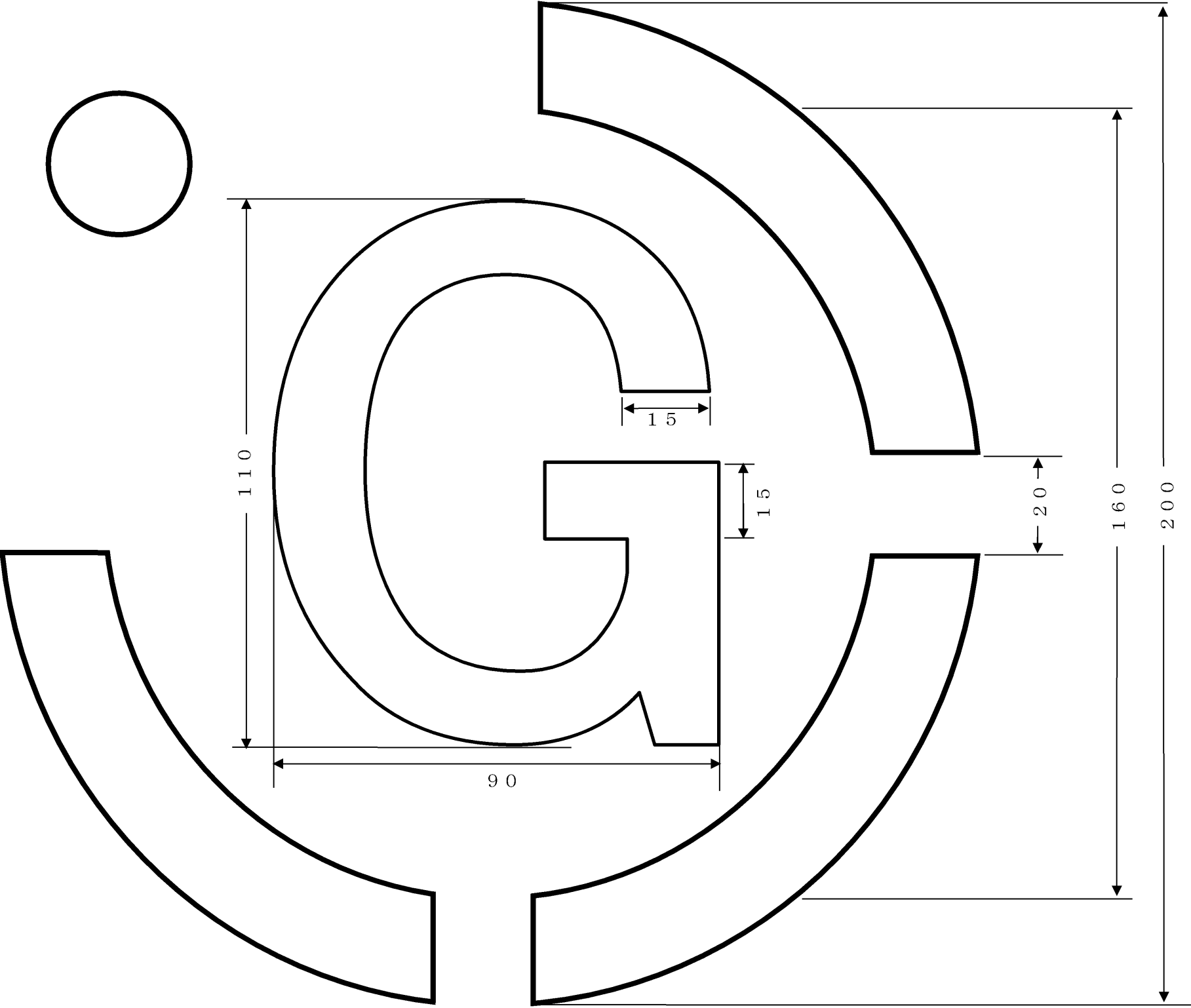
緊急工事における仮復旧時の路面表示
電話工事（実物大）

単位 m/m



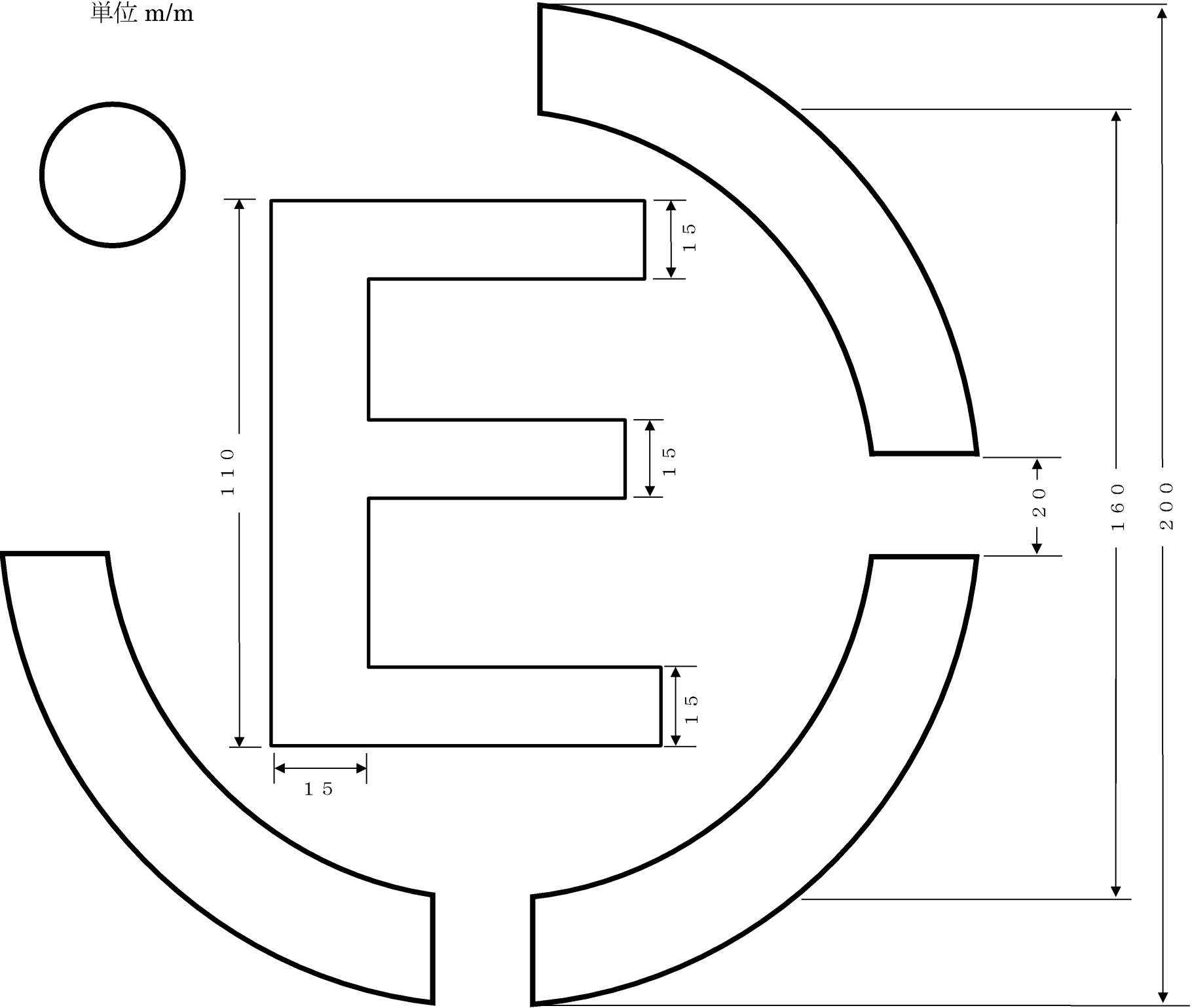
緊急工事における仮復旧時の路面表示
ガス工事（実物大）

単位 m/m



緊急工事における仮復旧時の路面表示
電力工事（実物大）

単位 m/m



占用工事完成図作成要領

1 図面の規格

図面の規格は、A版とし、大きさはA1以下とする。

2 図面の構成

占用工事の内容に応じ、次に掲げるものにより構成する。

(1) 標題欄

占用者名、工事名、工事箇所、完了年月等を明示したもので、図面の右下に位置する。

(2) 位置図（案内図）

縮尺は10,000分の1以上とし、工事箇所付近500m内外の案内を表示し、右下標題欄の上に位置する。

(3) 平面図

縮尺は500分の1以上とし、占用工事に係る地下埋設物の位置、名称、延長及び口径並びにその付帯施設、既設の地下埋設物、方位等を表示したもの

(4) 横断面図

縮尺は100分の1以上とし、占用工事に係る道路区域、占用位置、既設の地下埋設物等を表示したもの（横断面図は、占用工事延長100メートルごとに作成するものとし、道路幅員等により占用位置が異なった場合は、更にその位置ごとに横断面図を作成すること。ただし、市長が認めるときは、この限りでない。）

(5) 縦断面図

横縮尺は「平面図」と合わせたものとし、地盤高、埋設物の土被り、掘削深さ、追加距離、区間距離等を記載する。

3 路面復旧図

(1) 復旧平面図

縮尺は「平面図」と同様とし、復旧工事箇所の延長、幅員（舗装種別ごと）、その復旧面積計算上必要な寸法を記載する。

(2) 復旧断面図

縮尺は、20分の1以上とし、復旧道路構造について、その材質、寸法等を表示したもの

(3) 復旧面積計算表

復旧平面図に基づき、舗装種別ごとの面積計算及び構造物の延長を記載した表

4 その他

市長が必要と認める図面

占用工事写真の撮影方法

第1章 総 則

1 工事写真の種類

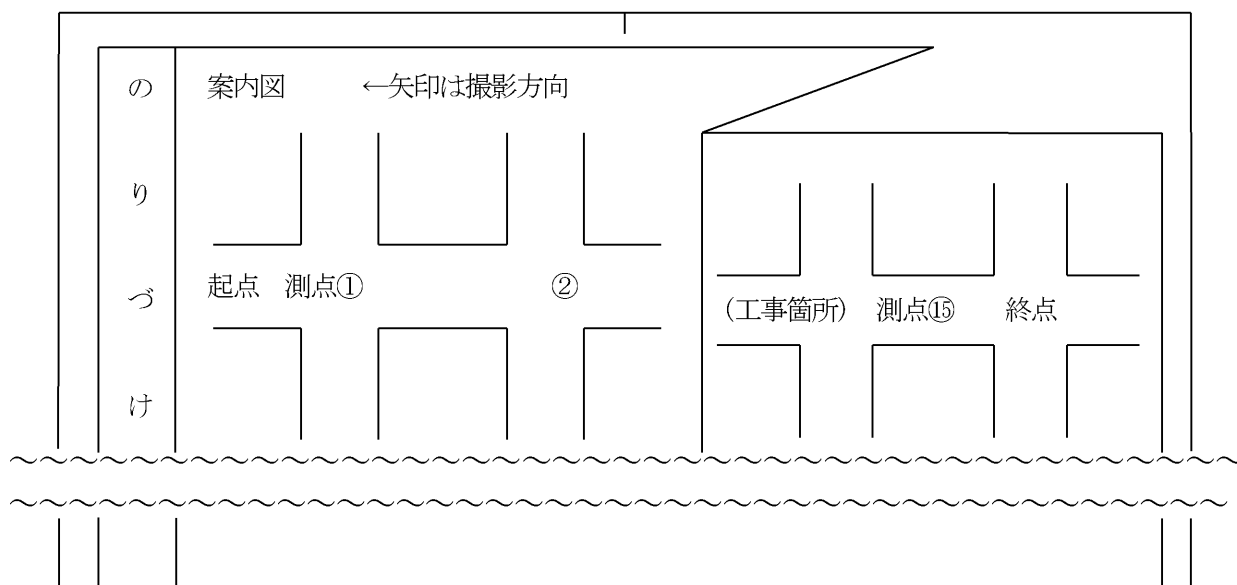
占用工事における、施工記録写真と工事完成後の出来形確認写真

2 撮影箇所

- (1) 占用工事延長40メートルごと
- (2) 占用位置が異なる箇所
- (3) その他、市長が指示する箇所

3 写真の整理

- (1) 写真の規格はサービス判とする。
- (2) アルバムの規格は、四つ切りとし、表紙、背表紙には、占用者名、工事名及び施工業者名を記載する。
- (3) 貼付
 - ア アルバムには、撮影点を明示した撮影箇所図を第1ページに貼付する。
 - イ 撮影箇所番号を左上に表示し、工程順に貼付する。



測点 ①		測点 ②	
現況	占用位置	現況	占用位置
			
路床の埋戻し	路盤工	路床の埋戻し	路盤工
			
舗設	完成	舗設	完成
			

4 提出部数 1 部

第2章 撮 影 方 法

1 注意事項

- (1) 同一箇所を同一方向から撮影する。工事完成後の出来形確認写真。
- (2) 工事の内容を判然とさせるため、小黒板に次の条件を記入し同時に写し込む。

- ア 工事名
- イ 工事箇所
- ウ 工事許可番号
- エ 位置（測点番号）
- オ 撮影年月日
- カ 工種
- キ 施工業者名

(3) 小黒板の規格及び記入項目

6 0 c m			
1 2	2 2	8	1 8
工 事 名	平成 年度 許可番号		工事
工 事 場 所		撮 影 月 日	月 日
工 種		位 置	No.
形状 寸法			
		施 工 者	
1 0	3 0	2 0	

7

5

5

2 3

5

4 5 c m

3 撮影実施

(1) 現況写真

占用工事着手前に周囲の風景を写し込んだ路面の状況写真

(2) 占用位置写真

布設した占用物件の位置を明確にするため、次の項目が判明できる写真

ア 土被り

地表面から地下埋設物上端部までの距離を計測した写真

イ 離れ

道路区域界から地下埋設物の中心までの距離を計測した写真

(3) 路床の埋戻し

ア 転圧機等で路床材を転圧しているもの

イ 路床の仕上がり面から路面までの距離を計測した写真

(4) 路盤工

ア 転圧機等で路盤材を転圧しているもの

イ 路盤の仕上がり面から路面までの距離を計測した写真

(5) 舗装

(アスファルトコンクリートの場合)

ア プライムコート

イ タックコート

ウ アスファルト敷均し

エ 転圧

(セメントコンクリートの場合)

ア 配筋状態

イ 目地工

ウ バイブレーター

エ 養生

(6) 完成

占用工事完了後に、現況写真と同様、周囲の風景を写し込んだ路面の状況写真

3 品質管理確認写真

(1) アスファルトコンクリート舗装の場合

合材温度

(2) セメントコンクリート舗装の場合

路盤支持力試験

4 その他

(1) 補助工事の施行状況写真

(2) 特殊構造物の施行状況写真

(3) 市長が指示する写真

復旧工事施行要領

第1章 総則

1 復旧構造

復旧構造は、原則として、別添「標準復旧断面図」による。

2 品質管理

- (1) 占有者は、工事中、常に工事用材料等の品質に対して検査を行い、不適当な材料を使用することのないよう留意し、市長が認めたもの、又は社団法人日本道路協会（以下「道路協会」という。）、JIS規格等にて定めるもの以外のものを使用する場合は、あらかじめ市長の承認を得て、使用しなければならない。
- (2) アスファルトコンクリート、安定処理路盤は、原則として300平方メートル当り1箇所ごとに試料を採取し、厚さ、組成の測定を行わなければならない。
- (3) 下層路盤、上層路盤、安定処理路盤及び表層、基層の厚さ密度及び平坦性の許容範囲は、次表のとおりとする。

工 種		厚 さ (mm)				密度 (%) 以上		
		個々の測定値 (X)		10個の測定値の 平均 (X10)		X10	X6	X3
		中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
下 層 路 盤		－45	－45	－15	－15	95	96	97
上層路 盤	粒度調整路盤	－25	－30	－8	－10	95	95.5	96.5
	安定処理路盤	－15	－20	－5	－7	95	95.5	96.5
基 層		－9	－12	－3	－4	96	96	96.5
表 層		－7	－9	－2	－3	96	96	96.5
	平 坦 性	3mプロフィルメータ 2.4mm以下						
		直読式（足付き） 1.75以下						

※ 中規模とは、1層あたりの施工面積が300平方メートル以上とする。

※ 小規模とは、基層及び表層用混合物の総使用量がおおよそ70トン未満あるいは、施工面積が300平方メートル未満とする。

3 気象条件

占有者は、降雨時、気温が5度以下又は氷結時、強風時及びアスファルト系舗装にあつては、その下層の表面が湿っている時等には、舗装工事を施行してはならない。

ただし、事情やむをえず、舗装する必要がある場合は、所定の密度、強度等が得られるよう措置した後、施行しなければならない。

4 遵 法 等

この基準に規定するほか、道路法、道路構造令及び道路交通法を守り、またこの基準に、特に指示のない場合は道路協会の定める各舗装要綱、指針及び本市が定める「土木工事必携」によること。

第2章 復旧工

1 路床工

(1) 材料及び品質

ア 路床材料は、粘土塊、有機物、ごみ、その他有害物を含まないもので、砂（次表の品質規定に合格するもの）及び再生砂（RC-10）（土木工事に発生する建設廃材を破碎し製造したもので、次表の品質基準に合格するもの）、発生土を改良したもの（以下「改良土」という。）又は再利用が可能な発生土によるものとする。ただし、表-1の指定路線については、砂又は改良土を使用すること。なお、砂、再生砂、発生土及び改良土の品質管理基準は、次表による。

イ 再生砂、改良土又は再利用が可能な発生土を使用する場合は、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

路床材料の品質規定

(砂)

項 目	試 験 方 法	規 定
75 μ mフルイ通過量	J I S A 1 2 0 4	1 0 % 以下

(再生砂)

・品質の基準

塑 性 指 数	修 正 C B R
6 以下	3 0 % 以上

・粒度範囲

通 過 質 量 百 分 率 (%)	100	90 ～ 100	50 ～ 90	30 ～ 70	20 ～ 50	10 ～ 35	5 ～ 30	3 ～ 25	0 ～ 15	0 ～ 10
-------------------	-----	----------------	---------------	---------------	---------------	---------------	--------------	--------------	--------------	--------------

(発生土及び改良土)

(ア) 品質管理基準

項 目	基 準		試 験 方 法
	発 生 土	改 良 土	
土 質	礫、礫質土、 砂、砂質土	————	目 視 照 合
最 大 粒 径	5 0 mm 以 下		目 視 照 合
7 5 μ mフルイ通過量	2 5 %以下	————	J I S A 1 2 0 4準用 ただし、測定は7 5 μ m フルイ通 過までとする。
C B R 値	6 % 以 上		J I S A 1 2 1 1

(イ) 試験基準

項 目	発 生 土	改 良 土
7 5 μ mフルイ通過量 C B R 値	当初及び2 5 0 m ³ 毎。 ただし、5 0 0 m ³ を越えてからは 5 0 0 m ³ 毎。	年度当初に公的試験機関で行う。
締 固 め 密 度 の 測 定	当初及び2 5 0 m ² 毎。 ただし、5 0 0 m ² を越えてからは5 0 0 m ² 毎。	

(2) 路床材料の敷きならし

ア 敷きならし前には、ゆう水、たまり水を完全に排水し、不必要となった工事用の諸材料、浮石、
その他有害物の除去、掘削面の不陸整正を行わなければならない。

イ 材料の敷きならしは、締固め後の一層仕上がり厚さが、2 0センチメートルを超えないよう均一
に敷きならし、所定の高さに仕上げなければならない。

(3) 路床の締固め

ア 路床は、材料に適した散水量をもって各層ごとに十分締め固めなければならない。

イ 埋設物、その他地下構造物等のため、機械による締固めが困難な場合は、良質の砂等を用いて水
締め等を行い、空隙を生じないように十分注意して施工しなければならない。

2 下層路盤工

(1)ー1 下層路盤の材料及び品質

材料は、砕石、砂等を使用し、粘土塊、有機物、ごみ、その他有害物を含まないもので次表の
品質規定に合格するものでなければならない。

(1)ー2 再生下層路盤の材料の品質

材料は、路盤廃材、再生骨材あるいはこれらを混合した材料、また必要に応じた補足材料を加えたものでなければならない。

下層路盤及び再生下層路盤材料の品質規定

項 目	試 験 方 法	規 定
425 μ mフルイ通過分の塑性指数 (P I)	J I S A 1205 J I S A 1206	P I 6 以下
修 正 C B R	J I S A 1211	20%以上〔30%以上〕

ア 再生クラッシャーランを用いる場合で、上層路盤、基層、表層の合計厚が40センチメートルより小さい場合は、修正CBRの規格値は〔 〕内の数値を適用する。

なお、40度でCBR試験を行う場合は、通常の値を満足すればよい。

イ 再生クラッシャーランに用いるセメントコンクリート再生骨材は、すり減り減量が50パーセント以下でなければならない。

(2) 下層路盤材料の粒度

ア 下層路盤材料及び再生下層路盤材料の基準とする粒度は、次表に示す範囲内でなければならない。

イ 再生材の骨材の粒度の測定は、公的機関で行うこと。

下層路盤及び再生下層路盤材料の粒度

フルイ目 (mm)	53	37.5	19	4.75	2.36
通過質量百分率 (%)	100	95~100	50~80	15~40	5~25

(3) 下層路盤材料の敷きならし

材料の分離をさけ、締固め後の一層仕上がり厚さが20センチメートルを超えないよう均一に敷きならさなければならない。

(4) 下層路盤の締固め

J I S A 1210によって求めた最適含水比とほぼ同等の含水比で、最大乾燥密度の95パーセント(X10の場合)以上に締固めなければならない。

3 上層路盤工及び仮復旧路盤工

(1)ー1 粒度調整路盤の材料及び品質

材料は、強硬で耐久力のある碎石、玉碎石等を、砂、その他適当な材料と混合したもの、又は、品質及び粒度が規定に適合する切込碎石で、細長いもの、又はもろい扁平な石片、粘土塊、有機物、ごみ、その他有害物を含まないもので、かつ、次表の品質規定に合格するものでなければならない。

(1)ー2 再生粒度調整路盤の材料及び品質

材料は、路盤廃材、再生骨材あるいはこれらを混合した材料、また必要に応じ補足材料として碎石、クラッシャーラン、スラグ、山砂、砂、スクリーニングス等を用い、これらを適当な比率で混合して粒度調整したものでなければならない。

粒度調整路盤及び再生粒度調整路盤材料の品質規定

項 目	試 験 方 法	規 定	
425 μ m フレイ通過分の塑性指数 (P I)	J I S A 1205 J I S A 1206	粒度調整碎石	再生粒度調整碎石
		P I 4以下	P I 4以下
修 正 C B R	J I S A 1211	80%以上	80%以上 〔90%以上〕

ア 粒度調整路盤に用いる破碎分級されたセメントコンクリート再生骨材は、すり減り減量が50パーセント以下でなければならない。

イ アスファルトコンクリート再生骨材を含む再生粒調碎石の修正CBRは、〔 〕内の数値を適用する。

ただし、40度でCBR試験を行った場合は80パーセント以上とする。

(2) 粒度調整路盤材料の粒度

ア 粒度調整路盤材料及び再生粒度調整路盤材料の基準とする粒度は、次表に示す範囲内ではない。

イ 再生材の骨材の粒度の測定は、公的機関で行うこと。

粒度調整路盤及び再生粒度調整路盤材料の粒度

呼び名	フルイ目	53 mm	37.5 mm	31.5 mm	26.5 mm	19 mm	13.2 mm	4.75 mm	2.36 mm	425 μm	75 μm
M-40	通過質量	100	95～			60～		30～	20～	10～	2～
	百分率%		100			90		65	50	30	10
M-30	通過質量		100	95～		60～		30～	20～	10～	2～
	百分率%			100		90		65	50	30	10
M-25	通過質量			100	95～		55～	30～	20～	10～	2～
	百分率%				100		85	65	50	30	10

(3) 粒度調整路盤材料の混合及び敷きならし

材料は、均一な粒度及び締固めに適した含水比が得られるように混合し、敷きならしにあたっては、材料の分離をさけ、締固め後の一層の仕上がり厚さが、15センチメートル（振動ローラ等使用する場合は、厚さ20センチメートルとする。）を超えないように均一に敷きならさなければならない。

(4) 粒度調整路盤の締固め

粒度調整路盤材料の締固めを行う場合は、修正CBR試験によって求めた最適含水比付近の含水比で締固めなければならない。

(5) 粒度調整路盤材料の貯蔵

粒度調整路盤材料を貯蔵する場合には、貯蔵場所を平坦にして清掃し、できるだけ材料の分離を生じないように、かつ、有害物が混入しないようにしなければならない。特に水硬性粒度調整鉄鋼スラグは、シートなどでおおい、雨水がかからないように貯蔵しなければならない。

4 アスファルト安定処理路盤工

(1) 加熱アスファルト混合物及び再生アスファルト混合物の材料及び品質

ア アスファルト

使用するアスファルトは、舗装用石油アスファルトの規格（道路協会規格）に合格するものでなければならない。

イ 骨材

骨材は、著しく吸水性の大きい骨材、過量の柔石、シルト、粘土等を含まず、次表の品質規定に合格するものでなければならない。

ウ 再生骨材

再生骨材は、ごみ、泥、有機物等を有害量含まないものでなければならない。

骨材及び再生骨材の品質規定

項 目	試 験 方 法	規 定
425 μ m フライ通過分の 塑性指数 (P I)	J I S A 1205 J I S A 1206	P I 9以下

- (2) 加熱アスファルト混合物及び再生加熱アスファルト混合物の標準配合骨材の粒度、アスファルト量及び密度は、次表によるものとする。

骨材の粒度

フライ目(mm)	53	37.5	19	2.36	75 μ m
通過質量百分率(%)	100	95~100	50~100	20~60	0~10

マーシャル試験に対する基準値

マーシャル安定度	フロー値 1/100cm	空隙率(%)
3.5 kN 以上	10~40	3~12

(3) 施工

施工については、第3章2アスファルトコンクリート舗装（基層・表層）に基づいて行わなければならない。ただし、一層仕上がり厚さは、10センチメートル以下とする。

第3章 舗装工

1 セメントコンクリート舗装

(1) 材料及び品質

ア セメント

J I S R 5210の規格に適合するポルトランドセメントを使用する。

イ 水

油、酸、アルカリ、塩類、有機物等、コンクリートの強度に悪影響をおよぼす有害物を含んでいてはならない。

ウ 骨材

粘土、やわらかい石片、有機物、ごみ等を含まず、清浄、強硬及び耐久的で適当な粒度をもつもので、かつ、次表の品質規定に合格するものでなければならない。

細骨材の粒度

フルイの呼び寸法 (mm)	通過質量百分率 (%)
10	100
5	90～100
2.5	80～100
1.2	50～ 90
0.6	25～ 65
0.3	10～ 35
0.15	2～ 10

粗骨材の粒度

フルイの呼び寸法 (mm)	粗 骨 材 の 大 き さ (mm) * 通 過 質 量 百 分 率 (%)			
	40～5	30～5	25～5	20～5
50	100	—	—	—
40	95～100	100	—	—
30	—	95～100	100	—
25	—	—	95～100	100
20	35～70	40～75	—	90～100
15	—	—	30～70	—
10	10～30	10～35	—	20～55
5	0～ 5	0～10	0～10	0～10
2.5	—	0～ 5	0～ 5	0～ 5

材料の品質

項 目	試験方法	細骨材	粗骨材
粘 土 質	JIS A 1137	$\leq 1.0\%$	$\leq 0.25\%$
や わ ら か い 石 片	JIS A 1126	—	$\leq 5.0\%$
比重1.95の液体に浮くもの	JIS A 5308	$\leq 0.5\%$	$\leq 0.5\%$
洗い試験で失われたもの	JIS A 1103	$\leq 3.0\%$	$\leq 1.0\%$
骨 材 の 損 失 重 量	JIS A 1122	$\leq 10\%$	$\leq 12\%$
す り 減 り 減 量	JIS A 1121	—	$\leq 35\%$

エ 混和材

コンクリートの品質改善や付加価値を高めるなど、目的に応じて品質の確認されたものを使用する。なお、市長の承認を得て使用しなければならない。

オ 目地

コンクリート版の膨張収縮に順応し、施工中変形しないものでなければならない。

カ 注入目地

コンクリート版の膨張収縮に順応し、よく付着し、水に溶けず、水を通さず、高温時に流出せず、低温時にも衝撃にも耐え、かつ、耐久性のあるものでなければならない。

キ プライマー

注入目地に適合するものを使用する。

ク 路盤紙

取扱いが容易で吸水しがたく、耐久性のあるものを使用しなければならない。

(2) 配合

ア 基準曲げ強度シグマ28－4.5ニュートン／平方ミリメートル以上とする。

イ コンクリートの標準配合は、次表によるものとする。

粗骨材の最大寸法	スランプ	水・セメント比
4 0 mm	2.5 cm以下	5 0 % 以下

(3) 舗設

ア 型枠

コンクリート版の正確な仕上がり厚、正しい計画高、平坦な路面等を確保するために堅固で、正

確かつ容易に据え付けられるものを使用し、打撃、振動等でも狂わないように据え付けなければならない。また継手部分の狂いは、3ミリメートル以下でなければならない。

イ 敷きならし

打設する前に、路盤、型枠の据え付け、版厚、幅等を点検し、路盤紙を敷いたのち、材料の分離を起こさないように、少量ずつ、ゆっくり敷きならし、スリップバーの上には、直接コンクリートをおろさないよう施工しなければならない。

ウ 締固め

敷きならし終了後、直ちに平板バイブレーターを使用し、十分締固め、型枠の縁、すみ、目地部等、コンクリートのまわりが悪い所は、棒状バイブレーターを併用する。ただし、スリップバーの近くは、十分注意し、浮き上がり等の移動がないよう施工しなければならない。

エ 表面仕上げ

仕上げ面は、平坦で、ち密、堅硬な表面とし、特に縦方向の小波が少ないように仕上げ、快適な走行ができるもので、かつ、ある程度の粗面に仕上げなければならない。

オ 養生

真空コンクリート養生を行うものとし、コンクリートが現場養生で、曲げ強度3.5ニュートン／平方ミリメートル以上になるまでの間は、交通に開放してはならない。

2 アスファルトコンクリート舗装（基層・表層）

（1）加熱アスファルト混合物及び再生加熱アスファルト混合物の材料及び品質

ア アスファルト

使用するアスファルトは、舗装用石油アスファルトの規格（道路協会規定）に合格するものでなければならない。

イ 粗骨材

粗骨材は、清浄かつ堅硬で、耐久性があり、泥、ごみ、その他有害物を含まず、次表の品質規定に合格するものでなければならない。

粗骨材の品質規定

項 目	試 験 方 法	規 定
比 重（表 乾 比 重）	J I S A 1 1 1 0	2.45以上
吸水量（乾燥重量百分率）	J I S A 1 1 1 0	3.0%以下
す り 減 り 減 量	J I S A 1 1 2 1	3.0%以下

ウ 細骨材

細骨材は、清浄かつ堅硬で、耐久性があり、泥、ごみ、その他有害物を含まないものでなければならない。

エ 石粉

石粉は、次表の品質規定に合格するものでなければならない。

石粉の品質規定

粒 度	フルイ目 (μ m)	通過質量百分率 (%)
	600	100
	150	90～100
	75	70～100
水 分	1%以下	

オ 再生加熱アスファルト混合物に用いるアスファルトコンクリート再生骨材の品質は、次表によるものとする。

旧アスファルト含有量 (%)	旧アスファルトの針入度 (25℃) 1/10mm	洗い試験で失われる量 (%)
3.8 以上	20 以上	5 以下

(2) 占有者は、加熱アスファルト混合物の粒度及びアスファルト量の決定にあたっては、配合設計を行い、市長の承認を得なければならない。ただし、これまでに実績がある配合設計の場合には、これまでの実績又は定期試験による配合設計を提出し、市長が承認した場合には、配合設計を省略することができる。

マーシャル安定試験基準値

混合物の種類	突 固 め 回 数		空隙率 %	飽和度 %	安定度 {f (KN)}	フロー値 1/ 100cm
	C 交通以上	B 交通以下				
粗粒度アスファルト混合物(20)	75	50	3～7	65～85	500 (4.90) 以上	20～40
密粒度アスファルト混合物(20、13)	75	50	3～6	70～85	500 (4.90) {750 (7.35)} 以上	20～40
細粒度ギャップアスファルト混合物(13)	75	50	3～6	70～85	500 (4.90) {750 (7.35)} 以上	20～40
密粒度ギャップアスファルト混合物(13)	75	50	3～7	65～85	500 (4.90) 以上	20～40
密粒度アスファルト混合物(20F)(13F)	50	50	3～5	75～85	500 (4.90) 以上	20～40
細粒度ギャップアスファルト混合物(13F)	50	50	3～5	75～85	500 (4.90) 以上	20～40
細粒度アスファルト混合物(13F)	50	50	2～5	75～90	350 (3.43) 以上	20～80
密粒度ギャップアスファルト混合物(13F)	50	50	3～5	75～85	500 (4.90) 以上	20～40
開粒度アスファルト混合物(13)	75	50	—	—	350 (3.43) 以上	20～40

なお、C交通であっても流動によるわだち掘れのおそれが少ないところでは、突固め回数を50回とする。また、()内はC交通以上で突固め回数を75回とする場合の基準値を示す。

(3) 混合物の運搬

混合物の運搬は、清浄で、平滑な荷台を有するトラックを使用し、トラックの荷台内面には、混合物の付着を防止する油又は、溶液を薄く塗布し、また気象条件によっては、シート類で、混合物を覆わなければならない。

(4) プライムコート

ア プライムコートを施す路面は、適度に乾燥していて、不陸整正するとともに、浮石、ごみ、その他有害物を除去しなければならない。

イ 瀝青材料の散布にあたっては、散布温度に注意し、縁石等の構造物を汚損しないよう、所定の量を均一に散布しなければならない。

(5) タックコート

ア タックコートを施す表面は、タックコート施工前に乾燥させ、浮石、ごみ、その他有害物を除去しなければならない。

イ 瀝青材料の散布にあたっては、散布温度に注意し、縁石等の構造物を汚損しないよう、また所定の量を均一に散布しなければならない。

(6) 敷きならし

ア プライムコート及びタックコートの養生が、十分終わってから混合物を舗設すること。

イ 敷きならした時の混合物の温度は、110度以上でなければならない。

ウ 一層の仕上がり厚さは、10センチメートル以下でなければならない。

エ 人力施工に際しては、混合物が分離しないように敷きならさなければならない。

(7) 混合物の締固め

混合物は、敷きならし後、所定の締固め度が得られるよう十分に締め固めなければならない。

(8) 継目

ア 継目は、十分に締め固めて密着させ、平坦に仕上げなければならない。

イ 継目、既設舗装の切断面、構造物との接触面等には、アスファルト材料を薄く全面に塗布しなければならない。

(9) 使用範囲

再生アスファルト混合物を表層に使用する場合は、表—1の指定路線は除く。

3 平板ブロック舗装

(1) 路盤砂は、不陸のないよう均一に敷きならさなければならない。

(2) 平板は、不陸なく、目地を縦・横共5ミリメートルに見通しよく舗設し、目地には敷砂を充填しなければならない。

(3) 縁石、地下埋設物の付属物、電柱等に接する部分で舗設が困難な箇所については、現場打ちコンクリート（強度18ニュートン／平方ミリメートル）で打設し、表面は、滑らかに仕上げ、更に、平板の目地に合わせて、目地切りを行わなければならない。

4 砂利道

(1) 表層は、粒度調整路盤材（最大粒径30ミリメートル）を使用し、均一になるまで、十分切返し、所定の厚さに敷きならさなければならない。

(2) 既設砂利層も含めて、不陸整正し、骨材が遊離しないよう十分締め固めなければならない。

表―1 指定路線

再生アスファルトによる舗設（表層部）及び発生土による埋戻し（路床部）の施工ができない路線

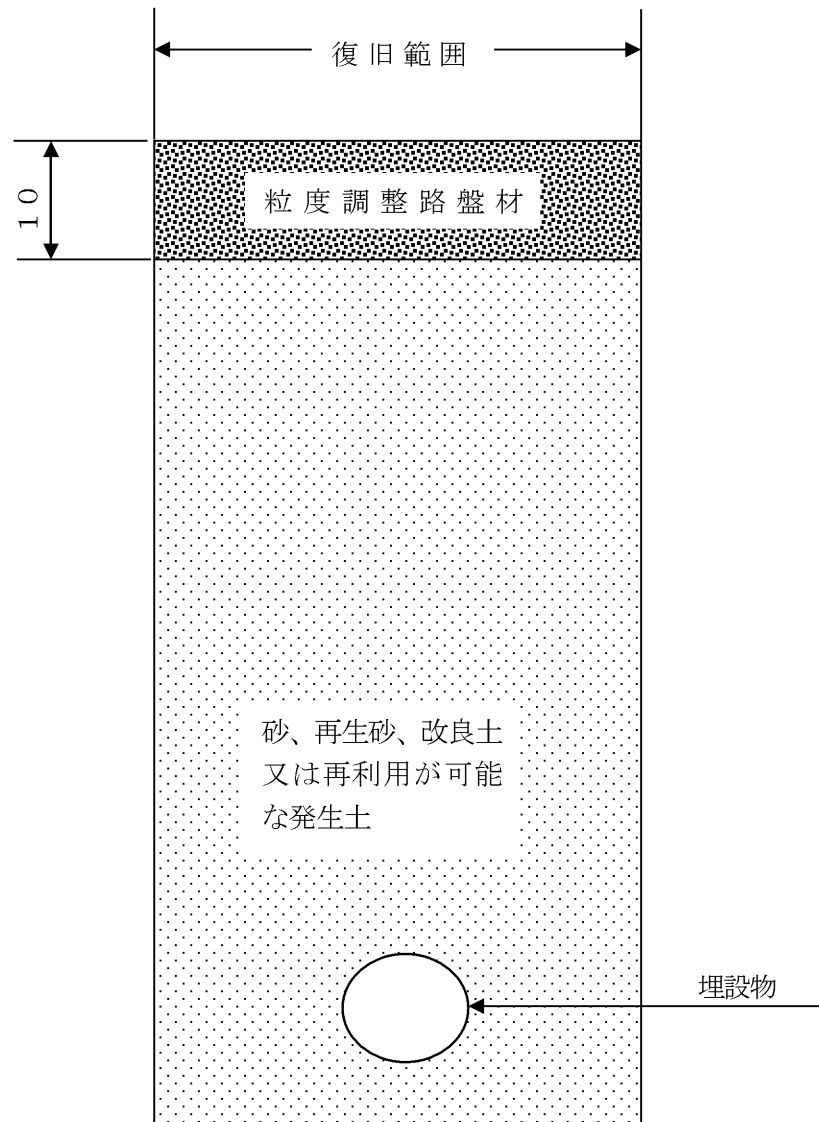
	道 路 種 類	路 線 名
1	一 般 国 道	4 0 9 号
2	〃	1 3 2 号
3	〃	2 4 6 号
4	県道（主要地方道）	川 崎 府 中
5	〃	東 京 大 師 横 浜
6	〃	東 京 丸 子 横 浜
7	〃	世 田 谷 町 田
8	〃	横 浜 上 麻 生
9	〃	丸 子 中 山 茅 ヱ 崎
10	〃	町 田 調 布
11	〃	横 浜 生 田
12	〃	鶴 見 溝 ノ 口
13	県道（一般県道）	扇 町 川 崎 停 車 場 線
14	〃	川 崎 町 田 線
15	〃	太 田 神 奈 川 線
16	〃	子 母 口 綱 島 線
17	〃	上 麻 生 連 光 寺 線
18	〃	真 光 寺 長 津 田 線
19	〃	稲城読売ランド前停車場線
20	市道（主要地方道）	幸 多 摩 線
21	〃	野 川 菅 生 線
22	市 道	殿 町 夜 光 町 線
23	〃	皐 橋 水 江 町 線
24	〃	富 士 見 鶴 見 駅 線
25	〃	南 幸 町 渡 田 線
26	〃	大 師 大 島 線
27	〃	鋼 管 通 線
28	〃	池 田 浅 田 線

	道 路 種 類	路 線 名
29	市 道	川 崎 駅 東 扇 島 線
30	〃	東 扇 島 1 号 線
31	〃	扇 島 2 号 線
32	〃	川 崎 町 田 線
33	〃	川 崎 駅 丸 子 線
34	〃	尻 手 黒 川 線
35	〃	古 市 場 矢 上 線
36	〃	荻 宿 小 田 中 線
37	〃	宮 内 新 横 浜 線
38	〃	小 杉 菅 線
39	〃	二 子 千 年 線
40	〃	子 母 口 宿 河 原 線
41	〃	鹿 島 田 菅 線
42	〃	野 川 柿 生 線
43	〃	登 戸 野 川 線
44	〃	梶 ケ 谷 菅 生 線
45	〃	久 末 鷺 沼 線
46	〃	向 ケ 丘 遊 園 駅 菅 生 線
47	〃	多 摩 1 2 号 線
48	〃	中 野 島 生 田 線
49	〃	菅 早 野 線
50	〃	細 山 線
51	〃	万 福 寺 王 禅 寺 線

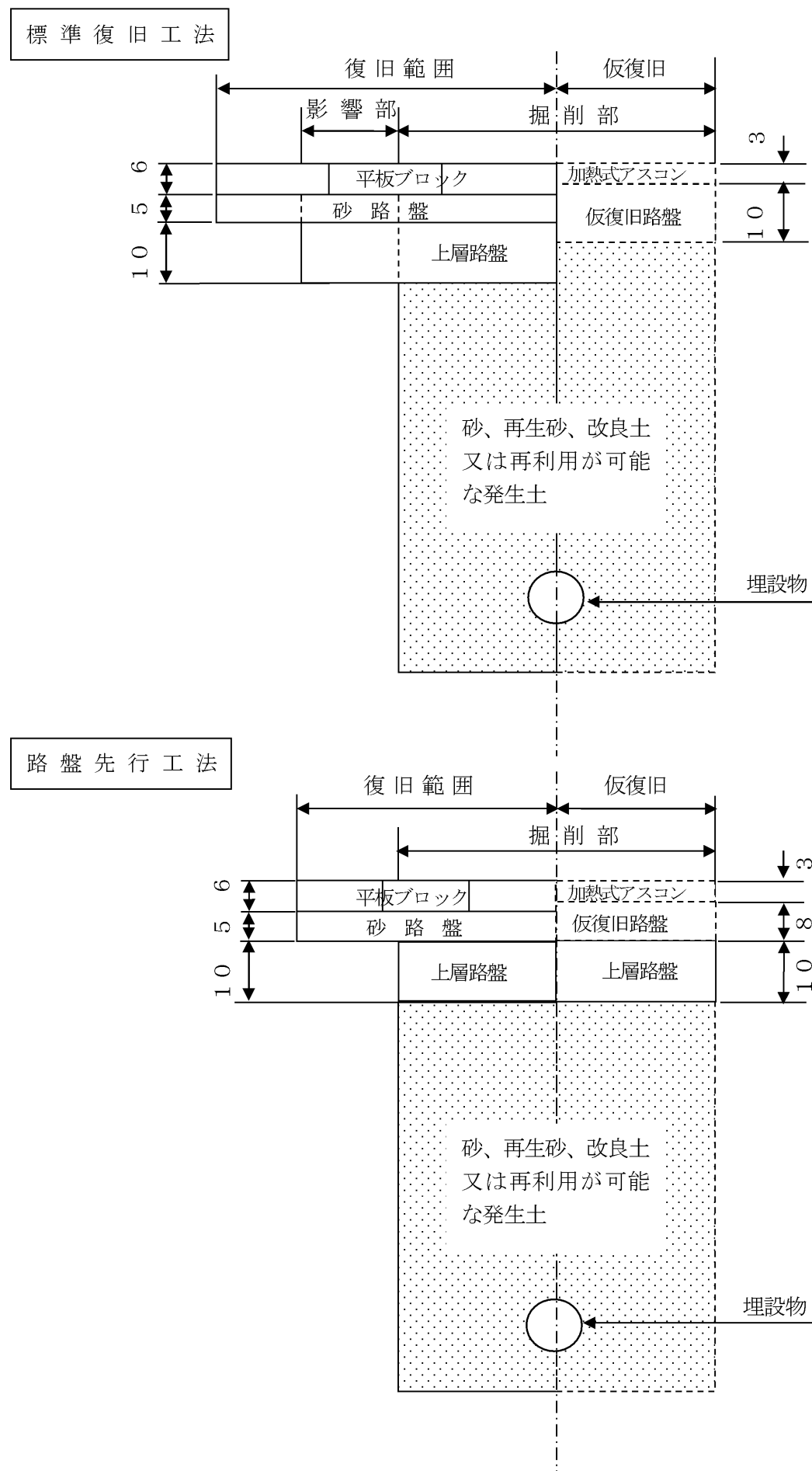
その他市長が必要と認める路線

標準復旧断面図

砂 利 道

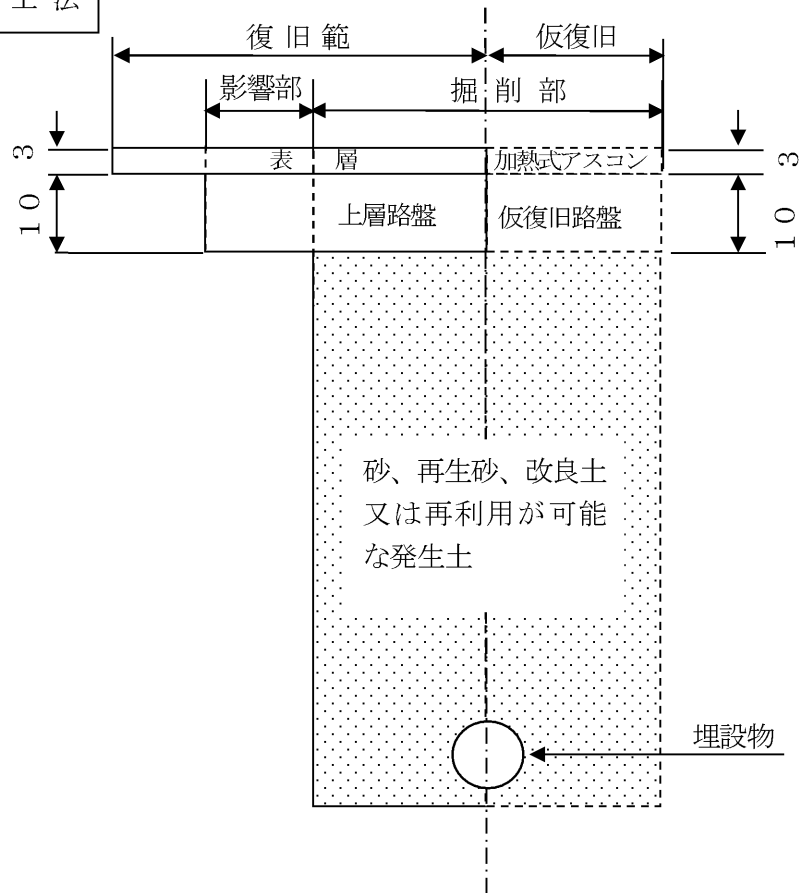


平 板 ブ ロ ッ ク 舗 装

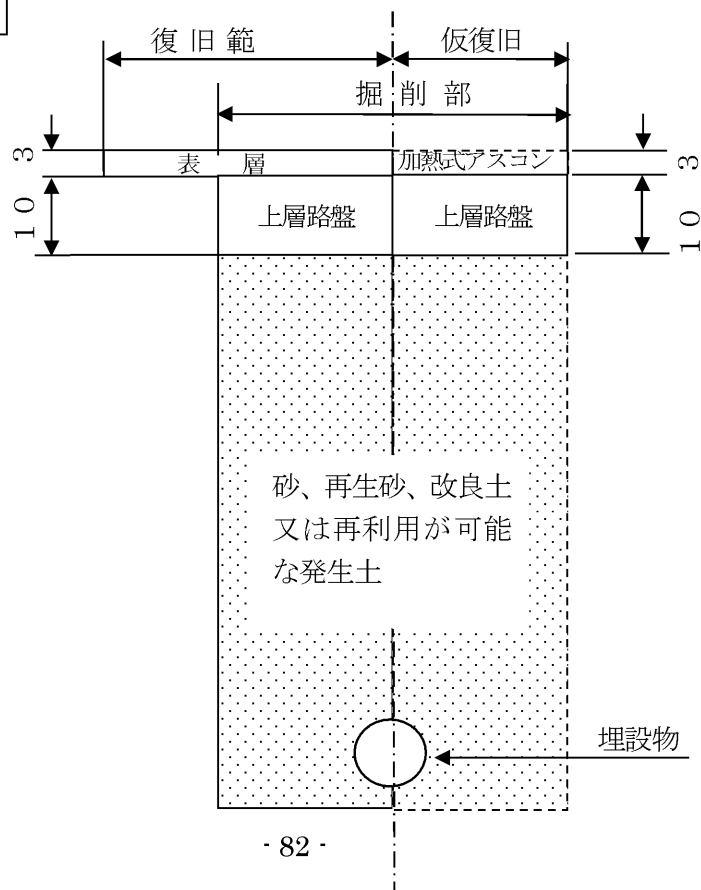


アスファルトコンクリート舗装（3 c m歩道）

標準復旧工法

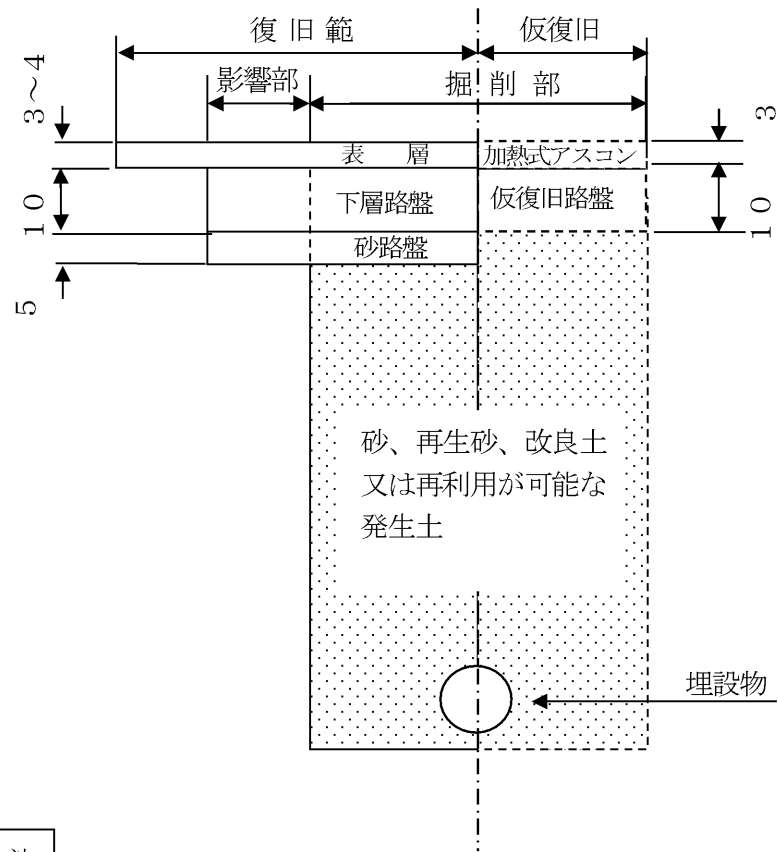


路盤先行工法

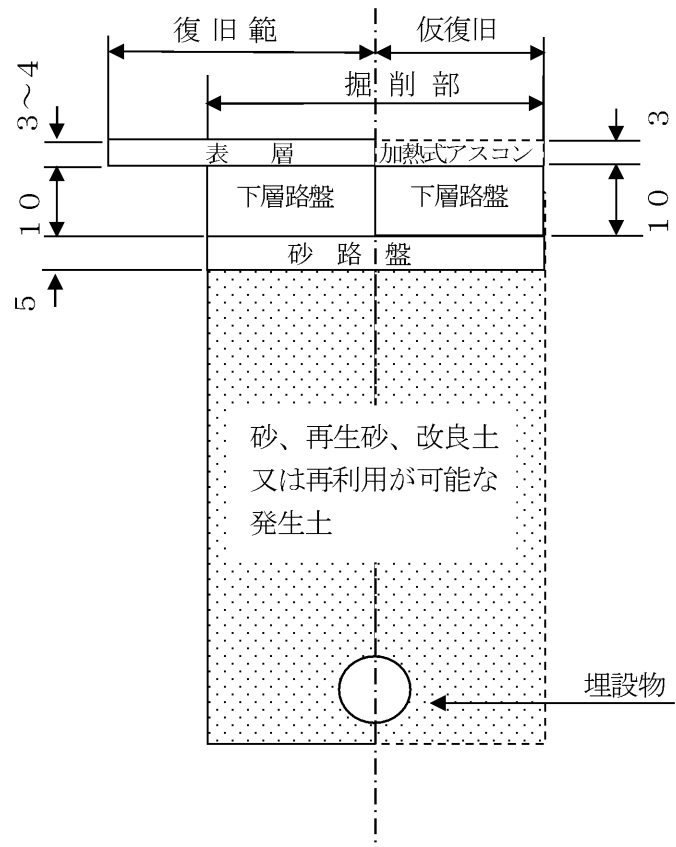


透水性舗装（歩道）

標準復旧工法

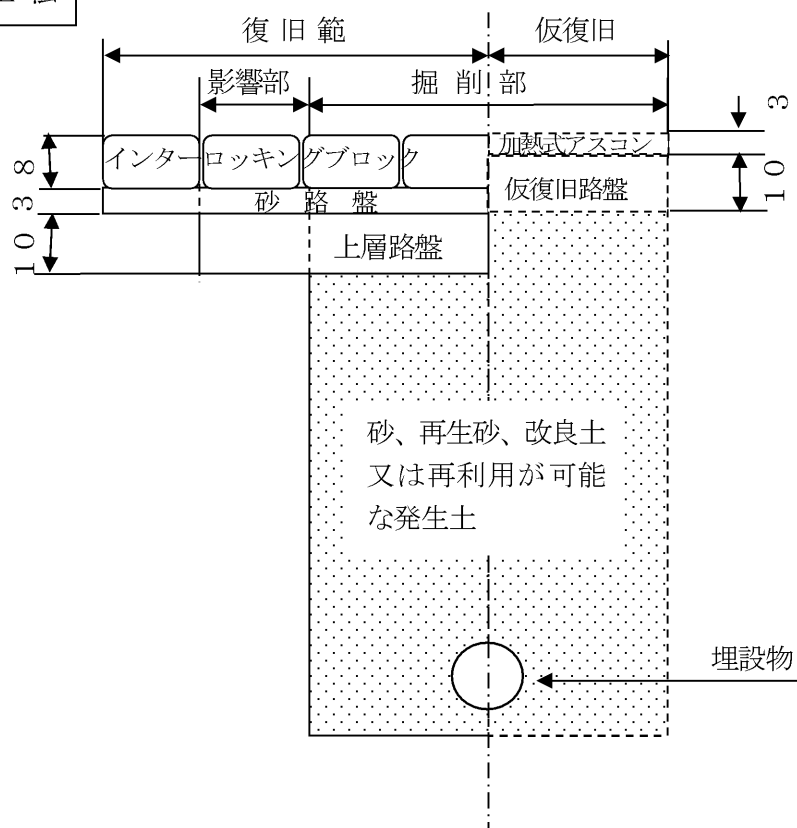


路盤先行工法

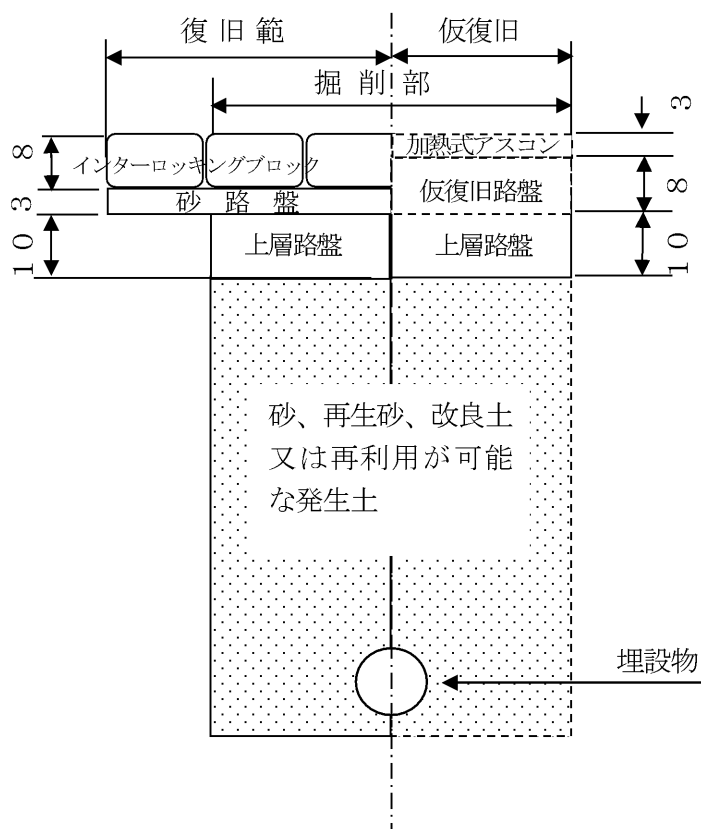


インターロッキングブロック舗装（歩道）

標準復旧工法

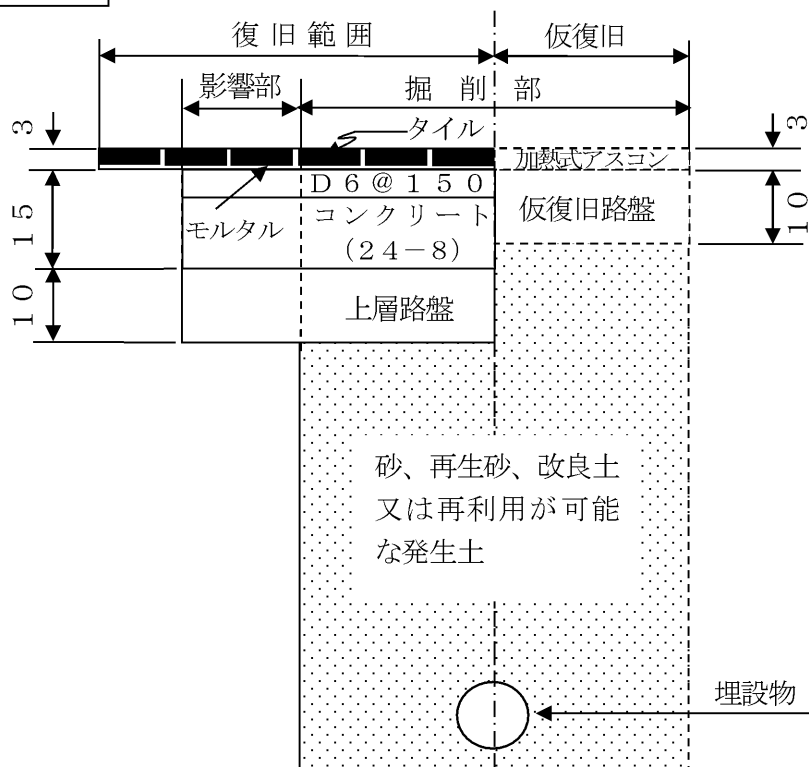


路盤先行工法

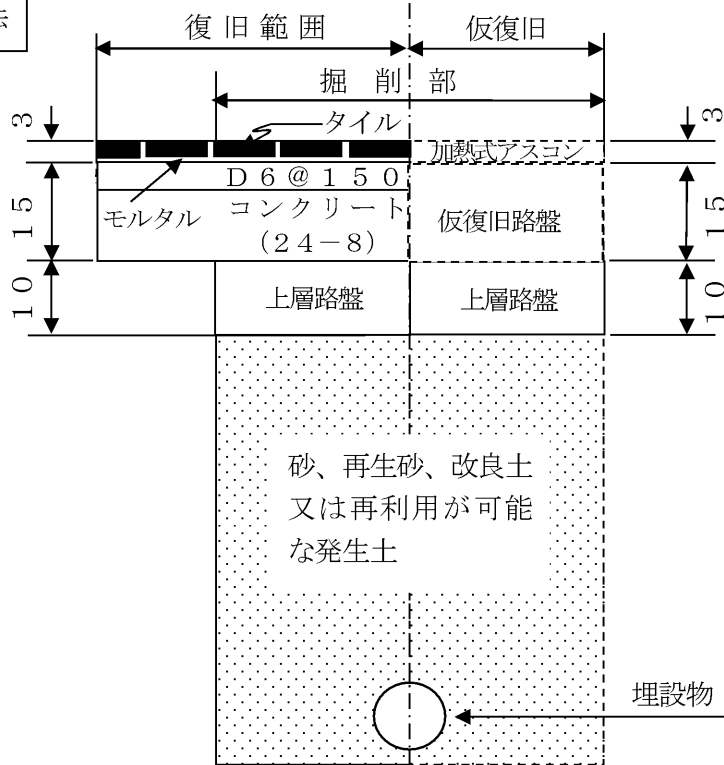


タイル舗装（歩道）

標準復旧工法

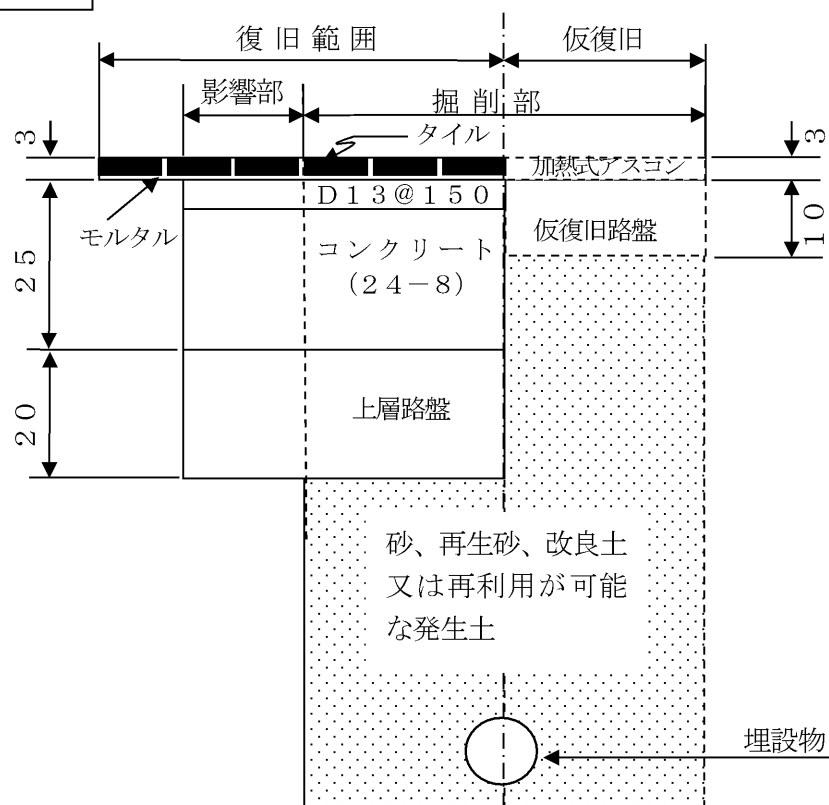


路盤先行工法

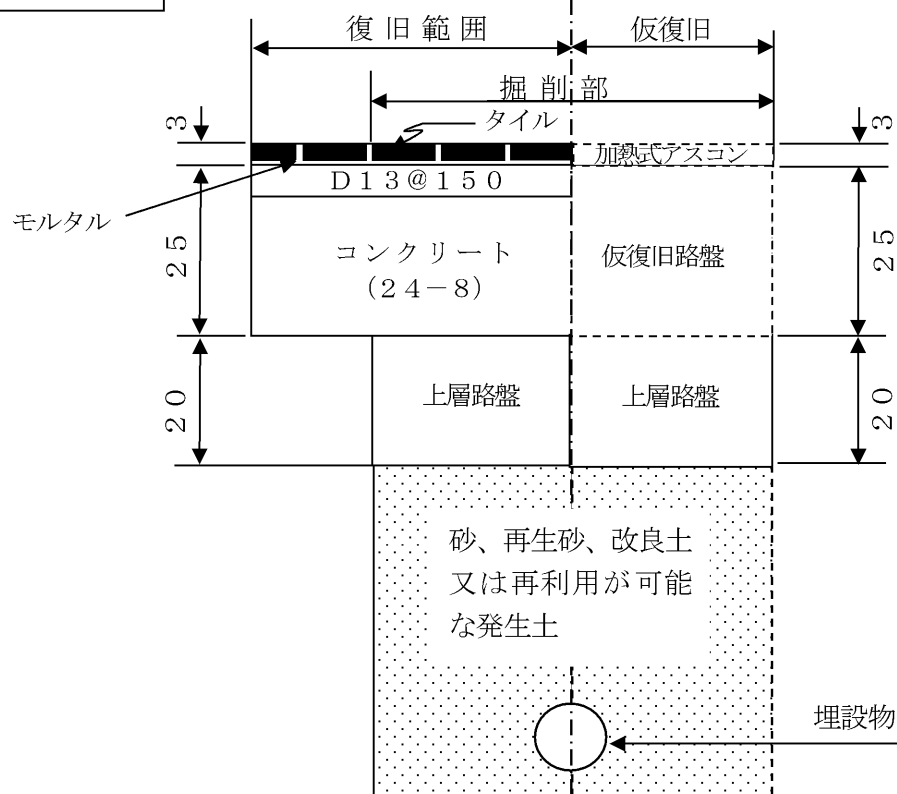


タイル舗装（車道）

標準復旧工法

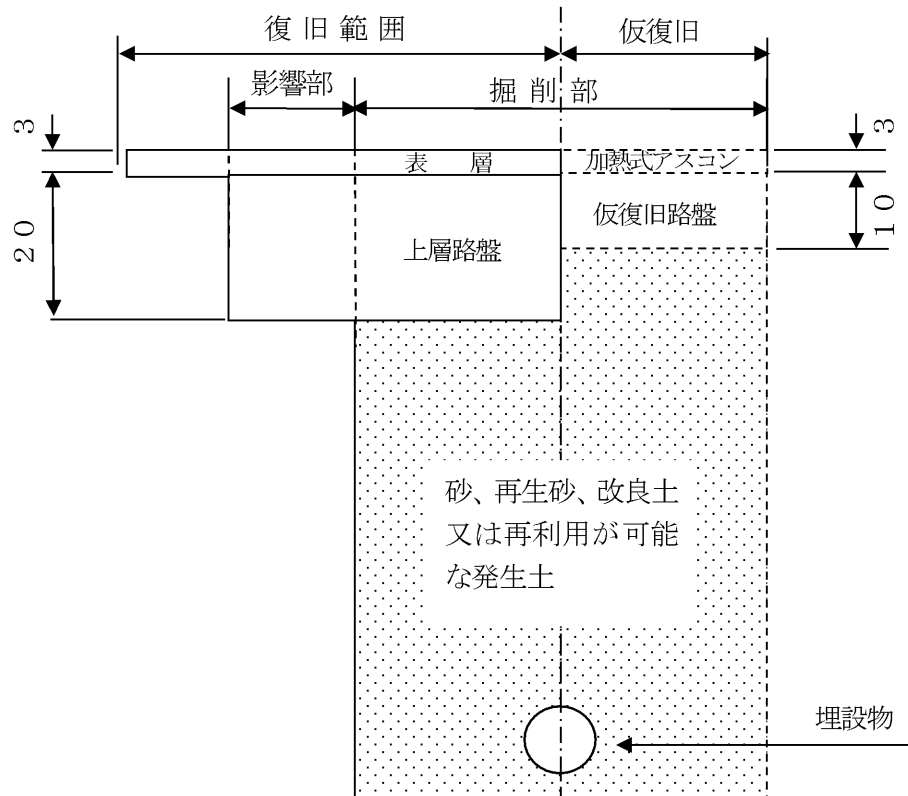


路盤先行工法

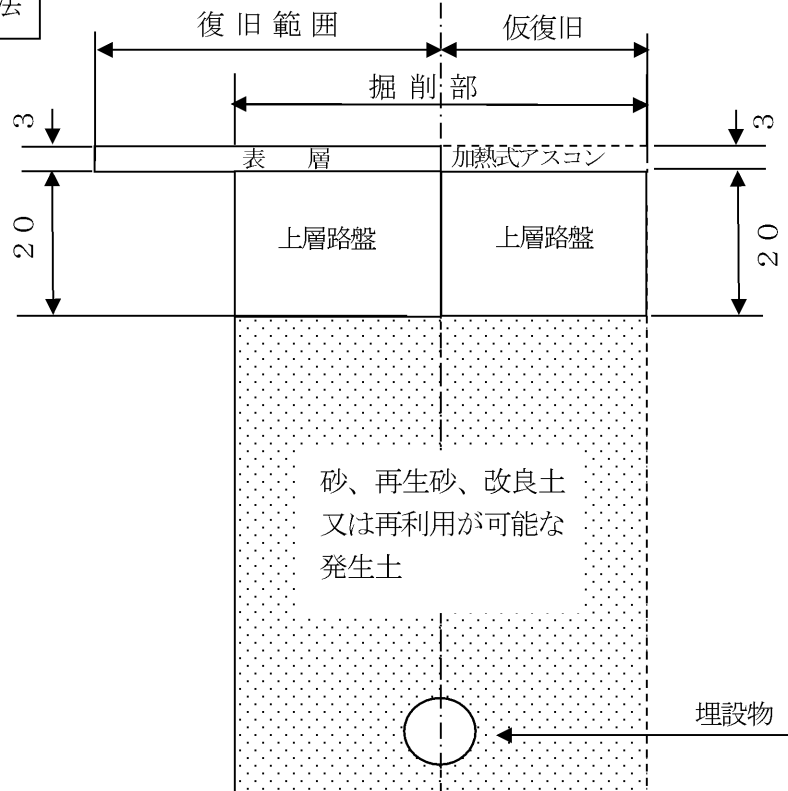


アスファルトコンクリート舗装（3 c m）

標準復旧工法

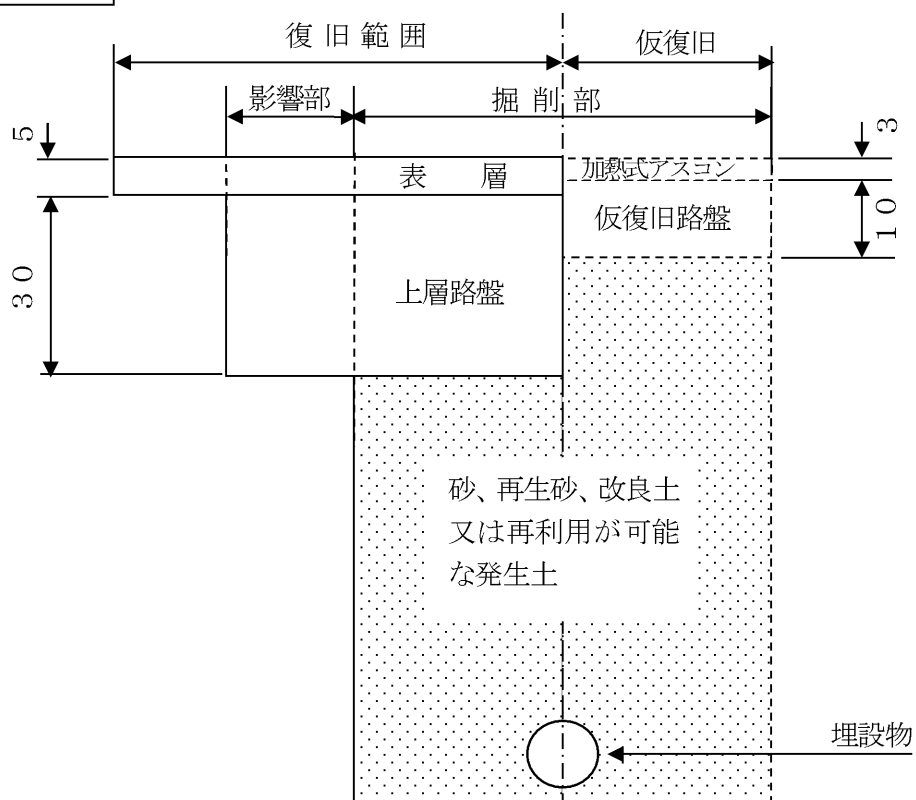


路盤先行工法

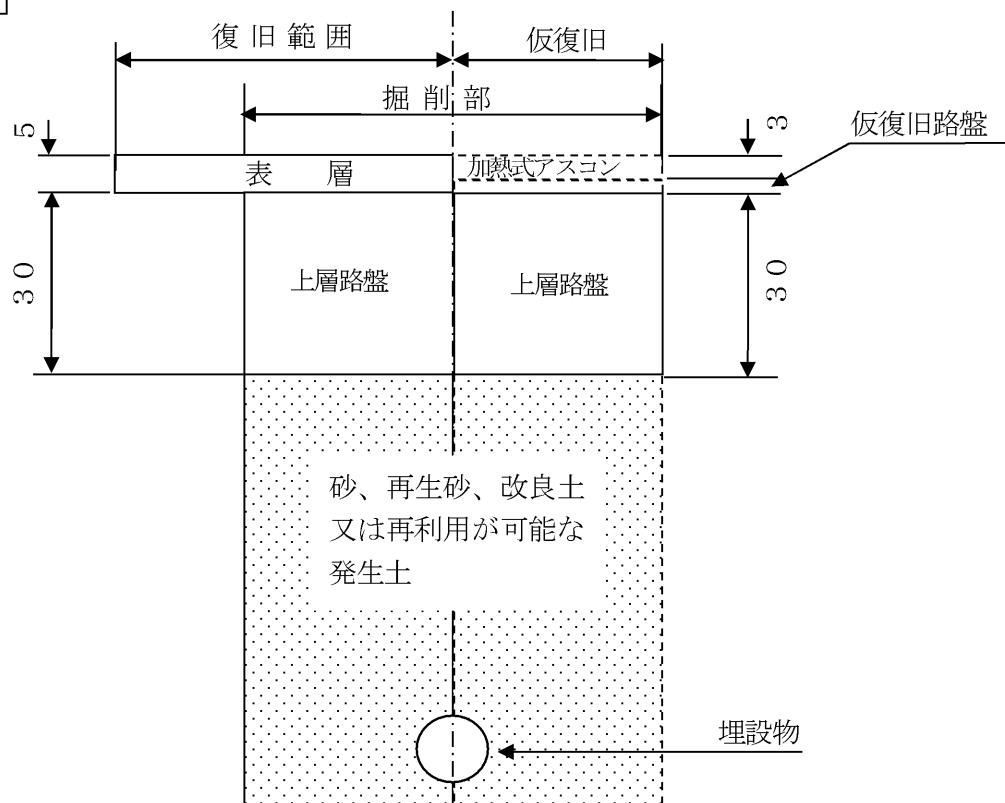


アスファルトコンクリート舗装（5 c m）

標準復旧工法

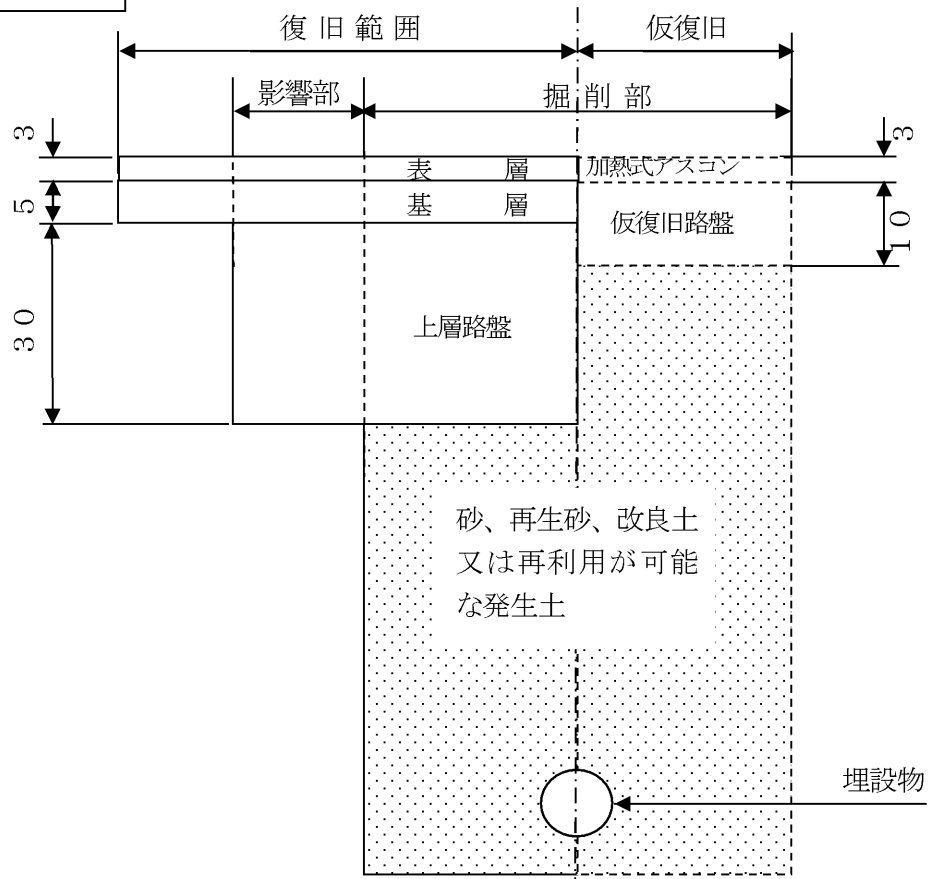


路盤先行工法

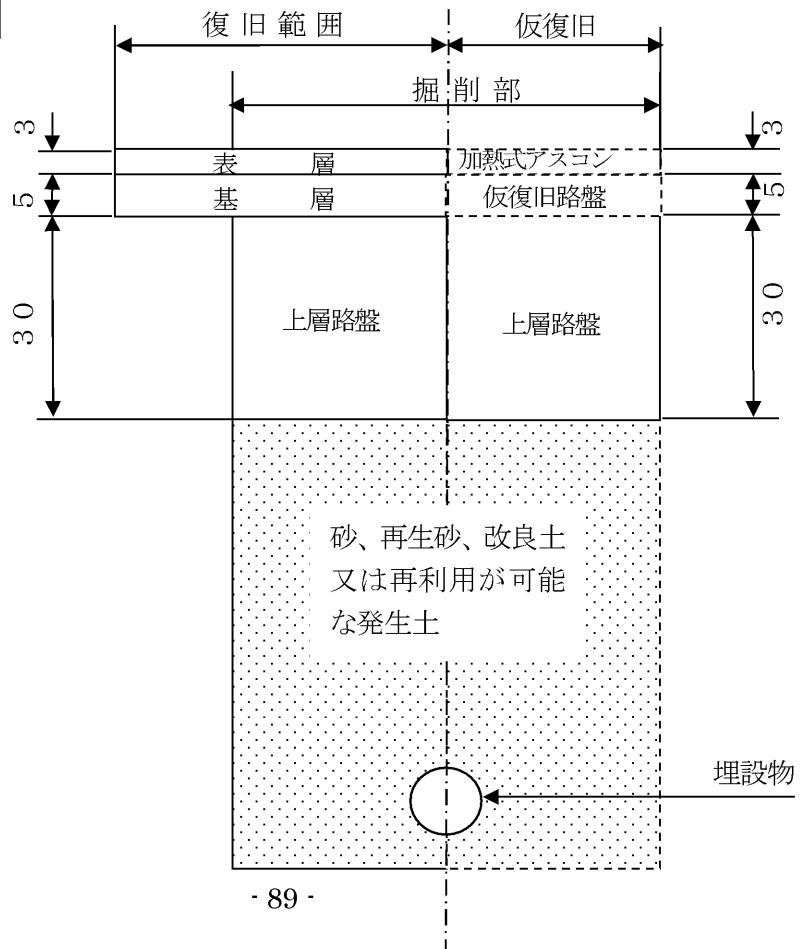


アスファルトコンクリート舗装（8 c m）

標準復旧工法

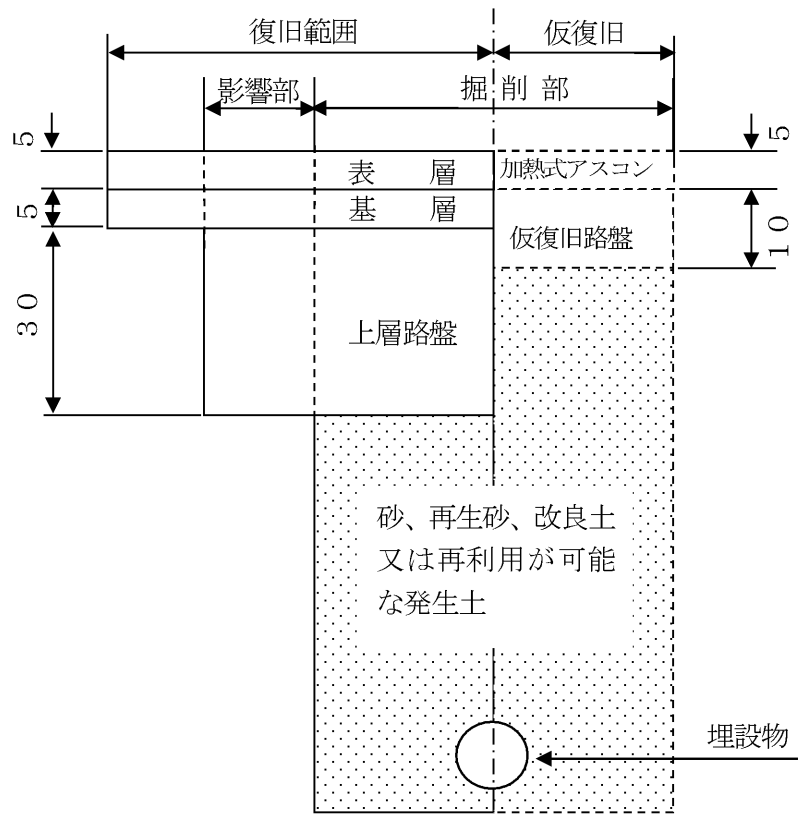


路盤先行工法

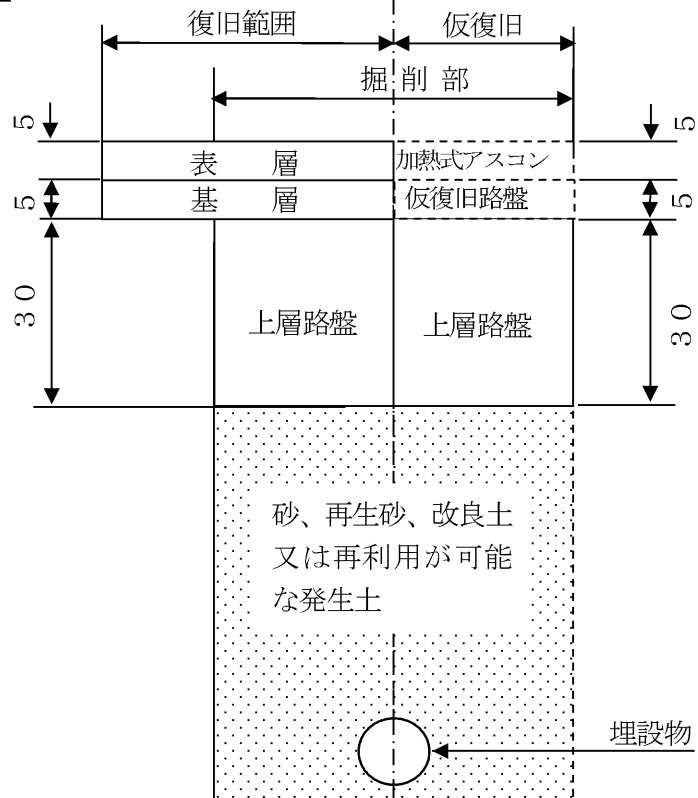


アスファルトコンクリート舗装（10cm）

標準復旧工法



路盤先行工法



The diagram illustrates two methods for road restoration, comparing the standard method with a method that prioritizes the road base.

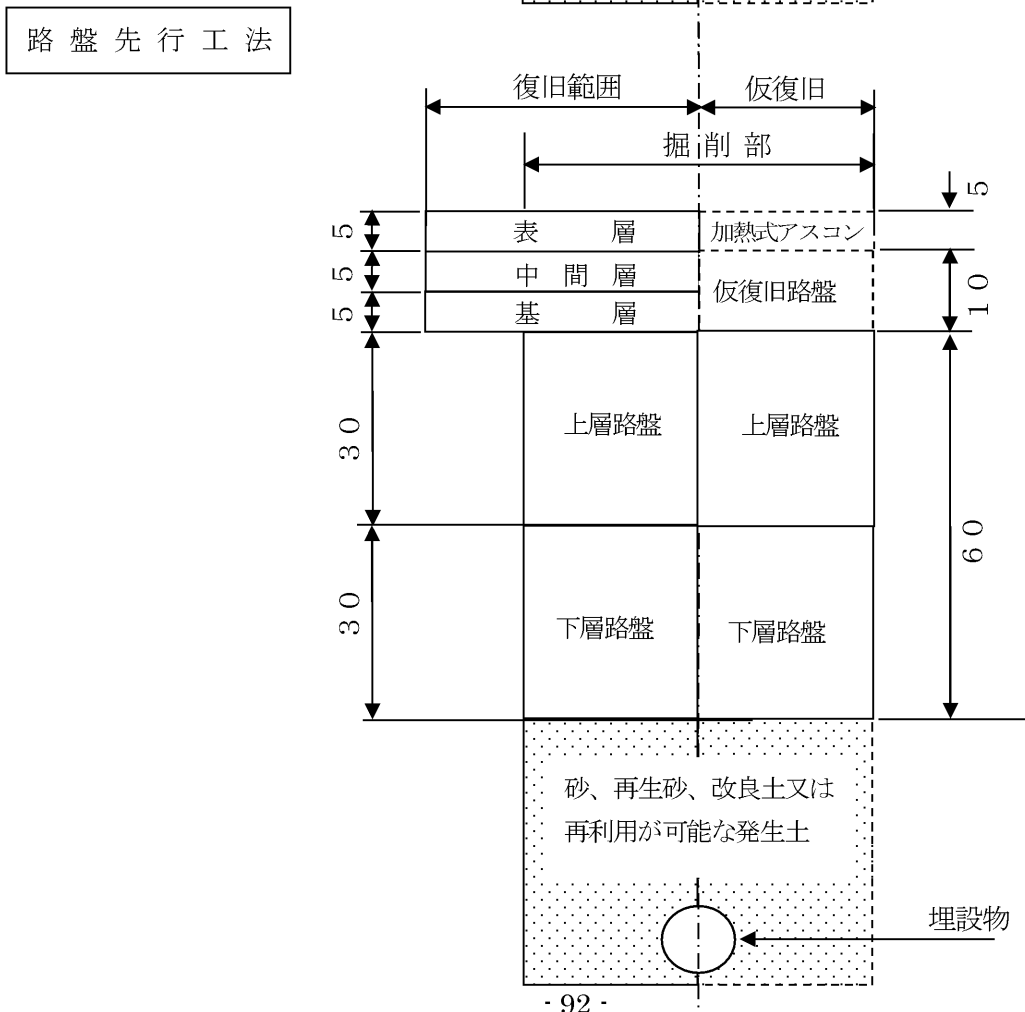
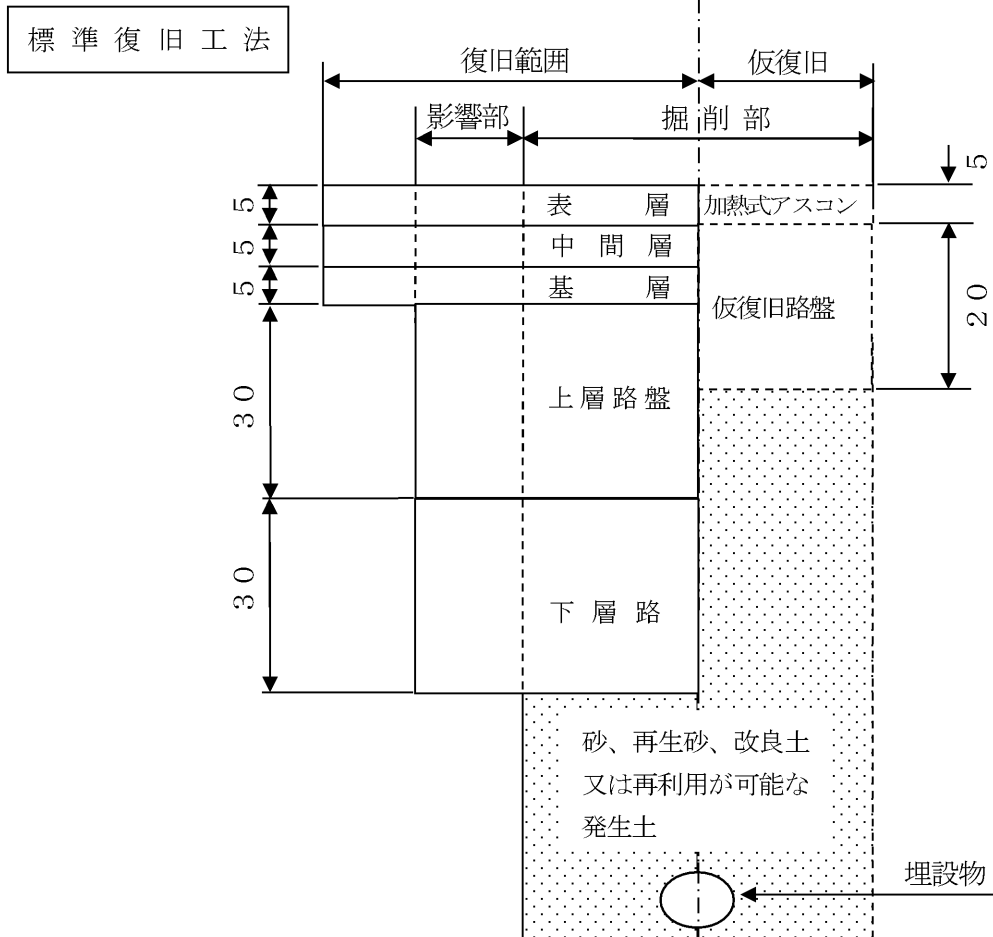
標準復旧工法 (Standard Restoration Method):

- Horizontal Dimensions:** The restoration area (復旧範囲) includes the impact zone (影響部) and the excavation area (掘削部). The restoration area (仮復旧) is shown to the right of the excavation area.
- Vertical Dimensions:** The total depth of the road structure is 30 units. The top 3 units are the surface layer (表層), the next 5 units are the intermediate layer (中間層), and the bottom 5 units are the base layer (基層). The restoration area (仮復旧) is 10 units deep, including the base layer and the restoration road plate (仮復旧路盤).
- Materials:** The restoration area (仮復旧) is filled with sand, recycled sand, improved soil, or soil that can be reused (砂、再生砂、改良土又は再利用が可能な発生土). The restoration road plate (仮復旧路盤) is shown as a dashed line.
- Other Features:** A buried object (埋設物) is shown at the bottom right.

路盤先行工法 (Road Plate Priority Method):

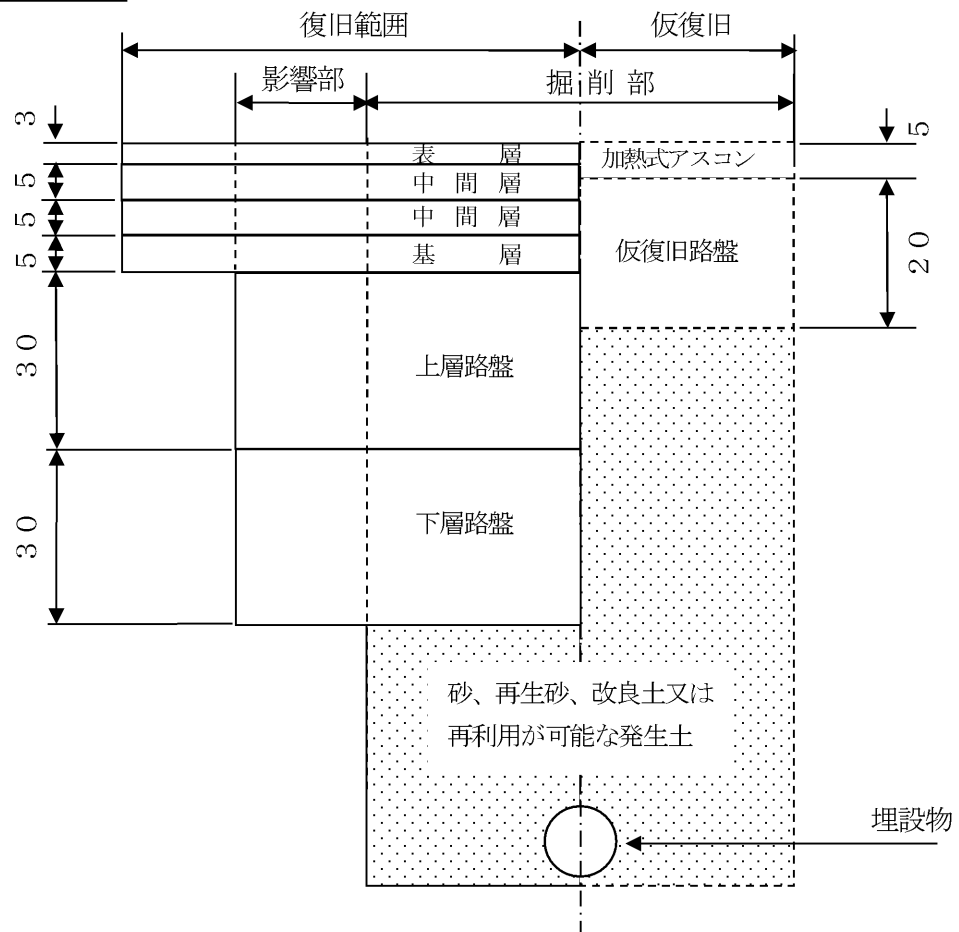
- Horizontal Dimensions:** Similar to the standard method, the restoration area (復旧範囲) includes the impact zone (影響部) and the excavation area (掘削部). The restoration area (仮復旧) is shown to the right of the excavation area.
- Vertical Dimensions:** The total depth of the road structure is 30 units. The top 3 units are the surface layer (表層), the next 5 units are the intermediate layer (中間層), and the bottom 5 units are the base layer (基層). The restoration area (仮復旧) is 8 units deep, including the base layer and the restoration road plate (仮復旧路盤).
- Materials:** The restoration area (仮復旧) is filled with sand, recycled sand, improved soil, or soil that can be reused (砂、再生砂、改良土又は再利用が可能な発生土). The restoration road plate (仮復旧路盤) is shown as a dashed line.
- Other Features:** A buried object (埋設物) is shown at the bottom right.

アスファルトコンクリート舗装（15cm）

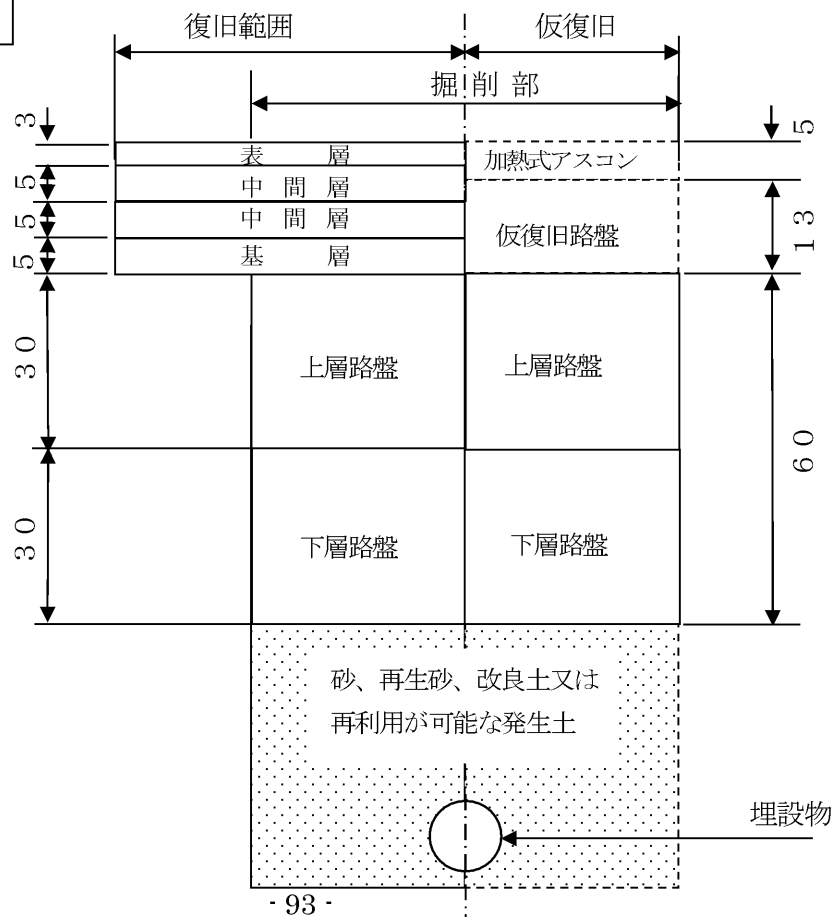


アスファルトコンクリート舗装（18cm）

標準復旧工法

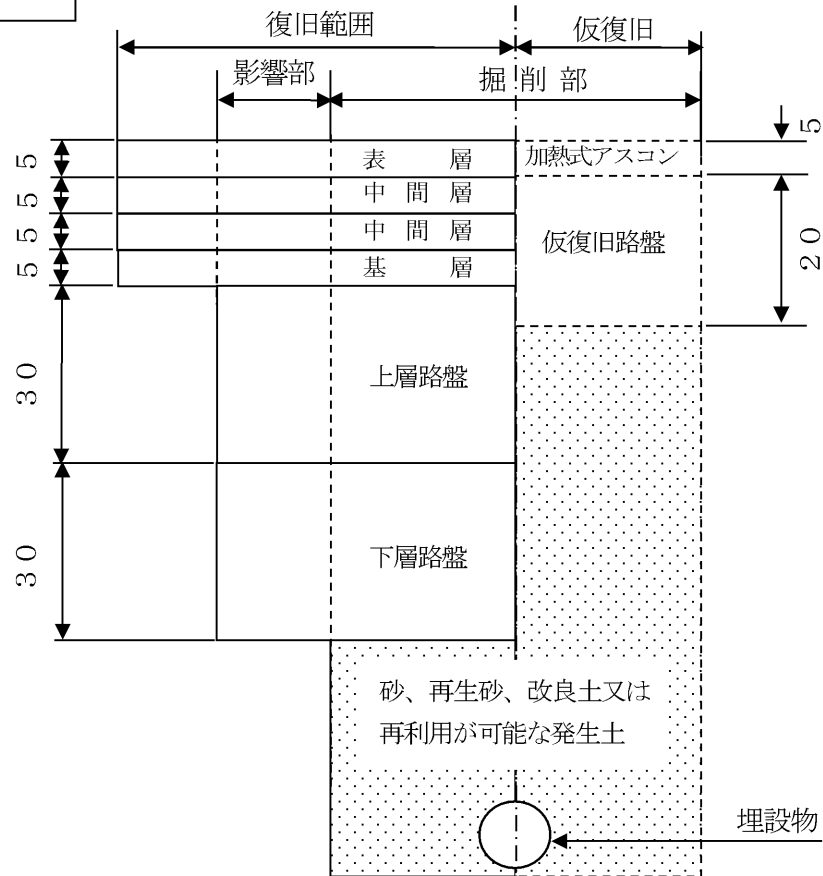


路盤先行工法

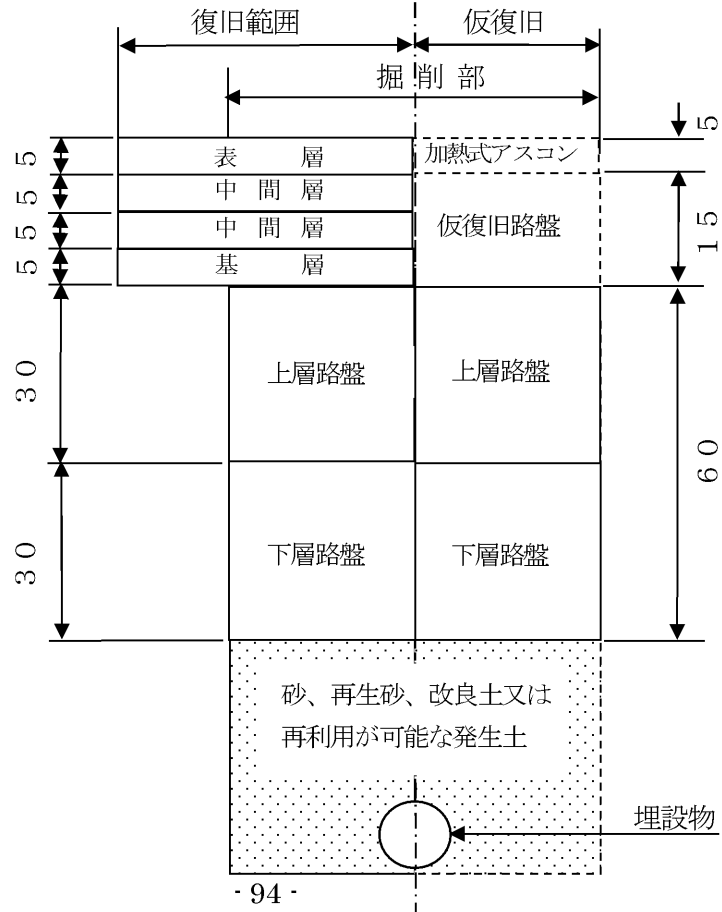


アスファルトコンクリート舗装（20cm）

標準復旧工法

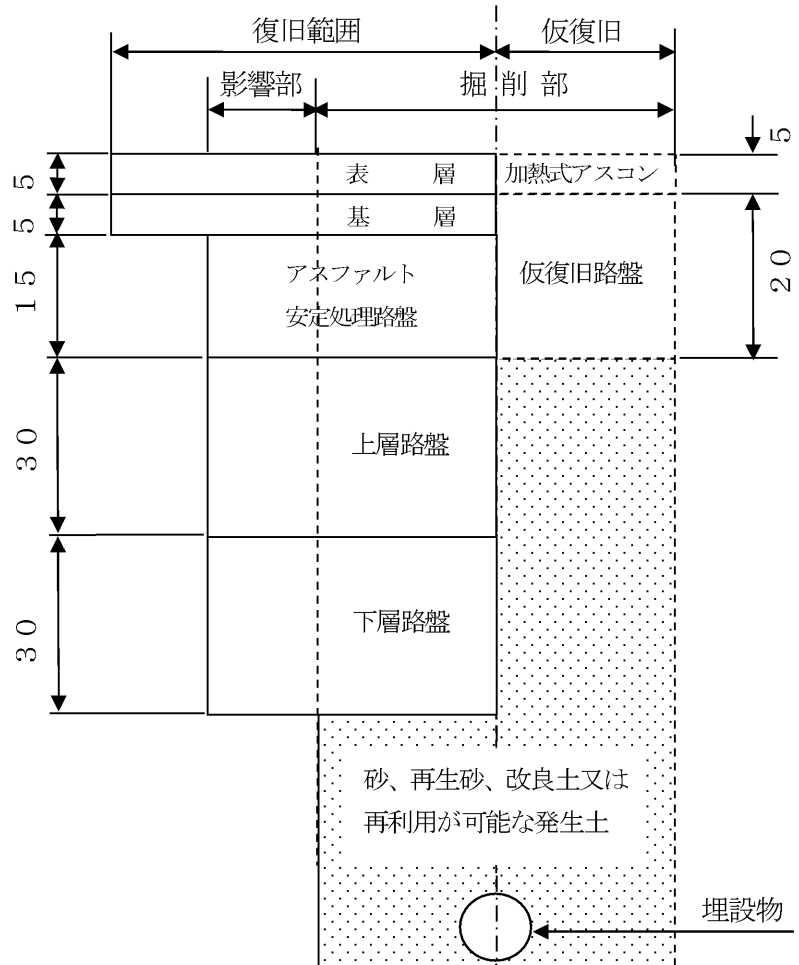


路盤先行工法

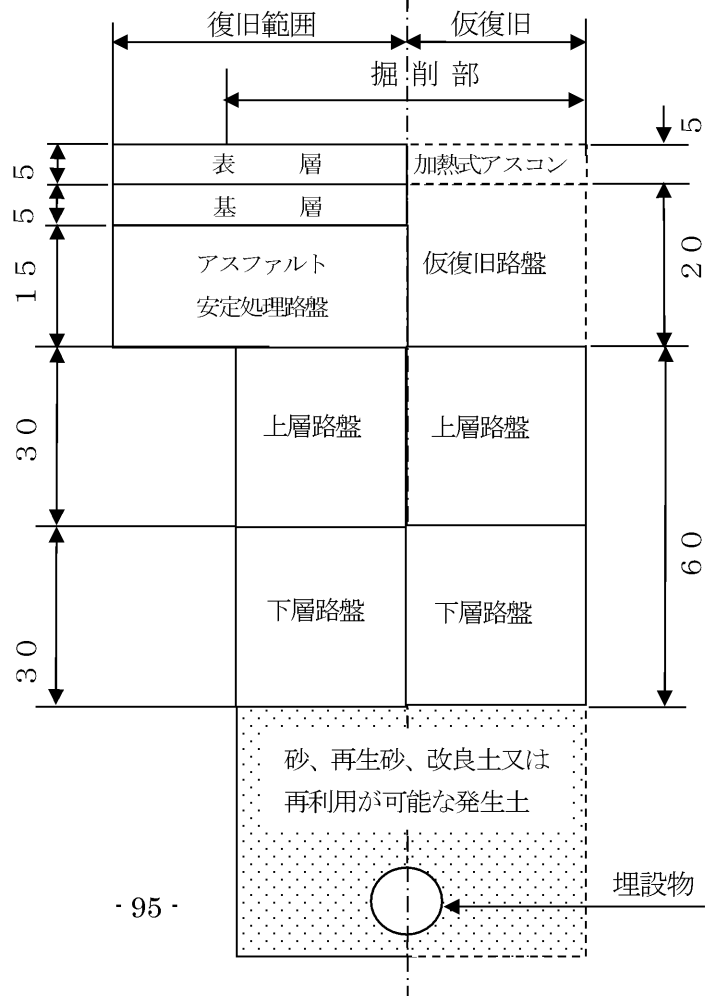


アスファルトコンクリート舗装（25cm）
〔アスファルト安定処理15cm〕

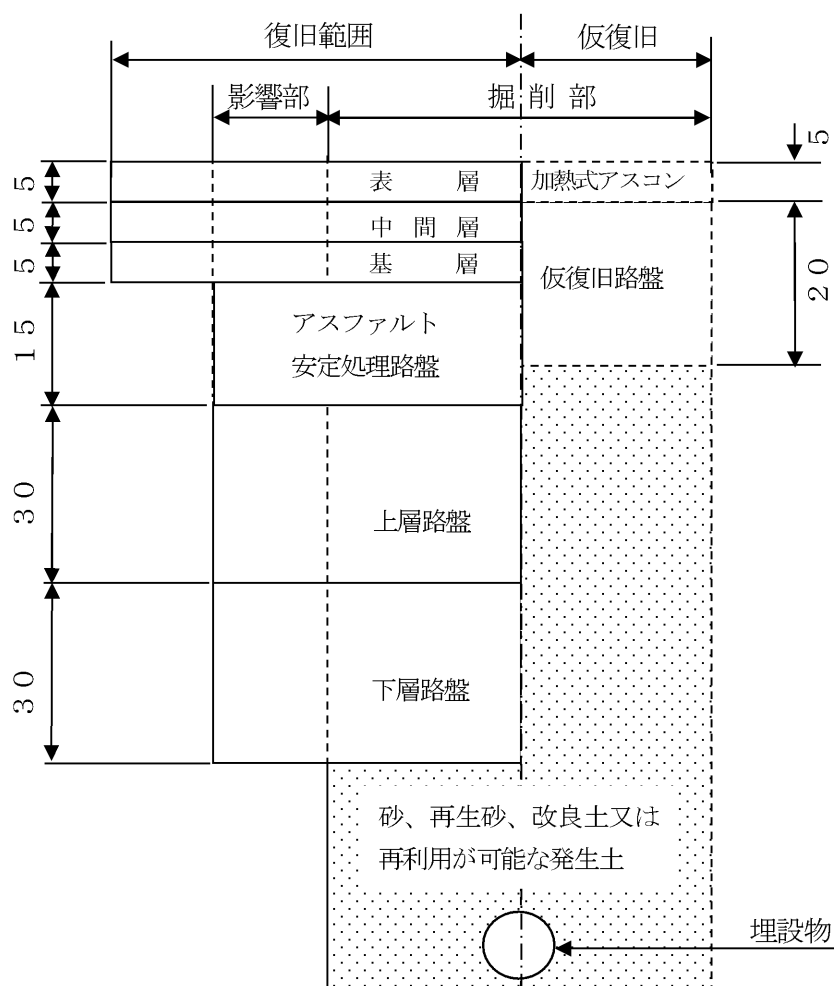
標準復旧工法



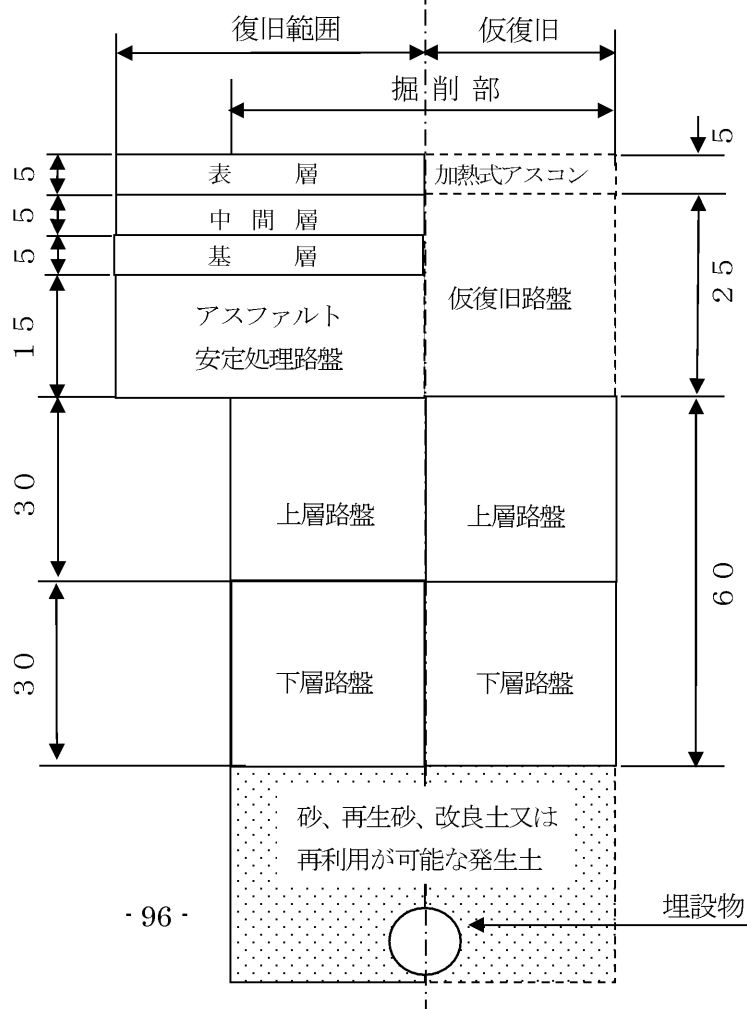
路盤先行工法



標準復旧工法

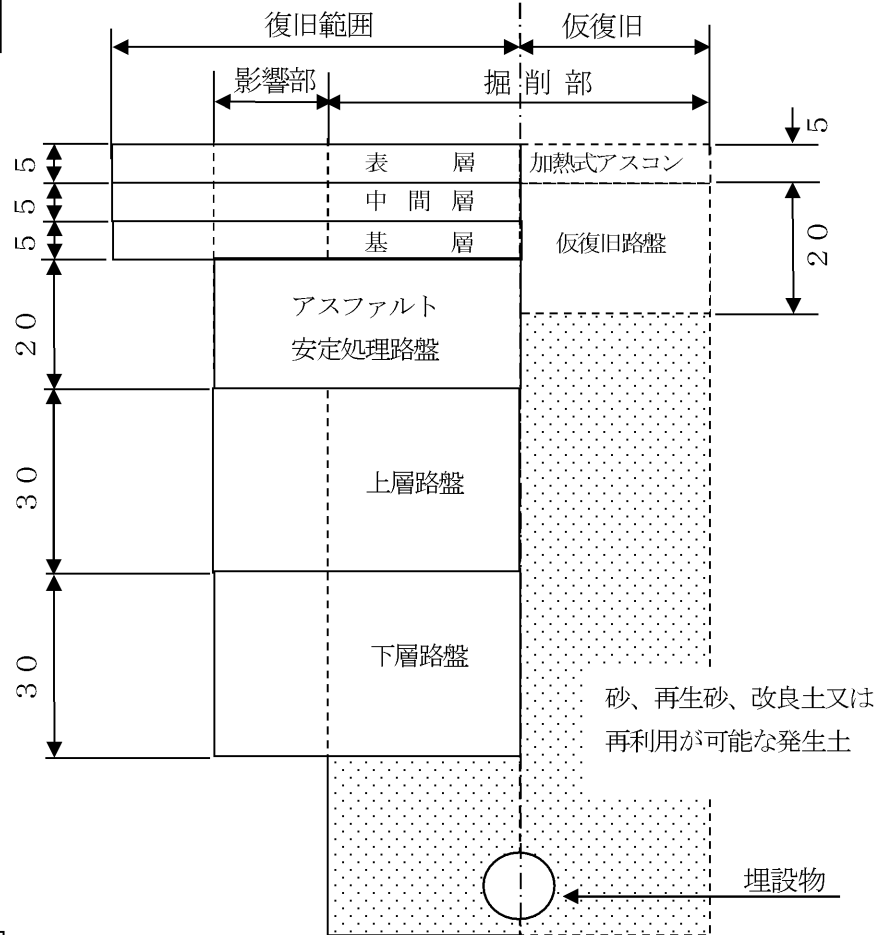


路盤先行工法

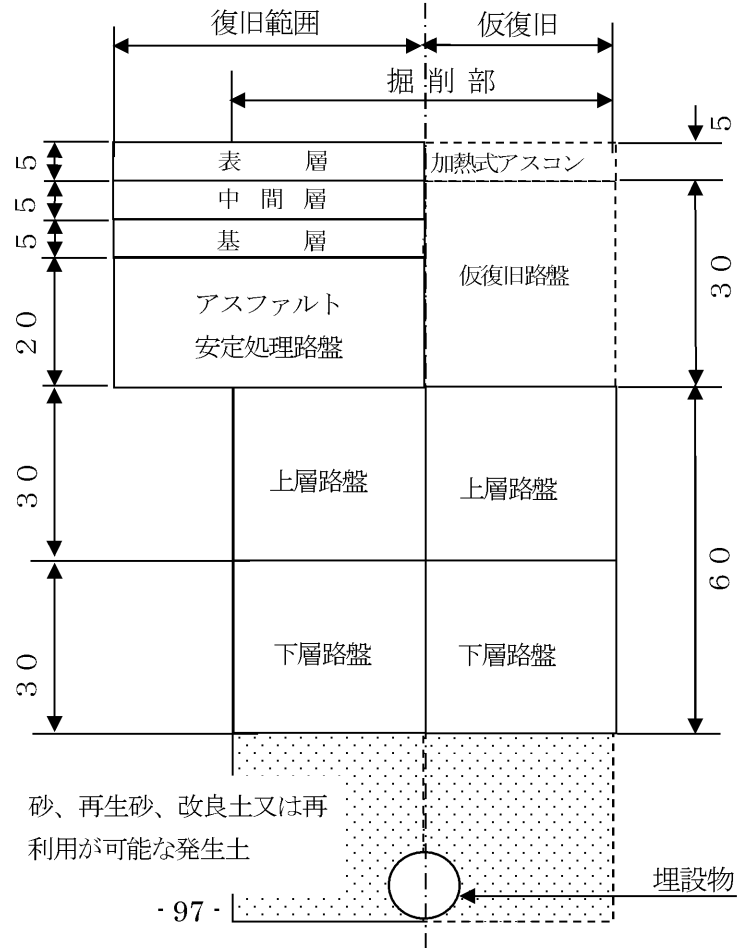


アスファルトコンクリート舗装（35cm）
〔アスファルト安定処理20cm〕

標準復旧工法

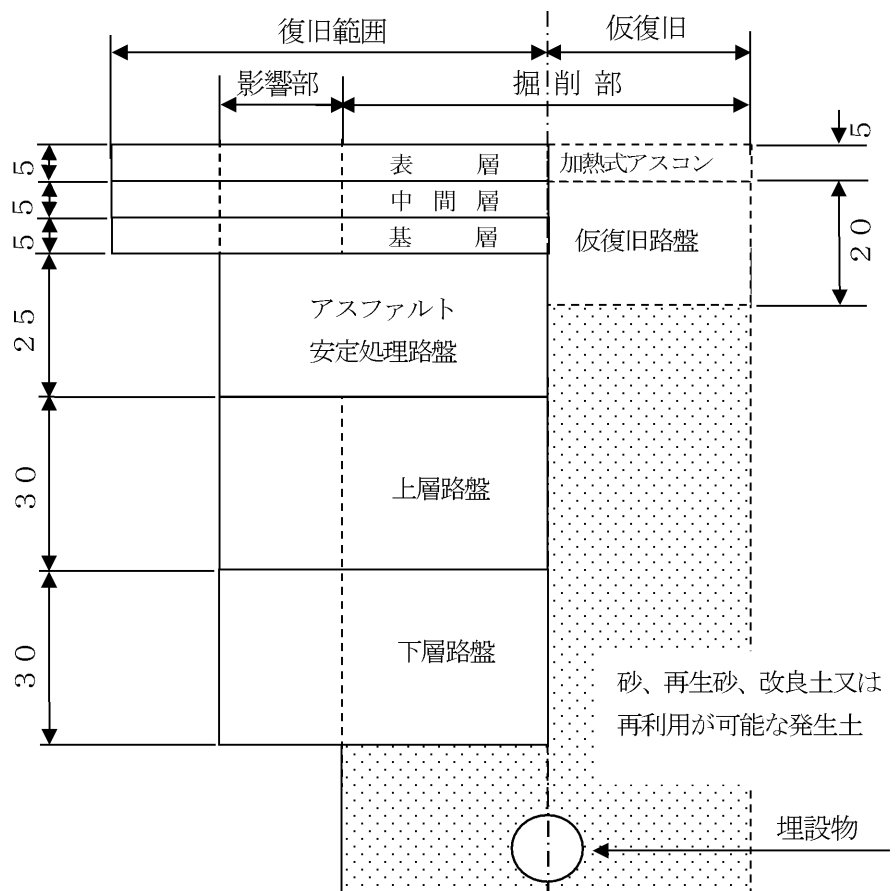


路盤先行工法

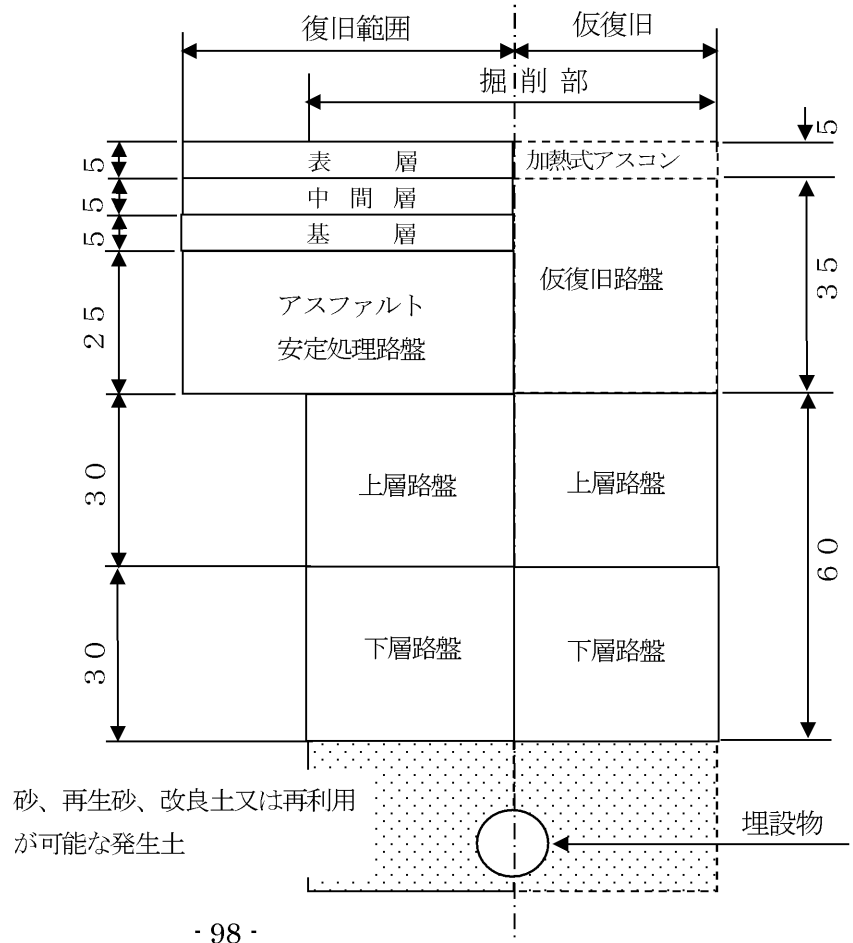


アスファルトコンクリート舗装（４０ｃｍ）
〔アスファルト安定処理２５ｃｍ〕

標準復旧工法

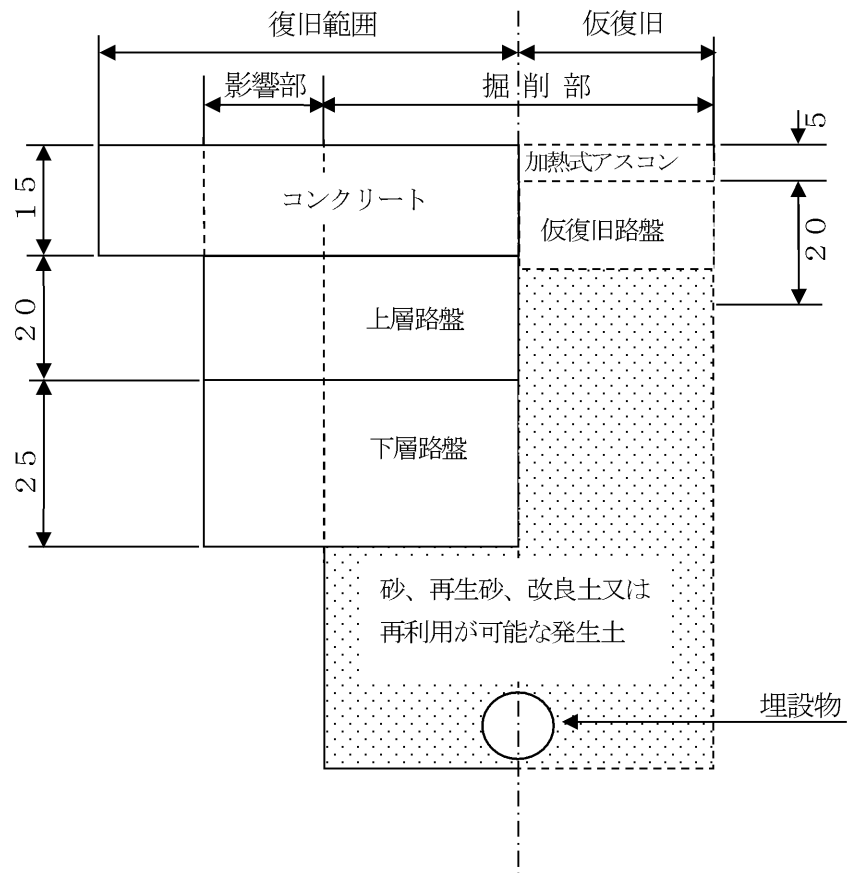


路盤先行工法

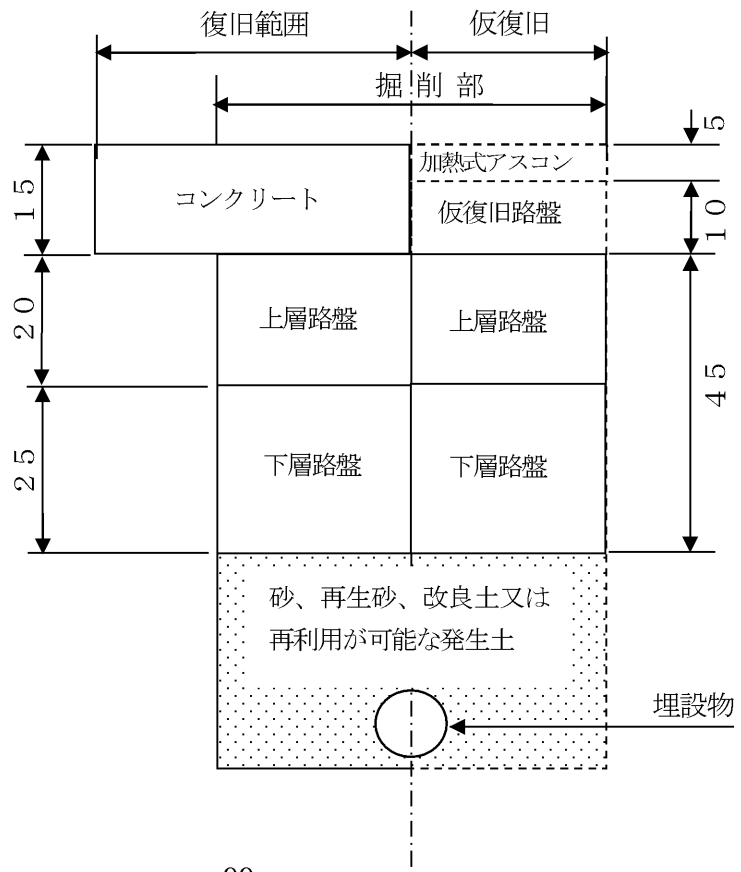


コンクリート舗装（15cm）

標準復旧工法

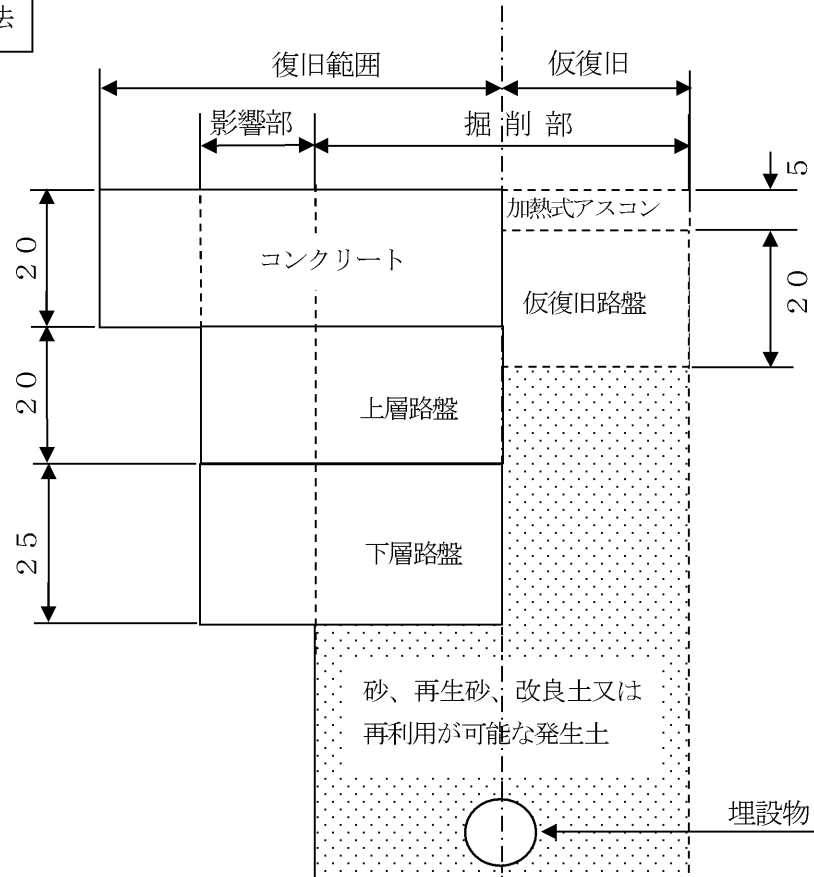


路盤先行工法

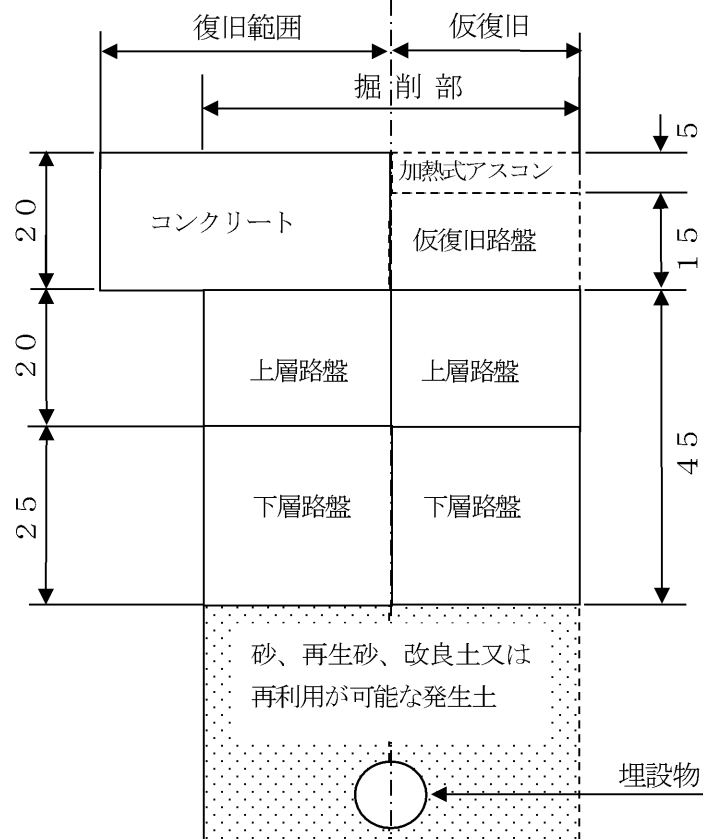


コンクリート舗装（20 c m）

標準復旧工法

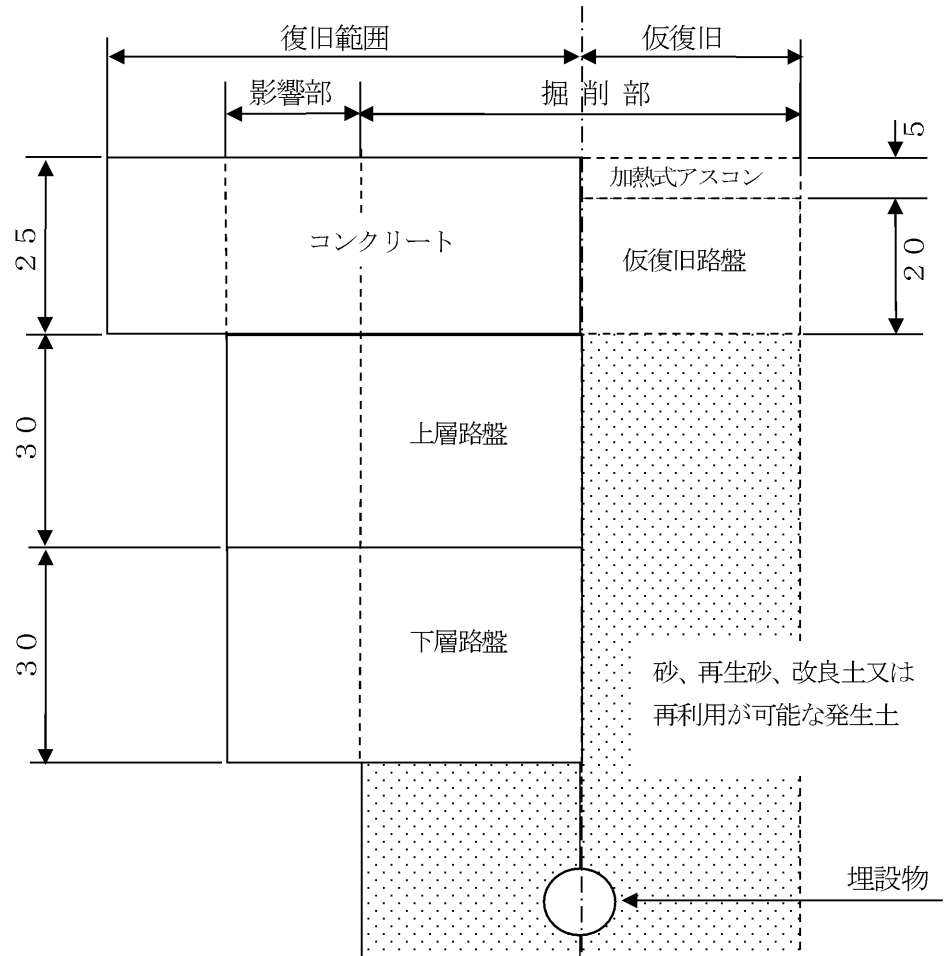


路盤先行工法

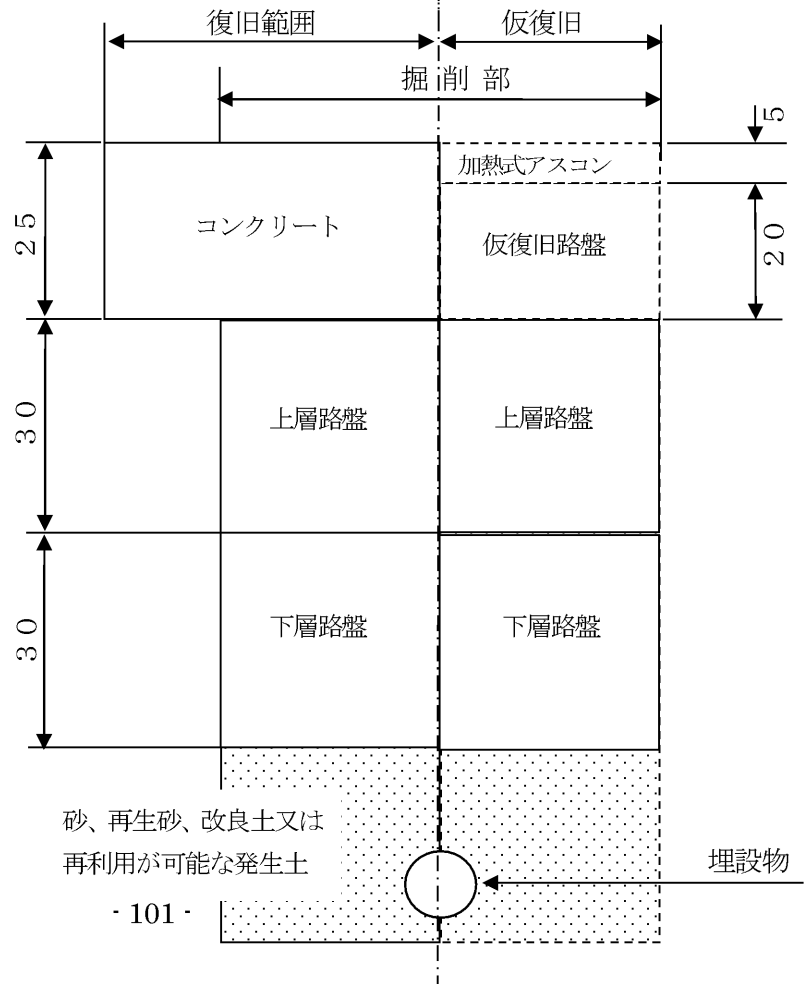


コンクリート舗装（25cm）

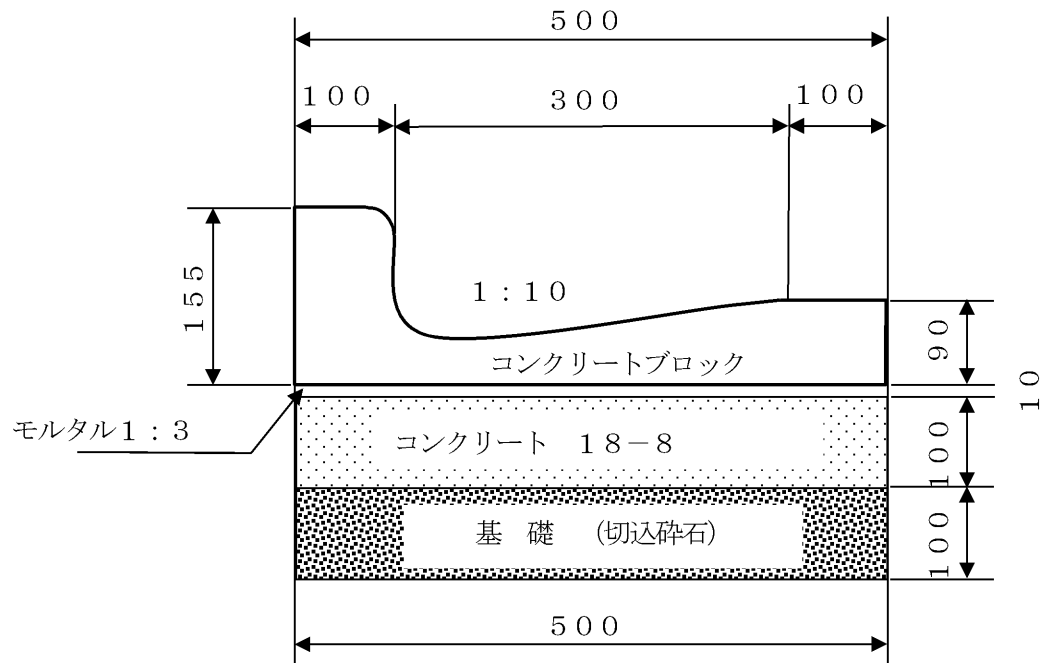
標準復旧工法



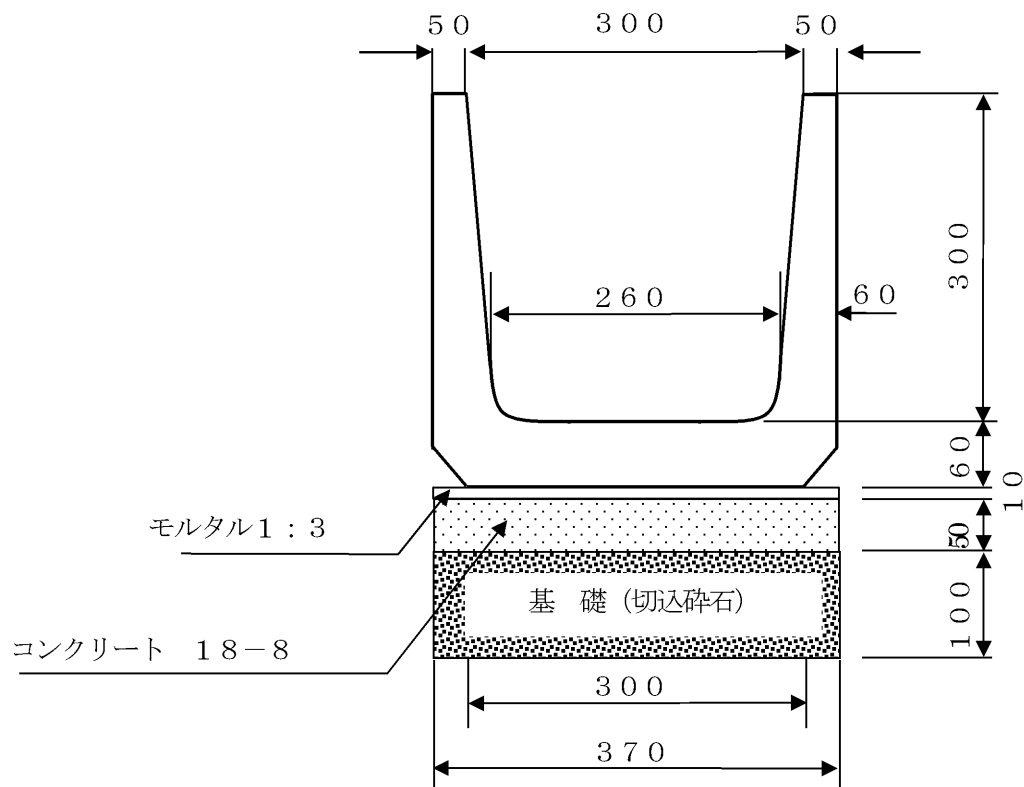
路盤先行工法



鉄筋コンクリートL型側溝

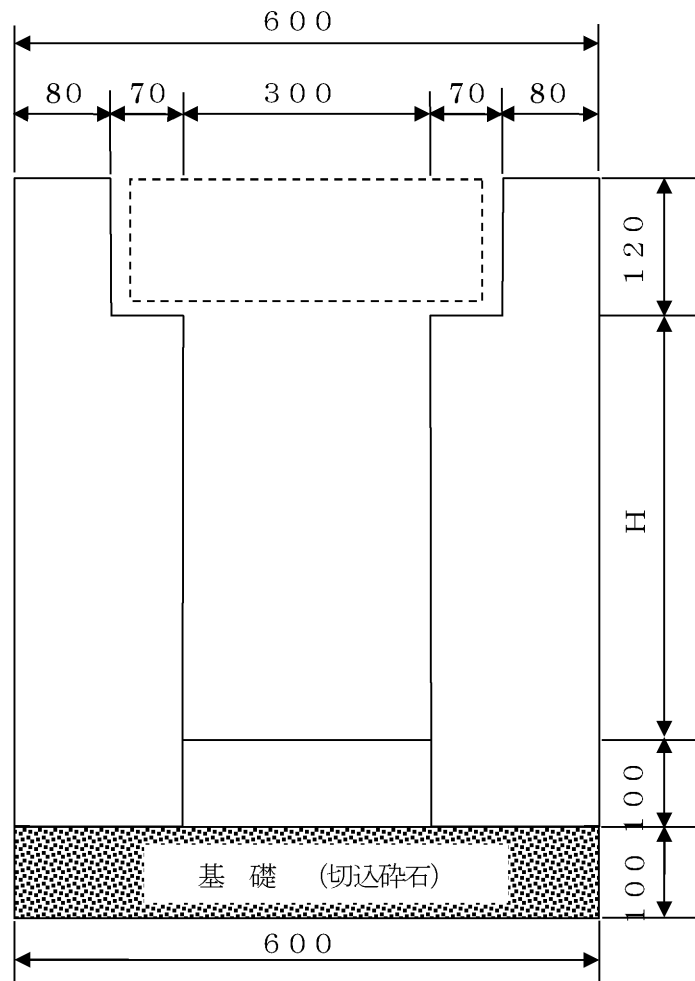


U 型 側 溝

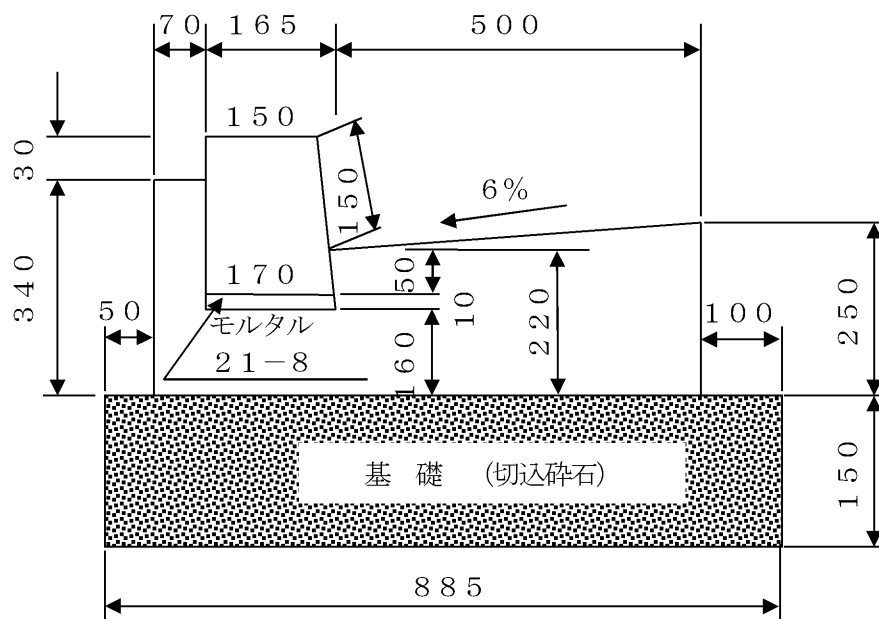


現場打U型側溝 (300×H)

コンクリート厚150-150



街 渠 (段差150A)



復旧範囲の裁定要綱

1 復旧範囲

復旧範囲は、掘削部分に掘削による影響部分及び影響部分の端から舗装絶縁線までの部分を加えたものとする。ただし、市長がこれによりがたいと認めるときは、別に指示するものとする。

(1) 影響範囲

影響範囲は、掘削部分及び掘削による影響部分とし、標準的には次式によるものとする。

ただし、工事に起因して隣接する既設舗装に、欠陥を生じさせた場合（亀裂、落込、平坦性阻害等）には、その部分を影響範囲に加えるものとする。（図－1、図－2 参照）

$$S = (L + 2Kt) \times (W + 2Kt)$$

S …… 影響面積

L …… 掘削部分の長さ

W …… 掘削部分の幅

K t …… 掘削による影響部分の幅

K …… コンクリート舗装の場合にあつては 1. 4

…… アスファルト舗装の場合にあつては 1. 0

t …… 路盤の厚さ

[注] 1 「路盤の厚さ」とは、舗装版（コンクリート版、表層、基層）と路床との間にあつて、主として砂利、碎石、砂等の粒状材料をもって構成された層の厚さをいう。

(2) 舗装版の復旧範囲

ア アスファルト舗装

道路中心線と平行方向の影響部分の端から、舗装絶縁線までの部分(A 1、A 2)及び道路中心線と直角方向の影響部分の端から、舗装絶縁線までの部分(B 1、B 2)とする。（図－1 参照）

ただし、舗装絶縁線までの距離が 1. 2 メートル未満の場合は、その部分を含めた範囲とし、1. 2 メートル以上の場合は 0. 3 メートルとする。

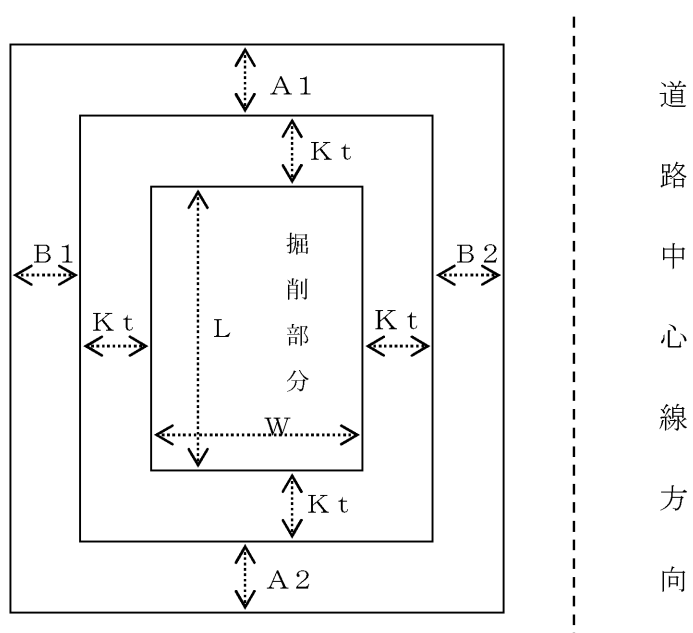
イ コンクリート舗装

影響部分の端から、舗装絶縁線までの部分(A 1、A 2、B 1、B 2)の復旧範囲は、各ブロック単位による。（図－3 参照）

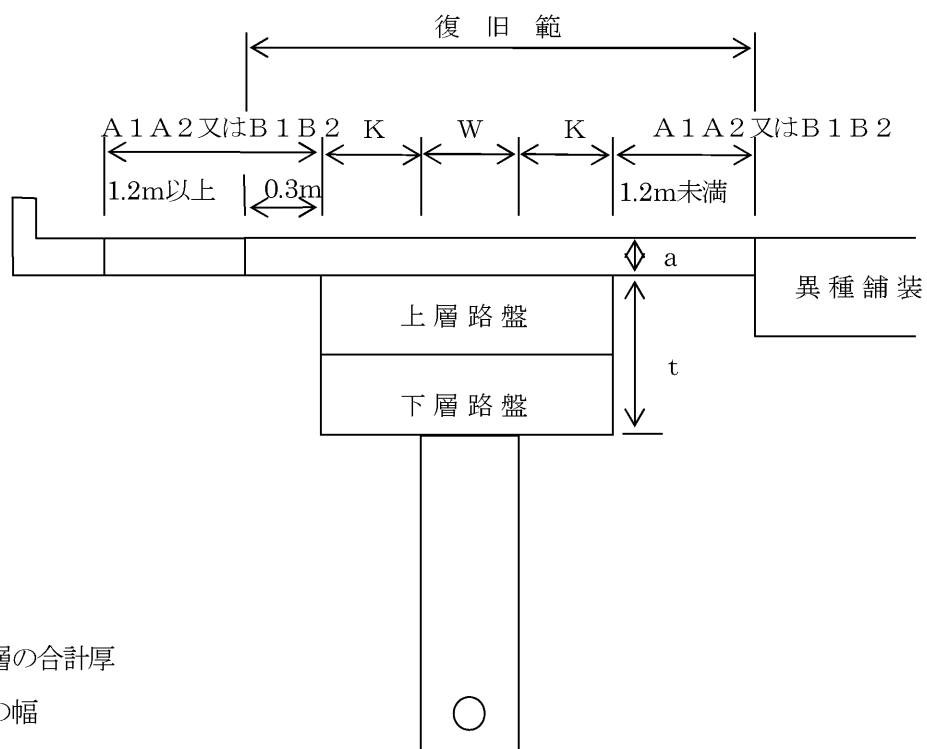
ウ その他の舗装

インターロッキングブロック、タイル舗装等は、その都度定める。

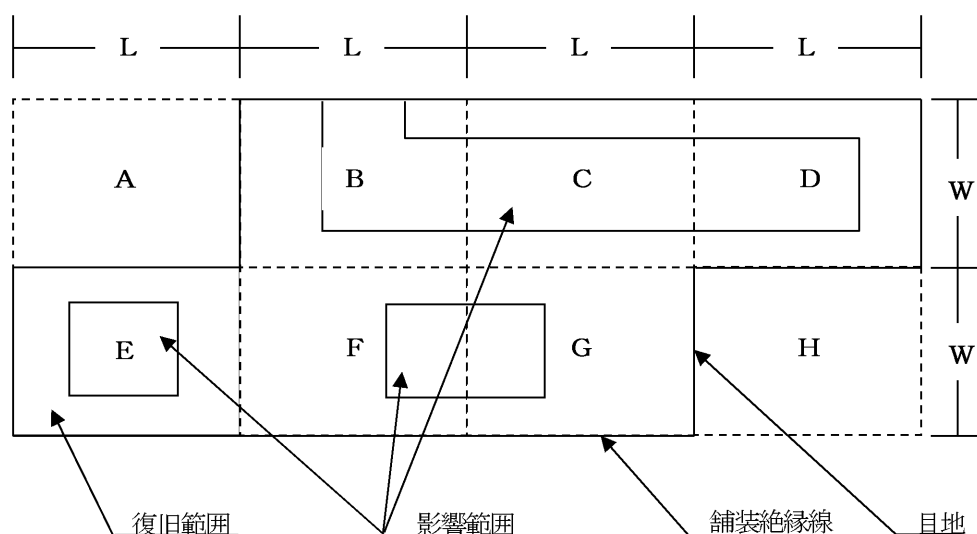
(図一1)復旧平面図



(図一2)復旧断面図



(図一3) 復旧平面図



復旧範囲：B、C、D、E、F、G、各ブロックの面積($W \times L$)

(3) 小規模占用工事の特例

小規模占用工事のうち、家庭取付管工事の影響範囲及び復旧範囲は、次によるものとする。

ア 影響範囲

$$S = (L + 2Kt) \times (W + 2Kt)$$

L＝掘削部分の長さ

W＝掘削部分の幅

Kt＝掘削による影響部分の幅＝0.1メートル

イ 舗装版の復旧範囲

(ア) 影響部分の端から、舗装絶縁線までの距離が0.5メートル未満の場合は、その部分を含めた範囲とし、0.5メートル以上の場合は、0.15メートルとする。

(イ) 表層部分の最低復旧範囲は、1.0メートルとする。

(ウ) コンクリート舗装の場合は、各ブロック単位とする。(図一3参照)

2 路盤先行工法による復旧範囲

(1) 路盤先行工法による路盤の復旧幅については、掘削の幅とする。なお、表層、基層の復旧範囲は次のとおりとする。

ア アスファルト舗装版の場合は、原則として車線区分のあるときは車線とし、車線区分のないときは全幅とする。ただし、車線区分のない車道において、中央に舗装切断線がある場合は、半幅とする。

なお、舗装絶縁線までの距離が1.2メートル未満の場合は、その部分を含めた範囲とする。

イ コンクリート舗装版の場合は、ブロック単位で復旧するものとする。

ウ 歩道については、原則全幅復旧とする。

エ 小規模占用工事のうち家庭取付け管工事の場合は、「復旧範囲の裁定要綱」((3)小規模占用工事の特例)により復旧するものとする。

オ 市長が必要と認めた場合は、指定する範囲を復旧するものとする。

(2) 路盤先行工法にて許可された案件でも、掘削時などに路盤及び路床の異常(水位が高い等)が判明した場合には、市長に立会いを求め、その上で復旧方法を決定するものとする。

(3) 路盤の復旧厚の出来高管理を充分に行い、確認できる写真を完成時に添付するものとする。

小規模占用工事の取扱い

小規模占用工事の取扱い

1 趣旨

川崎市道路占用規則(平成3年川崎市規則第33号。以下「規則」という。)第20条第1項に規定する小規模占用工事については、この取扱いの定めるところによる。

2 定義

この取扱いにおいて、小規模占用工事とは、次の各号に該当するものをいう。

- (1) 公益事業者が許可を受けた [別表] に掲げる掘削工事 ……(公益工事)
- (2) 個人又は会社が許可を受けた延長20メートル以内の掘削工事 ……(一般工事)
- (3) 工事期間が7日以内の掘削を伴わない占用工事

3 完了届の提出

占用者は「占用工事完了届」を次の要領で市長に提出しなければならない。ただし、前項第3号に規定するものは省略することができる。

(1) 提出方法

[公益工事]

ア 許可の月を基準とし、工事許可期間が1箇月以内のものについては、許可月の翌々月の15日までに1箇月分をまとめて提出する。

イ 工事許可期間が1箇月以上のもの又は工事の延期許可を受けたものは、工事が完了した月の翌月の15日までに提出する。

ウ 提出は各事業所単位とする。

[一般工事]

工事完了後14日以内に提出する。

(2) 添付書類

ア 位置図 (案内図)

イ 工事写真

(3) 提出部数

1部

4 工事写真の撮影

(1) 工事写真の種類

ア 「占用位置」の写真

「土被り」

「離れ」(道路の縦断方向に占用するもののみ)

イ 「路床の中間転圧」の写真

路床の厚さが40センチメートル以下の場合は省略できる。

ウ 「路床の上部転圧」の写真

エ 「路盤の転圧」の写真

二層の場合は「上層路盤」「下層路盤」

オ 「路面の復旧」の写真

道路ライン、路面表示を同時に写し込む。

(2) 工事写真の省略

次に該当するものは前記「工事写真の種類」ア～エを省略することができる。

ア ボーリング工事

イ 弁栓等の修理工事

ウ 電柱類の建柱工事

エ その他転圧写真の撮影が不可能な場合

(3) 撮影方法

ア 同一箇所を同一方向から撮影する。

イ 路面以外の写真は、掘削内に箱尺等を立て、各々の深さが判定できるようにする。

ウ 写真の内容を判然とさせるため、小黒板に次の事項を記入し同時に写し込む。

(ア) 工事名 (イ) 工事箇所 (ウ) 工事許可番号 (エ) 撮影年月日 (オ) 施行業者名 (カ) 工種

5 完了検査

(1) 占有者は、占用工事が完了したときは、写真検査による完了検査を受けなければならない。なお、市長が必要と認める場合は、現場立会いを行うものとする。

(2) 市長は、完了検査の際、必要と認める場合は、占有者に復旧箇所を破壊させ、地下埋設物の占用位置、舗装構造等について検査することができる。

(3) 占有者は、完了検査に不合格の場合は、市長の指示により直ちに必要な措置を講じ再検査を受けなければならない。

6 保証期間満了届の提出の省略

占有者は、「占用工事保証期間満了届」の提出について、市長が特に提出を求める場合を除き、省略することができる。市長が特に提出を求める場合については、次の要領で市長に提出する。

なお、小規模占用工事の保証期間は、砂利道を除き、完了検査後1年間とする。

(1) 提出方法

ア 規則第21条に定める保証期間が満了した翌月の末日までに提出する。

イ 提出は各事業所単位とする。

(2) 添付書類

ア 位置図（案内図）

イ 工事箇所の路面写真又はパトロール実施調査表

(3) 提出部数

1 部

7 写真の撮影

(1) 写真の種類

「工事箇所」の路面写真

道路ライン、路面表示を同時に写し込む。

(2) 撮影方法

ア 掘削箇所1ヶ所に1枚とする。ただし、1枚の写真で満了検査が可能な場合はこの限りではない。

イ 写真の内容を判然とさせるため、小黒板に次の事項を記入し同時に写し込む。

(ア) 工事名 (イ) 工事箇所 (ウ) 工事許可番号 (エ) 撮影年月日 (オ) 施工業者 (カ) 工種

8 保証期間満了検査

(1) 占有者は、「占用工事保証期間満了届」の提出を省略した場合を除き、保証期間が満了したときは、市長の指示に基づき、写真検査により保証期間満了検査を受けなければならない。なお、これによりがたい場合は、パトロール実施調査表（書式1）により満了検査を受けなければならない。

(2) 占有者は、保証期間満了検査に不合格の場合は、市長の指示に基づき必要な措置を講じ、再検査を受けなければならない。

別 表

占 用 者	工 事 名
下 水 道 事 業 者	1 延長20m以内の本管新設、撤去 2 取付管新設、撤去 3 試験掘 4 取付管陥没修理 5 マンホール修理 その他これらに類するもの
水 道 事 業 者	1 延長20m以内の本管新設、撤去 2 〃 給水管新設、撤去 3 漏水修理 4 試験掘 5 更生工事 6 マンホール、バルブ修理 その他これらに類するもの
認定電気通信事業者	1 延長20m以内の管路新設、撤去 2 試験掘 3 電話柱類の新設、撤去 4 マンホール、ハンドホール修理 5 電話ボックス その他これらに類するもの
ガ ス 事 業 者	1 延長20m以内の本管新設、撤去 2 〃 支管新設、撤去 3 供給管新設、撤去 4 試験掘 5 漏洩修理 6 マンホール、バルブ修理 その他これらに類するもの
電 気 事 業 者	1 延長20m以内の管路新設、撤去 2 試験掘 3 電柱類の新設、撤去 4 マンホール、バルブ修理 その他これらに類するもの

パトロール実施調査表

番号	許可番号	許可 年月日	工事箇所	完了検査 年月日	点検 年月日	点検 責任者名	舗装状態等 良・不	備 考